

重要文化財 玉陵 整備事業報告書

平成一六年三月

重要文化財 玉陵 整備事業報告書

那霸市



東の御番所 西方より見る



東の御番所（奥は一番座、手前は二番座）



東の御番所（御休憩の間）



東の御番所跡発掘状況全景（北側より）



参詣道発掘状況全景（西側より）（奥は東の御番所跡）

## 序 文

重要文化財「玉陵」は、那覇市首里金城町に所在し、琉球の第二尚氏王統歴代の陵墓として、一五〇一年、尚真王により亡き父尚円王（第二尚氏王統初代国王）を改葬するために築造されました。去る第二次世界大戦の沖縄戦で破壊されましたが、昭和三五年頃から三か年をかけ一部修復され、さらに昭和四九年から五二年にかけて復原修理工事が行われました。

また、昭和四七年には沖縄の本土復帰と同時に国指定文化財となり、平成一二年一二月にはユネスコの世界遺産に登録され、地元沖縄のみならず、世界人類に共通の普遍的価値を持つものと広く認められるに至りました。

玉陵は代々尚家によって管理・運営されてまいりましたが、平成四年、尚家第二二代当主尚裕氏により那覇市に無償譲渡され、以来那覇市において管理・運営を行っております。

先の復原修理後、文化庁並びに沖縄県のご支援を得て、平成一二年より建造物とその周辺施設等整備を含む玉陵整備事業（石牆の修復、ガイダンス施設の建設、東の御番所の復元、参詣道整備）を行ってまいりましたが、このたび終了し、昔日の姿が再興されることとなりました。

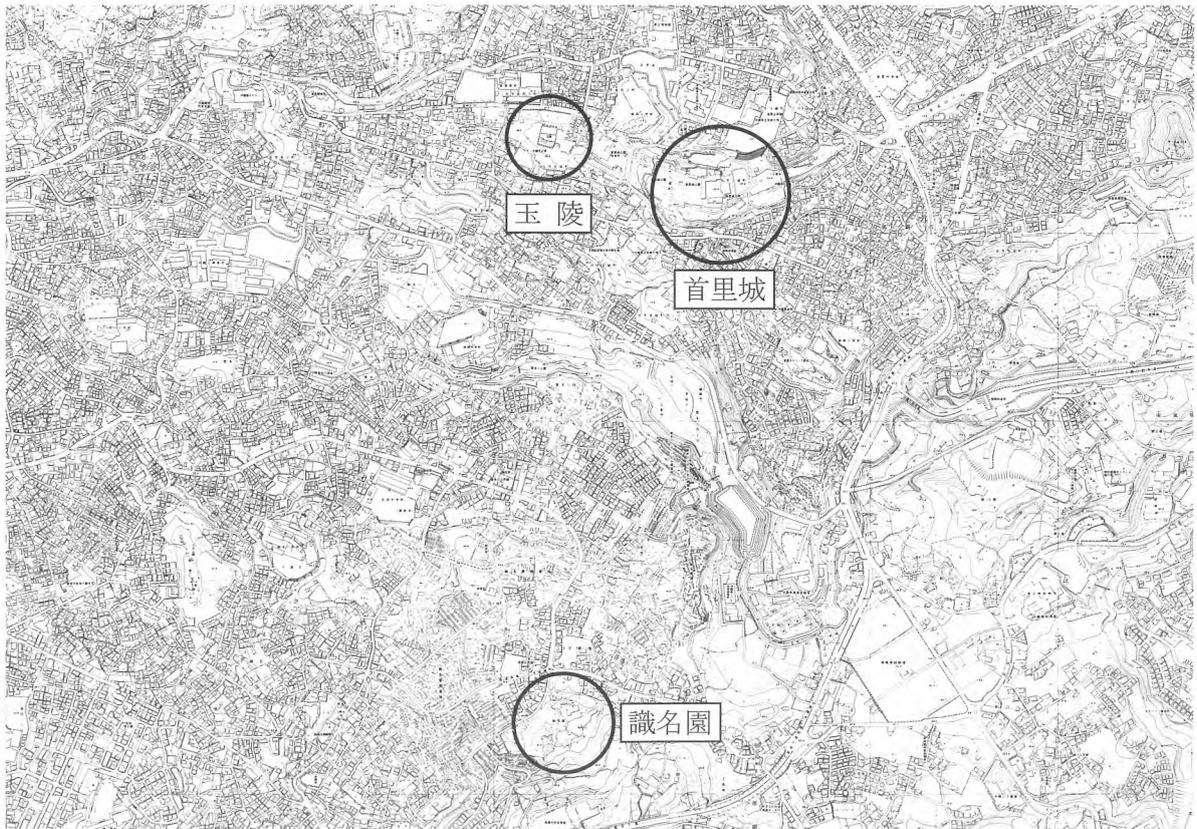
本事業実施に際し、ご指導・ご協力を賜りました文化庁、沖縄県及び玉陵御番所復元整備検討会委員、工事関係者各位に対し厚く御礼申し上げます。

本書は、整備の経過、関係資料、記録写真、図面等を集録し、将来の参考に資するものであります。

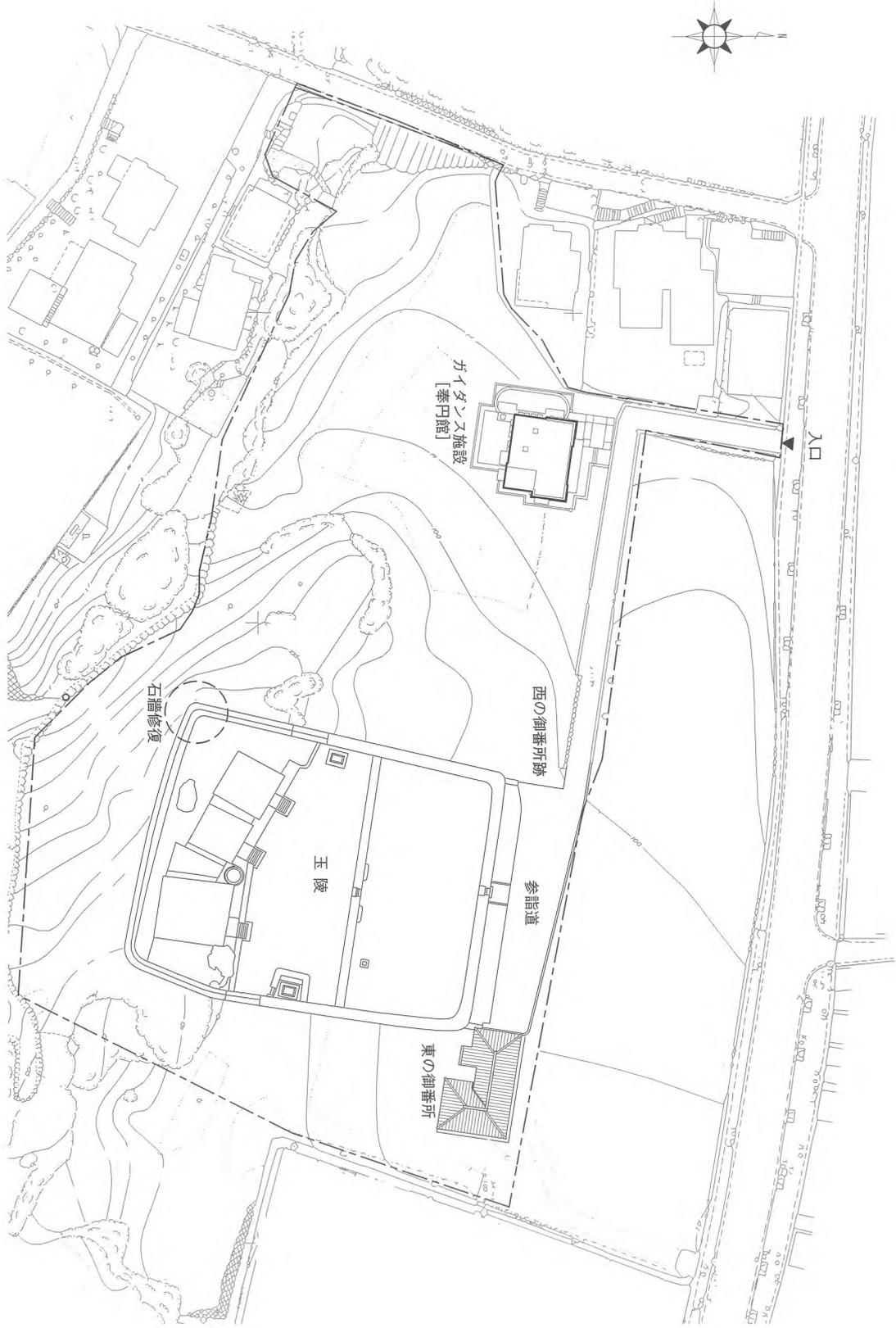
## 例言

- 一、本報告書は、重要文化財玉陵（タマウドウン）の環境整備事業の一環として発行するものである。
- 二、編集にあたっては、整備の概要のほか、工事前に実施した発掘調査事項および東の御番所（アガリヌウバンジュ）に関する各種参考資料などをまとめた。
- 三、図面については工事中に作製した記録図とその他の説明図を、写真については工事中並びに竣工の記録のほか、主要な資料を掲載した。
- 四、本文および図面中の寸法の単位は、尺貫法とメートル法の両方を必要に応じて使っており、あえて統一していない。
- 五、本文は次のとおり分担して執筆した。

第一章、第六章、第七章	（株）国建	平良 啓
第二、四章	那覇市教育委員会生涯学習部文化財課	福元 真一郎
第五章	那覇市教育委員会生涯学習部文化財課	大久 肇
		玉城 安明
- 六、本報告書の編集は（株）国建が行った。



位置図



敷地配置図



# 目次

## 第一章 概説

第一節 玉陵の概要	1
第一項 玉陵の歴史的経緯と特徴	
第二項 玉陵の復原修理	
第二節 指定	2

## 第二章 整備事業

第一節 事業経過の概要	3
第一項 事業概要	
第二項 事業関係者	
第三項 事業費	
第四項 玉陵史跡等整備工程表	

## 第三章 玉陵石牆修復工事

第一節 事業の概要と経過	5
第一項 事業に至る経過	
第二項 事業の経過	
第三項 工事組織	
写真	7
図面	11

## 第四章 ガイダンス施設工事

第一節 事業の概要と経過	13
第一項 事業に至る経過	
第二項 事業の経過	
第三項 計画概要	
第四項 工事組織	
写真	17
図面	21

## 第五章 発掘調査

第一節 調査経過	27
第一項 東の御番所	
第二項 参詣道	
第二節 層序	28
第三節 遺構	29
第一項 東の御番所	
第二項 参詣道	
第四節 出土遺物	32
第五節 西の御番所について	33
第六節 付記	33
図面	35
写真	57

第六章 東の御番所復元工事

第一節 歴史的経緯と施設の概要 ..... 125

第一項 玉陵御番所の歴史的経緯と概要

第二項 番所について

第二節 調査 ..... 127

第一項 古写真

第二項 聞き取り

第三節 建物形状・規模等の分析 ..... 136

第一項 柱間寸法

第二項 間取りの想定

第三項 立面形状

第四項 断面寸法

第四節 復元の基本方針と復元計画 ..... 151

第一項 基本方針

第二項 計画地盤高の設定

第三項 建築計画

第五節 事業概要 ..... 162

第一項 事業に至る経過

第二項 事業の経過

第三項 計画概要

第四項 工事組織

第五項 事業費

第六節 工事の実施 ..... 164

第一項 工事事務

第二項 工事実施仕様

写真 ..... 171

図面 ..... 199

第七章 参詣道復元工事

第一節 事業経過の概要 ..... 233

第一項 事業に至る経過

第二項 事業の経過

第三項 工事組織

第四項 事業費

第二節 工事実施仕様 ..... 234

写真 ..... 237

図面 ..... 247

# 第一章 概説

## 第一節 玉陵の概要

### 第一項 玉陵の歴史的経緯と特徴

玉陵（霊御殿）は、那覇市首里金城町に所在し、琉球の第二尚氏王統歴代の陵墓として、一五〇一年、尚真王により亡き父尚円（第二尚氏王統初代国王）を改葬するために築造された。去る第二次世界大戦の沖縄戦で破壊され、戦後しばらく荒廃したままであったが、昭和三五年頃から三か年をかけ一部修復され、さらに昭和四九年から五二年にかけて復原修理工事が行われた。

昭和四七年には沖縄の本土復帰と同時に国指定文化財となり、平成一二年二月にはユネスコの世界遺産に登録された。

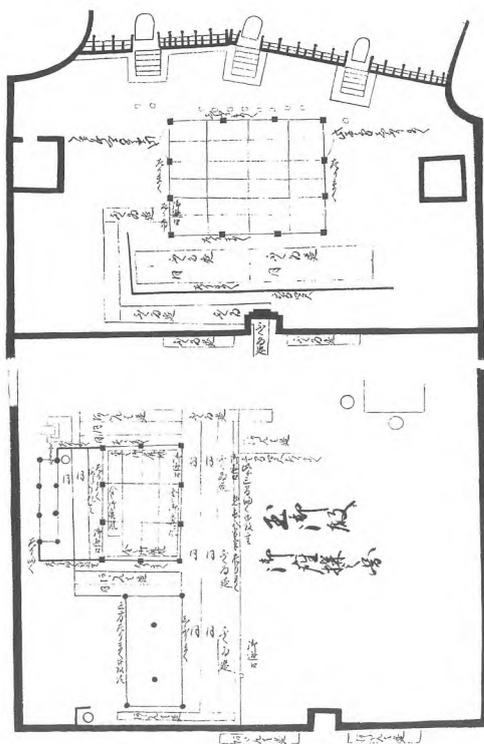
玉陵は代々尚家によって管理・運営されていたが、平成四年、尚家第二二代当主尚裕氏により那覇市に無償譲渡され、以来那覇市において管理・運営を行っている。

陵墓の概要は次の通りである。自然の岩山を穿ってそこを墓室とし、灰色で平瓦葺の切妻屋根を設け、前面に切石を積み上げ、さらに石高欄のついた基壇を設けている。規模は東西約五五m、南北約四五mで、周囲をぐるりと石積みで囲っている。外庭、中庭で空間構成され、それぞれ石積みの中央には石門がある。墓は中庭に北向きで配置されており、墓室はそれぞれ独立した三つの部屋で構成され、東にある東室には王と王妃の蔵骨器を安置し、中央の中室は洗骨までの遺体を安置する部屋で、西室は王子、王女らの遺骨を安置する部屋となっている。

玉陵の最も大きな特徴は、自然の地形を生かしながら、石材などによって当

時の木造建築物を表現していることにある。さらに、正面基壇の構えは、首里城の正殿や奉神門などの基壇とほぼ共通しており、琉球王朝の重要な施設の一つであったことは、造形的特徴からもうかがい知ることができる。

■「球陽」尚真王二五年（一五〇一）（出典：球陽研究会編 角川書店発行）  
「尚円王已に薨じ、見上げ森陵に葬る。今番、新に玉陵を中山坊内の地に築く。前は首里大街に臨み、東は天界寺に側る。先王尚円を奉じて此の玉陵に移葬す。」



(2枚の図を合成)

「図帳」〈勢頭方〉（沖縄県立芸術大学所蔵）  
中庭と外庭に仮設の幕を張り、筵を敷いて大掛かりな設営を行っている。外側の両御番所は描かれていないが、儀式の際は何らかの関わりはあったと想定される。ちなみに、この資料には浦添ようどれと山川陵も同様な仮設設営の表現がなされている。

## 第二項 玉陵の復原修理

去る沖縄戦で破壊された玉陵がその後、今日に見られる姿に復原修理された。

昭和五二年の復原修理について、「重要文化財 玉陵復原修理工事報告書」

(重要文化財玉陵復原修理委員会) から概要を整理する。

工事関係者

玉陵修理委員会 (委員長：沖縄県教育長)

設計監理：(財)文化財建造物保存技術協会

工事請負者：金秀建設株式会社

総事業費：一四一、一九五、〇〇〇円

工期：昭和四九年二月から昭和五二年九月まで

施工範囲：周囲石牆、墓室外部・内部、塔、前壇、高欄、中門、第一門、その

他、室内調査



修理後 墓室方向を見る

## 第二節 指定

文部省告示

文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一項の規定により次の表に掲げる文化財を重要文化財に指定する。

昭和四十七年五月十五日 文部大臣 高見 三郎

名称	員数	構造及び形式
玉陵 墓室 石牆	五棟	東室、中室、西室よりなる、各石造、切妻造、瓦葺、および階段付属 四面一周、延長一九二・〇メートル、第一門を含む 中門左右延長四一・二メートル 附 石獅子 一對 石碑 一基 大明弘治十四年九月大吉日の刻銘がある

所有者	所有者の住所	所在の場所
尚裕	沖縄県那覇市天久 一〇〇三番地	沖縄県那覇市首里金城町 一丁目三番地

## 第二章 整備事業

### 第一節 事業経過の概要

玉陵整備事業は、国の史跡等活用特別補助要項により国・県の補助を受け、平成一二年から実施された。

一二年度は、先に崩落の確認された玉陵石牆の修復工事を行い、一三年度は、管理棟（軽量鉄骨造）が老朽化したため、また今後増えることが予想される来訪者に対応するため、管理と資料展示を兼ね備えたガイダンス施設の建設を行った。一四年度は、玉陵とその周辺の歴史的景観の回復を目指し、かつて東西にあった御番所のうち、東の御番所の復元整備を行い、一五年度は参詣道の整備を行った。

また東の御番所及び参詣道の整備に先立ち、一二年度から一三年度にかけて発掘調査を実施した。

なお、東の御番所の復元、参詣道整備にあたっては、できる限り往時の姿を復元するため、歴史、民俗、建築、考古等の専門家からなる玉陵御番所復元整備検討会を発足し、設計から工事に至るまで、あらゆる角度から検討を行った。

### 第一項 事業概要

#### ■平成一二年度

- ・玉陵石牆修復工事実施設計・写真測量
- ・玉陵石牆修復工事
- ・玉陵東西御番所跡発掘調査
- ・玉陵ガイダンス施設実施設計

#### ■平成一三年度

- ・玉陵石牆凶化業務
- ・玉陵ガイダンス施設新築工事
- ・玉陵東の御番所実施設計
- ・玉陵参詣道発掘調査

#### ■平成一四年度

- ・玉陵東の御番所復元工事
- ・発掘調査資料整理

#### ■平成一五年度

- ・参詣道整備工事

### 第二項 事業関係者

◎玉陵御番所復元整備検討会

委員長 嵩元 政秀 那覇市文化財調査審議会委員

委員 真栄平房敬

〳 久高 幸正

〳 福島 駿介 琉球大学工学部教授

〳 赤嶺 和雄 (有)設計同人GAN代表

〳 田名 真之 那覇市歴史資料室室長

調査指導

文化庁主任文化財調査官 本中 眞

沖縄県教育庁文化課 上地 博



### 第三章 玉陵石牆修復工事

#### 第一節 事業の概要と経過

##### 第一項 事業に至る経過

玉陵は去る沖繩戦で米軍の集中砲火を受け、墓室、石牆等原形をとどめぬ程の被災を被った。昭和三五年頃から三か年をかけ、一部石牆の修復を行ったが、残りの石牆や墓室等は損壊したままの状態であった。昭和四九年から五二年にかけて、本格的な復原修理工事が行われた。

その後、長年の風雨による劣化を原因として、平成一〇年九月の大雨により南西側石牆の一部が崩落した。

そこで那覇市では崩落した部分の調査を行い、被害拡大防止及び危険防止のための応急措置を行い、今後の石牆修復について各方面へ調整及び準備を行った。こうして玉陵の石牆の修復は、平成一二年年度国庫補助事業（玉陵史跡等活用特別事業）として認められ、平成一二年一二月に着手された。

##### 第二項 事業の経過

玉陵は国指定の建造物であり、その破損状況調査や補修については慎重に行う必要があることから、所有者である那覇市は、工事実施のための設計図書を作成及び崩落状況の写真測量、記録保存のための図化業務を株式会社琉球サーベイへの委託により実施した。

修復工事は那覇市の直轄工事とし、請負者は指名競争入札を経て平成一三年三月一二日に契約後、直ちに工事に着手、同年三月二〇日に全ての工事を終了した。

なお、工事の際にはできる限り既存の石を使用することとし、不足分については新材で補填し修復工事を行った。

##### 第三項 工事組織

###### 事業者

那覇市 市長 翁 長雄志

教育長 渡久地 政吉

###### 教育委員会文化財課

課長 金 武正紀

主幹兼係長 古塚 達朗

主任技師 中山 秀

###### 施工関係者

実施設計・写真測量 (株)琉球サーベイ(那覇市久米一―八―八)

代表 下川 満

石牆修復工事 (株)ガキや興産(那覇市字国場一―八五―六)

代表 我喜屋 満

図化業務 (株)琉球サーベイ(那覇市久米一―八―八)

代表 下川 満

総事業費・九、〇五七、〇九〇円

工期・平成一三年三月一二日から平成一三年三月二〇日まで

玉陵石牆実施設計業務委託 四九八、七五〇円

玉陵写真測量業務 四九九、五九〇円

石牆修復工事 七、五六〇、〇〇〇円

玉陵石牆図化業務 四九八、七五〇円

合 計 九、〇五七、〇九〇円



1. 石牆修復前



2. 石牆修復後



6. 石積設置 (前面)



7. 石積設置 (背面)



8. 排水孔蓋石設置



9. 足場解体前



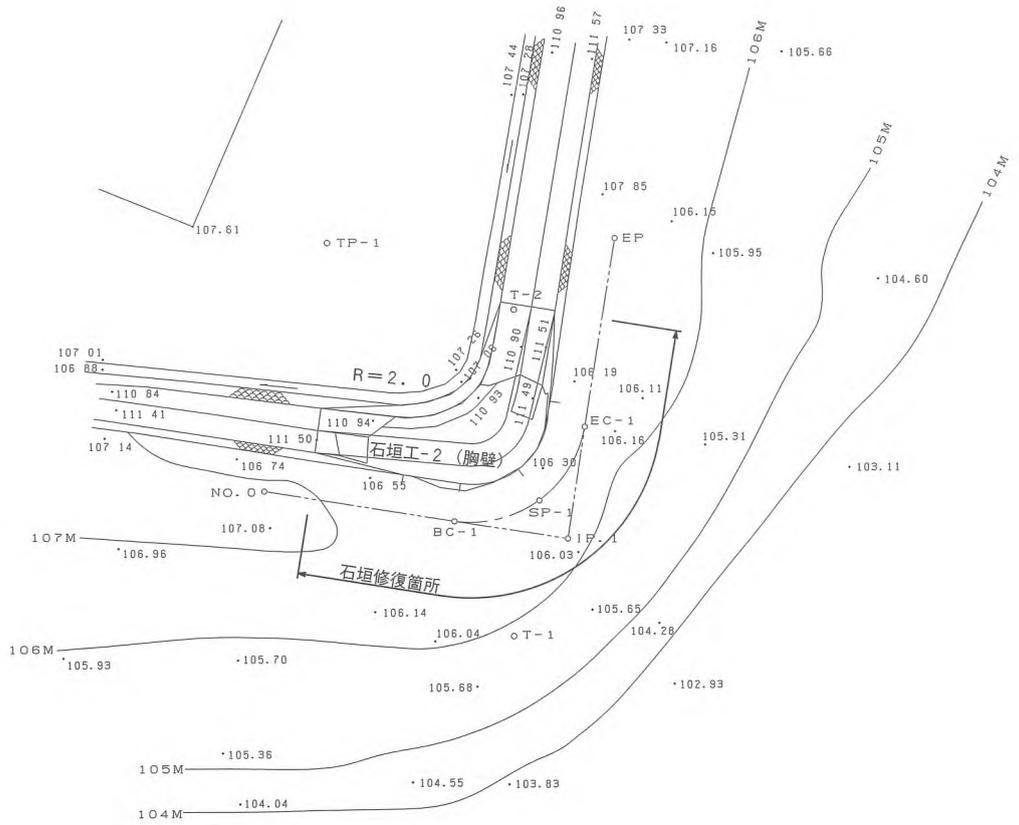
3. 解体前検測 (前面左側)



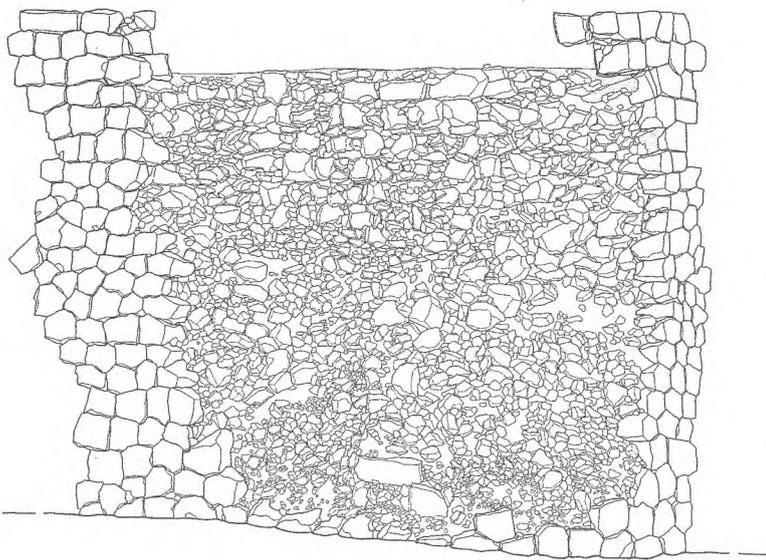
4. 石積解体 (背面)



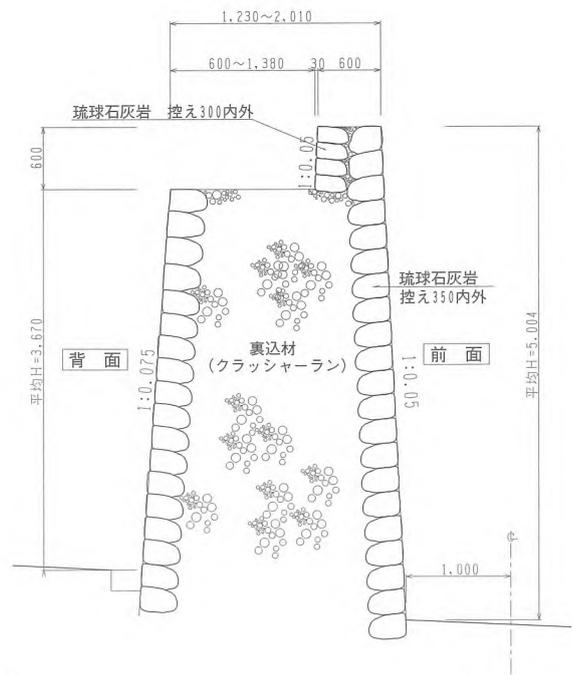
5. 石積解体 (前面左側)



石牆平面図



石牆側面図 (前面)



## 第四章 ガイダンス施設工事

### 第一節 事業の概要と経過

#### 第一項 事業に至る経過

玉陵は代々尚家によって管理されてきたが、平成四年、尚家第二二代当主尚裕氏により那覇市に無償譲渡され、以後那覇市において管理・運営を行つていく。

尚氏所有時（昭和六〇年頃）に設置された玉陵管理棟（軽量鉄骨造）は、譲渡された時点で既に傷みが激しく、シロアリの被害や雨漏り等があり、その都度応急措置を講じてきた。また、便所が一カ所（男女兼用）しかないため慢性的な不便をかこっており、特に団体見学等、一度に大勢の人数が訪れた場合には対応ができないため、利用者からの苦情が絶えなかった。

一方玉陵は陵墓であることから、外観を臨むことはできるが、その内部構造等については窺い知ることは困難である。また、沖縄には我が国で唯一「洗骨」を行うという特殊な葬法があった。それがどのような外界観に基づき、どのような手順で、どのように葬られているか等について、説明板やリーフレットで対応してきたが、十分に理解を得ることが困難な状況にあった。

そこで、ガイダンス施設を建設し、管理棟の老朽化による日常的な雨漏りやトイレ不足による慢性的な不便の解消を図るとともに、資料展示スペースを設けて、写真パネルや墓室内部の構造及び形状等についての模型（墓室石牆、玉陵碑、石獅子、厨子等）を展示し、本県における葬墓制を紹介することにより、玉陵に対する理解を深め、文化遺産の活用を図ることとし、関係方面へ調整及び準備を行った。

こうして玉陵ガイダンス施設工事は、平成一三年度国庫補助事業として認められ、同年九月に着手された。

#### 第二項 事業の経過

建設工事に先立ち、所有者である那覇市は基本設計案を作成するため、平成一二年二月より教育委員会関係課から成るプロジェクトチームを編成し、現場調査等をふまえて、鉄筋コンクリート造平屋建て（赤瓦屋根）案と、管理部門を地上に配し資料展示部門を地下に配置した一部地下案の二案を作成した。

この基本設計案を同年八月の那覇市文化財調査審議会に提案し、玉陵は聖域であり文化遺産の価値を損なうことのないよう周辺環境に配慮した計画をすべきとの理由から、一部地下案の採用が決定された。

同年一〇月、玉陵ガイダンス施設実施設計業務の入札を実施し、(有)設計同人GAN（赤嶺和雄代表）が落札。実施設計に当たっては、構造物の存在感を和らげるために地下化を図り、また、土地の資源を活かした建築意匠を取り入れる等の工夫をした設計とした。また、当該地域は首里金城地区都市形成景観地区にあることから、平成一三年二月にガイダンス施設計画が那覇市都市景観審議会に付議され、同意を得た。

さらに、建設予定地が第一種低層住居専用地域に指定されており、ガイダンス施設（展示場）等の建設については、用途上建築基準法第四八条第一項に適合しないため建築審査会の許可が必要であることから、平成一三年三月に地域住民への公聴会を実施し、その後建築審査会を経て同年四月に建築許可を得た。

工事は那覇市の直轄工事とし、指名競争入札を経て、請負者は平成一三年九月六日に着手、平成一四年二月二五日に全ての工事を完了した。

### 第三項 計画概要

・ 建物は地上部分のポリウムを必要最小限の面積とし、展示室等は地下階に設置する。

・ 事務室(管理室)、便所(男子・女子・身障者用)を一階に設ける。

・ 地下部分に資料展示室を設け、写真、パネル、玉陵墓室内部の模型を展示し、玉陵及びその歴史、沖繩における葬墓制度等文化的背景を紹介する。

工事名… 玉陵ガイドンス施設新築工事

所在地… 那覇市首里金城町一―三―二

敷地面積… 一〇、八九四<sup>㎡</sup>

床面積… 二六八・三六<sup>㎡</sup>(二階一―三・四三、地階一五四・九三)

建築面積… 一二四・四二<sup>㎡</sup>

構造・規模… 鉄筋コンクリート造(地上二階 地下一階)

屋根… コンクリートスラブ

外壁… コンクリート打ち放し一部琉球石灰岩貼り

主要用途… ガイダンス施設(事務室、便所、展示室)

1階 事務室(管理室) 二九・六一<sup>㎡</sup>、

便所(男・女・身障者)二四・〇二<sup>㎡</sup>

地階 展示室 一〇七・六一<sup>㎡</sup>

その他 階段室、ホール、エレベーター、展示ケース、倉庫



玉陵墓室模型

第四項 工事組織

工事関係者

事業者

那覇市

市長 翁長雄志

教育長 渡久地政吉

教育委員会文化財課

課長 金武正紀

主幹兼係長 古塚達朗

技査 大久肇

設計・監理 (有)設計同人GAN(那覇市泊二二二八―二)

代表 赤嶺和雄

施工

建築工事他 (有)新生実業(那覇市山下町一―二五)

代表 又吉江美子

電気工事 照屋電気(株)(那覇市首里石嶺町三―三二―三)

代表 照屋林正

機械設備工事 (有)東海空調サービス(那覇市港町二―四―四)

代表 名嘉清治

仮設及び解体 (株)沖縄カネヒロ(那覇市泉崎一―二二―一)

代表 廣渡勝利

資料展示 (有)バグハウス(宜野湾市嘉数一―二二―一四)

代表 三嶋啓二

総事業費 八二、九一七、四五〇円

工期：平成一三年九月六日から平成一四年二月一五日まで

ガイダンス施設新築工事(設計)業務	二、四六七、五〇〇円
ガイダンス施設新築工事(監理)業務	二、三六二、五〇〇円
ガイダンス施設新築工事(建築)	五四、三九〇、〇〇〇円
ガイダンス施設新築工事(機械)	七、三五〇、〇〇〇円
ガイダンス施設新築工事(電気)	一二、二八五、〇〇〇円
ガイダンス施設新築工事(仮設及び解体)	一、二八一、〇〇〇円
資料展示	二、一〇〇、〇〇〇円
資料展示ケース	四〇九、五〇〇円
スロープ工事	二七一、九五〇円
合計	八二、九一七、四五〇円



1. 正面入り口



2. 地階 展示室



6. 地階ドライエリア



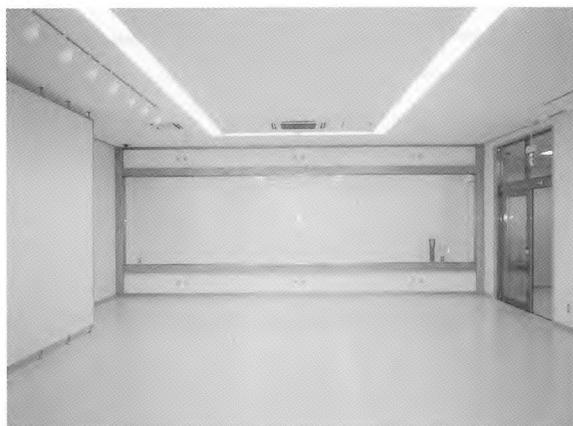
3. 吹抜け上部 (南側より)



7. 管理室



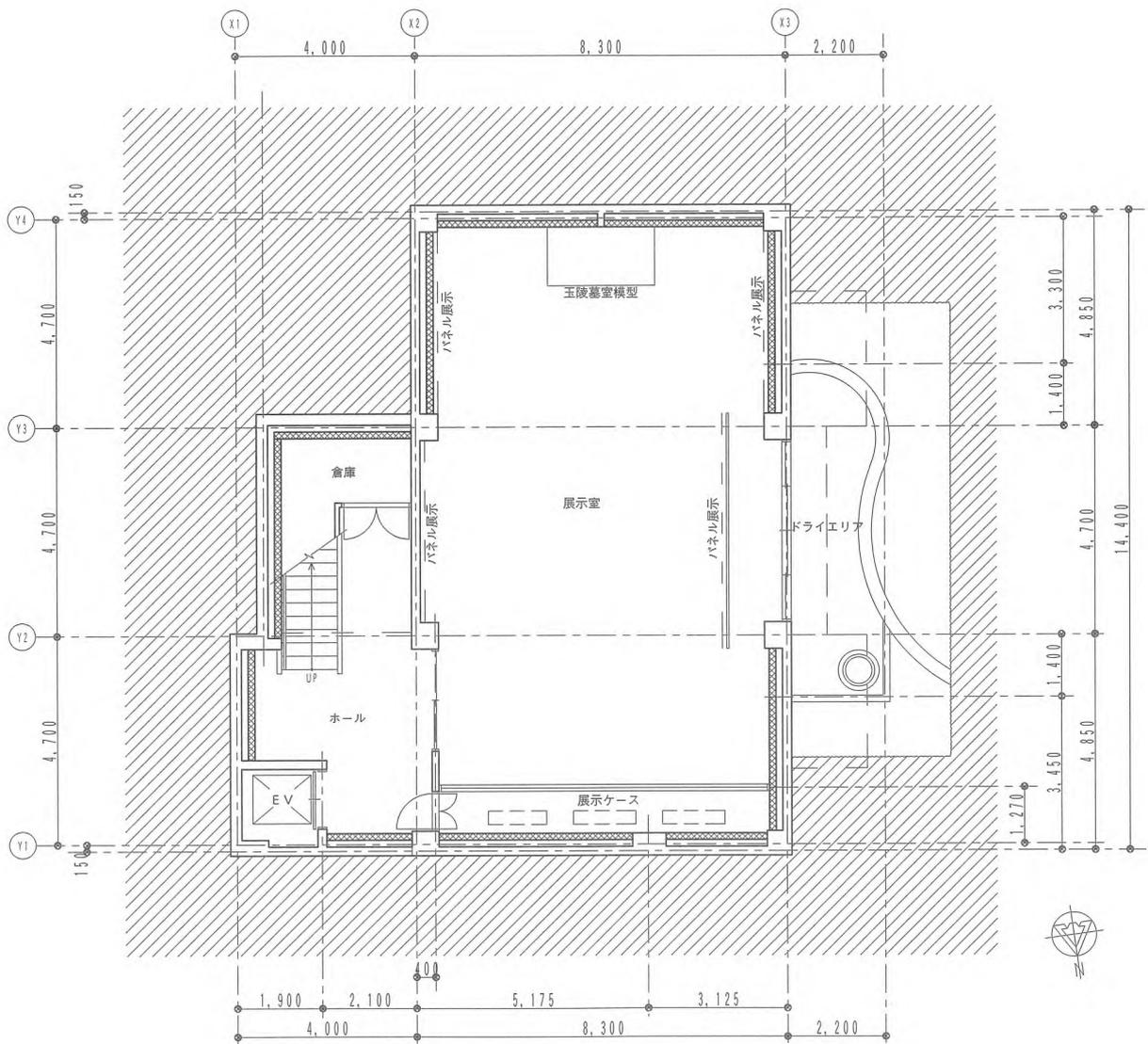
4. 1階ホール (南側より)



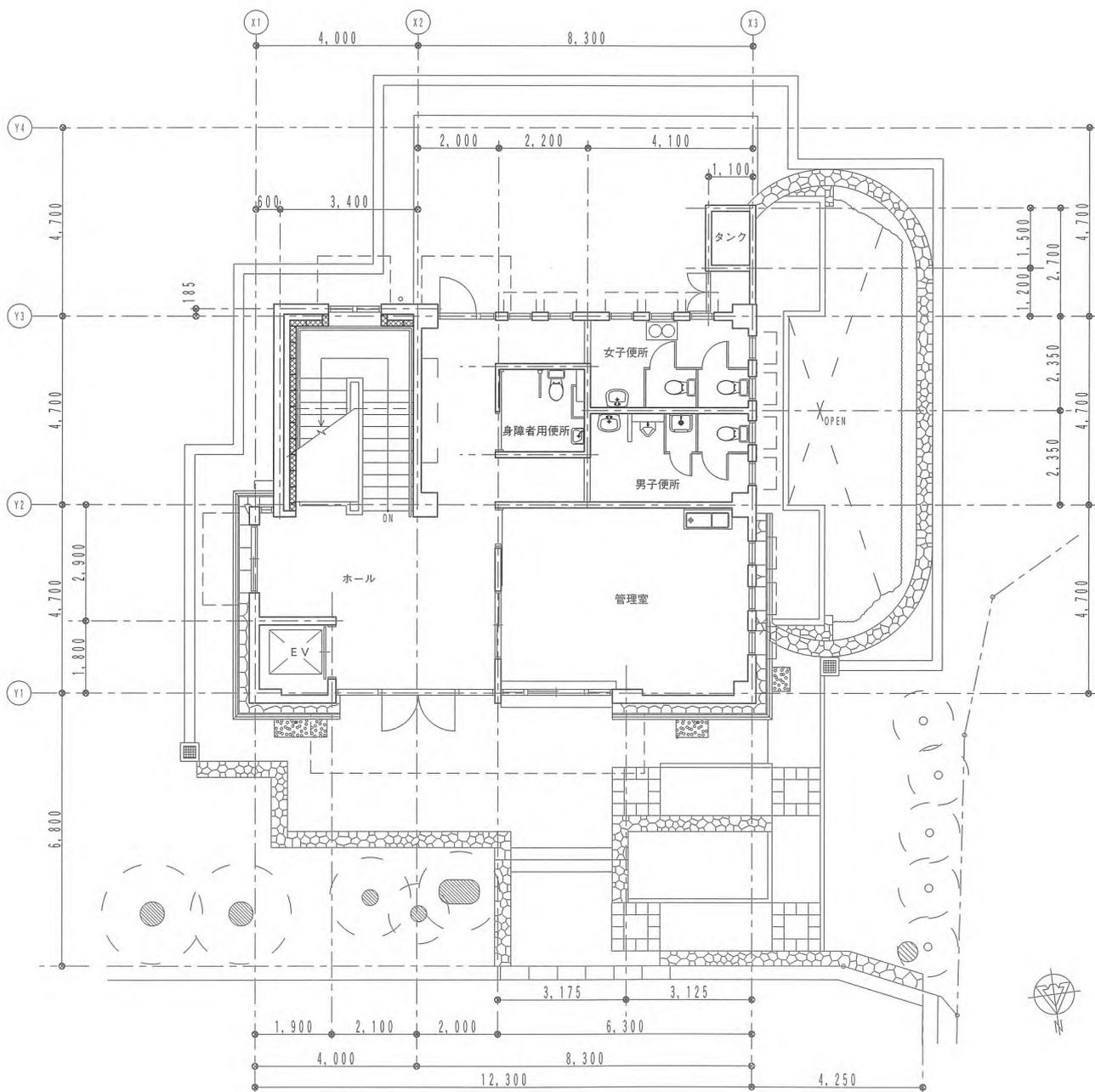
8. 展示室



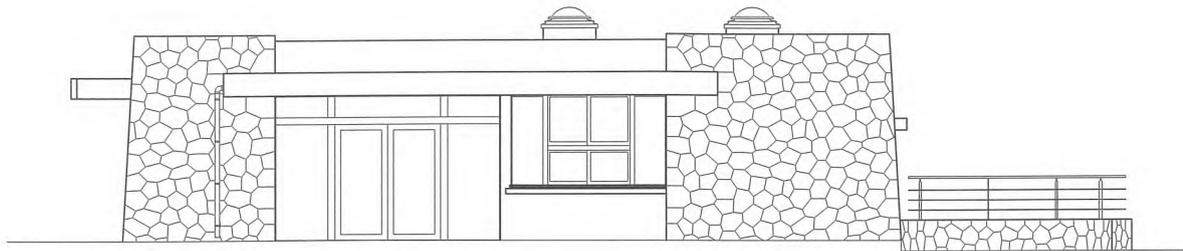
5. 1階ホール (西側より)



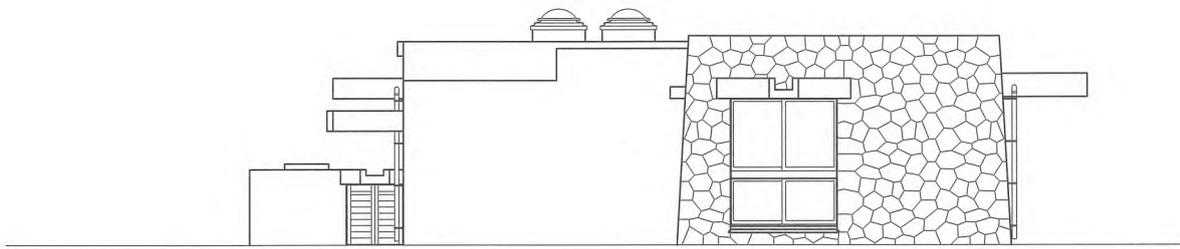
地階 平面図



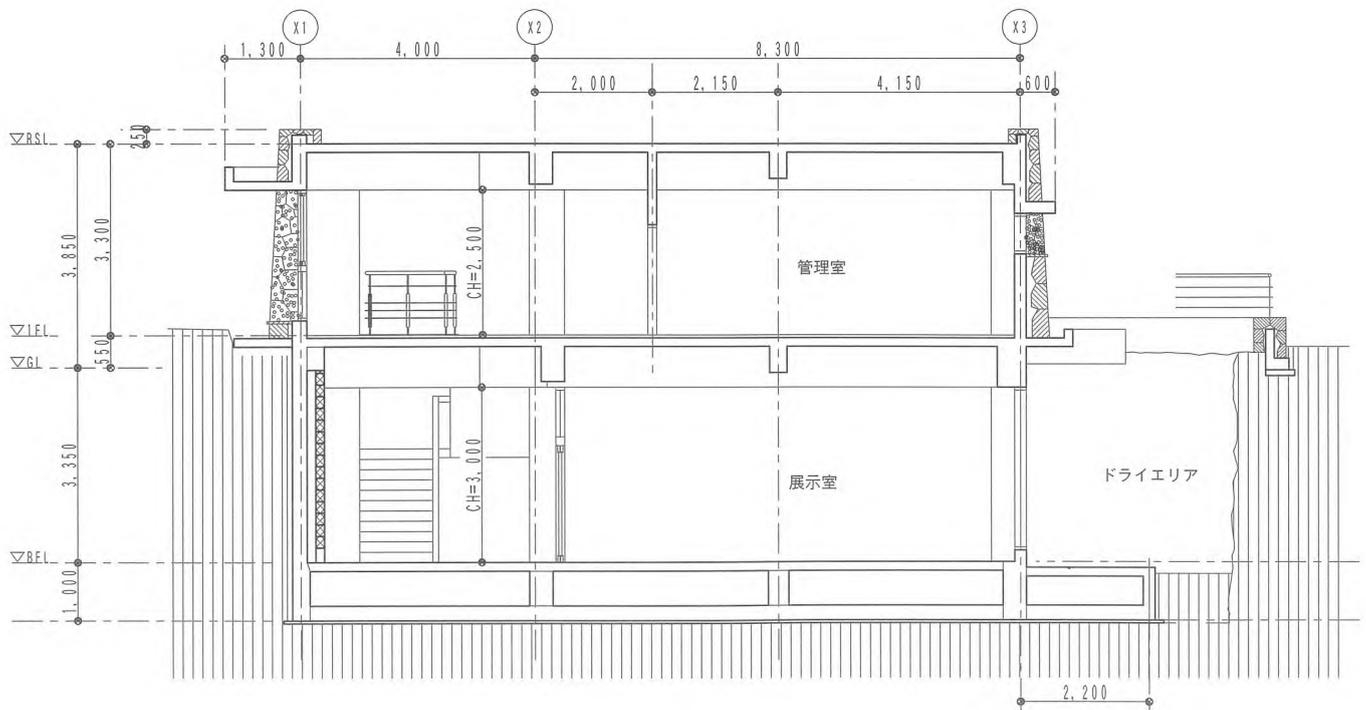
1階 平面図



北側立面図



東側立面図



断面図

## 第五章 発掘調査

整備事業計画にもとづき、事業初年度に東西御番所、翌年度に参詣道の発掘調査を実施した。以下、それらの調査成果について順に概要を記す。

なお、東西御番所のうち、調査のメインは東の御番所であった。したがって、本文では(図面・写真とも)、特に断りのない限り「御番所」としたものは「東の御番所」を指している。

### 第一節 調査経過

第一次調査として平成二二年九月から平成二三年一月にかけて御番所の発掘調査を、同年一〇月から一月まで第二次調査として参詣道の発掘調査を実施した。

#### 第一項 東の御番所

調査では、事前の聞き取り調査や古写真等を参考に、建物のあったと目される場所での試掘調査から実施した。ここ玉陵東方一帯は一般の見学コースからも外れた場所で、ホウオウボク・ガジュマル・デイゴ等の巨木、またこれらを取り巻くようにクロトン・ハイビスカス等低木の植え込みが繁茂しており、隣接する首里城公園管理センターとの目隠しの役割を果たすなど、戦前の荘厳な雰囲気を漂わせている。このため管理用通路の除草や低木の剪定がなされるのみであった(図版1の1)。

調査ではなるべくこれら樹木の影響を受けないと思われる場所を任意に選定、トレンチを設け掘削を開始した。トレンチ内ではまず現地表下約一〇cmにおい

て遺構と思われる石敷きの面が露出した。これの性格と広がりをもとめ、周囲に掘り広げるとともに土層の確認を行った。その結果、石敷きは丁寧に加工した琉球石灰岩による切石が用いられており、敷き方も均一で縁の石列は直線的な規則性を持っている点、その広がりも試掘トレンチの範囲を超えて南北に及び、途中で西側に折れ曲がり延びる点等、建物に関連する施設の様相を呈しており、戦後の攪乱の及んでいないことも分かった(後に判明した基壇の一部)。

この時点において、往時の建物、つまり調査の目的である御番所に伴う遺構と判断。御番所の位置とさらにその遺構が比較的良好に包蔵されている可能性が確認されたのである。この結果を踏まえ、全面的な発掘調査へ移行することとなった。

試掘で判明した遺構を中心として調査区全域を対象にグリッド設定を行った。ほぼ東西に直線に二m間隔で平行するラインと、これに直交する同じくほぼ南北に二m間隔で平行する直線のラインを設けた。前者はアルファベットで北から南へA、B、C、・・・とし、後者は算用数字を用いて東から西へ1、2、3、・・・とした。したがって、発掘区におけるグリッドはこれらのラインが合わさることで二m×二mの正方形を形成する。各グリッドの名称は、それぞれ北東隅の交点の名称で呼んだ。例えば御番所の発掘区で最も北東側に位置するグリッドはH-95ということになる(第1図の右下隅の方眼枠)。なお、参詣道におけるグリッドもこれに対応する。

さて、遺構の広がり調査範囲も拡大するにつれて、調査地内における樹木の伐採および剪定を余儀なくされた。他方、これらに混じって溜め置かれた土砂や園芸資材、周辺から持ち込まれたとみられる産業廃棄物、さらには玉陵石牆の古材片と思しき切石等が多量に散在しており、これらも併せて除去しながら調査を進めた。地中の樹根の切除、あるいは発掘調査用の残土置場についても同様である。以上の作業は遺構に影響を及ぼさないようにとの配慮から、基

本的に人力で行った。従ってその作業にはかなりの労力を要した。ちなみに、調査終盤時には第二次大戦当時の不発弾（砲弾）も発見され、自衛隊による不発弾処理作業も行われた。

掘り方作業では、確認された遺構の広がりを追いかけてながら、グリッド毎に掘り進めていった（図版1の2・3）。なかなか遺構全体の範囲が掴めず、グリッドを何本か飛ばして範囲確認のトレンチも設けてみた。各グリッドには土層観察のアゼを設け慎重に掘り進めたが、状況の判明した箇所については写真撮影や実測図面作成を行いながら漸次アゼを除去していった。最終的に遺構全体の範囲を確認するために要した掘り方面積は当初予想を大きく上回り、約二八〇m<sup>2</sup>であった。掘り方作業の過程で検出された遺構や遺物等は、必要に応じて随時写真や実測図面を作成し掘り進めた。掘り方作業終了後に遺構全体の写真撮影と実測作業を行い、調査を完了した。

## 第二項 参詣道

第二次調査として実施した。現在券売所（現ガイダンス施設棟。当時は施設棟の建設工事中で、それまで同地にあった券売所は工事の間仮設で玉陵の北側へ移動）から玉陵側へは整備された舗装路が真っ直ぐ伸びているが、途中、丁度玉陵の正面石垣に面した辺りから舗装路は途切れ、そこから先は生垣やワイヤーメッシュで仕切られた狭い砂利敷きの通路となる。この辺りが、前年度発掘調査で確認された東の御番所まで続くかつて玉陵の参詣道があったとされる場所である。

調査に先立って、まず通路を仕切っている生垣の除去に着手した。その後地表面を覆っている砂利を除去し発掘調査を開始した。調査地全域が見学者のコースとなっており調査による通路の規制が困難なため、安全面を考慮しバックホー

等の重機の使用は最小限に抑えた。

確認された遺構や遺物はその都度、必要に応じて写真撮影及び実測を行った。掘り方終了後、全体の写真撮影及び実測作業を行い調査を完了した。

以上、発掘調査の過程で明瞭に残る遺構が判明した。全体的にみると、基壇および石敷き等は概ね残り、建物の具体的な範囲が分かった。また部分的にはあるが礎石の発見は建物の配置を窺うことが出来た。その一方で攪乱を受けた箇所も多かった。参詣道において確認された二箇所の大きな窪みは爆弾の炸裂による抉れとみられるが、これなどは遺構に直接刻まれた戦争の痕跡であり、いわば戦災による直接の被害を示す最たるものである。

さらに戦後の掘削や客土による攪乱の影響も大きかったように思われる。いたる所で植樹された樹木の根が張って石積みや土層を壊している状況や、樹木の養生のための客土、散水のための水道管やセメント製の溜井等も確認されている。さらにこれらを造成する際使用したであろう重機によるバケットの掘削跡やキャタピラの痕跡も見られた。特に建物跡北西側や参詣道西側等ではこの掘削が地山にまで及んでいた。従って基壇上面建物跡の遺構の殆どは勿論、御番所造営以前の堆積土も残されていなかった。

## 第二節 層序

調査によって確認された層序について触れる。先述のとおり建物消失以降の大きな変化があった事が土層の観察によって確かめられた。このため複雑な堆積をみせている。したがってここでは煩雑を避けるため、次の三つの層準に絞って記述する。

### ①戦後の造成層

戦災による建物倒壊以降、現在に至るまでの表土を含む堆積層の一群である。遺構全体を覆っており、局部的な広がりを持つ多様な層が認められるが、層準は後述の②の上位にあつて、切り合い関係から後世のものである。サンゴ砂利層、クラッシャー層等の客土層、倒壊した建物の瓦を多量に含んだ瓦溜まりの層、茶褐色の混礫土層等の攪乱層がある。概ね造園に係る造成土と判断される。これらはいずれも新旧の遺物を含んでおり、従つてここでは戦後の造成層としてまとめた。層厚は二〇cm〜一・〇mの厚みを持つ。

#### ② 御番所造営時の整地層

御番所を造営する際に造成された土層である。赤土と黒色土の混じつた土層で、後記③に似るが若干しまりは悪い。その層の上にクラッシャー状の石灰岩の細かい粒子の層が乗っており、建物創建後の地表を成した面とみられる。

#### ③ 御番所造営以前の層

基壇内東南側に僅かに残る。礎石の下を潜るように地山直上に薄く堆積する。層自体は礎石で切られる。基本的に黒色を帯びた土層だが、赤土の小塊を含む。2号集石土坑確認面に薄く広がっており、土坑内部の深く落ち込んだ箇所では礫を多量に含んだ暗褐色の層相となる。青磁や白磁等の輸入陶磁器や灰色瓦、極く僅かだが土器も出土する層である。

#### ④ 地山

橙褐色ないし赤褐色の色調を帯びた琉球石灰岩の風化土、地山である。遺跡の基盤をなしており、基壇もこれを切土造成して造られている。参詣道西側から緩やかに高くなり、基壇南東側において最も高くなる。

なお、今回の調査で玉陵の少なくとも御番所に隣接する石牆はこの地山から直に積み上げているのが確認された。

## 第二節 遺構

### 第一項 東の御番所

#### ① 基壇（巻首図版3、第1〜5図、図版7・17）

琉球石灰岩の切石で敷き詰められている。層序の項で触れたとおり、発掘区地山（島尻マージ）上面は削平して平場とし、側部を切り土整形することで若干の高まりを有する。この平場周辺部に切石を配して基壇としている。地山そのものは全体的に東南側から北西側へ僅かに傾斜しているが（最大約六〇cm）、そのすり合わせのためだろう、基壇は北側及び西側で段差が強くなつており、そこでの基壇縁石は立てて並べられている。基壇の東西軸は玉陵石牆北面とほぼ平行であり、南西隅の石敷き面（天端）は玉陵石牆に接している。他方、北側および東側ではこの基壇列の外側に一段低くなるかたちで、同様な石敷き面が平行に取り付けられている。

基壇北側ライン上途中で、基壇石列外側への突出部が二箇所確認された（図版8の2、9の1）。残りはあまり良くないが、東側のその天端は揃つており、一見階段のようでもある。後述の踏石とも併せて考えると、建物への出入り口、つまり玄関に相当する施設で捉えられる。

以上、これらの遺構は、北東隅や南西側の1号石組遺構周辺では一部欠失しているものの、周りのほぼ全域を取り巻いていて建物輪郭が概ね窺い知れる。全体で見ると、北側においては基壇と石敷き共にほぼ直線的に東西に延び、また東側および西側でも北側のそれに直交して南北に延びている。一方、南側ではやや複雑に折れ曲がりながら延びている様子が分かる。

② 礎石および地覆石(第2・4図、図版8の2)

基壇内において七基の礎石が確認されている。その中で東南列と南側列は基壇石列に沿うように並べられており、さらに同礎石間に地覆石が添えられている。このことから外壁基礎であることが考えられる。その他の礎石はこの石列に平行するかたちで配置されている。

礎石の材質は琉球石灰岩で、上面を水平に揃え、概ね方形に加工されているが、サイズは統一されたものではなく、平面形状は最小で約四〇cm角、最大で約五〇cm角であった。これら礎石の上面に柱痕は見当たらない。

その他礎石の抜き取り痕と思われるのが一箇所、礎石間に束石と思われるものが数箇所認められたが、他の場所に確実に礎石の存在を裏付けるものは無かった。

③ 踏石(第4図、図版8の2)

基壇北側ライン、先の玄関下の基壇突出部の外側の石敷き面に隣接して、三枚の切り石が並べ置かれたように出土した。琉球石灰岩とは石質の異なる石で、いずれも面取りを施した平板であるが、特に西側のそれは端正な平滑面を持った長方形となっている。何れの石も厚みは丁度石敷きの天端と同じ高さになっており、玄関へ上がる踏石とみられる。踏石の周囲には拳大の礫が敷き詰められているが、これは水はけの悪さを補うための工夫と考えられる。

④ 1号石組遺構(第3・9図、図版14)

地山を掘り窪め、内面を切石組みで囲った遺構である。平面観において東西にやや長い方形だが、北側内側面に段差を有することで略し字状となる。底面も石が敷詰められている。形状から便所と判断した。周辺に基壇等の建物遺構は無く、建物との具体的な位置関係は明らかでないが、おそらく石組みの東半

分は汲み取り口として建物壁から外部に張り出していたものと考えられる。

ちなみに後述の金武氏直筆による西の御番所における建物内部のスケッチ(詳細は第六章第二節第二項参照)には、便所の位置が記載されているが、やはりこれを反転した場合の便所の位置と本遺構のそれとは一致する。

⑤ 2号石組遺構(第5・9図、図版12の2、同13・14)

建物跡(基壇・敷石)南側に張り出した石敷き面とそれに付随する石組遺構からなる。ここでの石敷き面は、基壇石敷きに用いられた切石に比べるとやや加工の粗いいわば粗面を残した石で、敷き方も粗雑である。遺構としての残りも悪く判然としない面もある。

2号石組遺構は、この石敷き面の西側に近接する。やはり切石で組まれており、先の1号石組遺構にやや似るが、平面観は段差の無い長方形を呈する点や切石の加工が粗く積み方も雑という点で異なっている。石組内では、大型の鉢が据え置かれた状態で出土したが、器内から比較的少量の動物遺存体(骨)が検出されている(魚類三一九点、ニワトリ六二点、ネズミ一二点、イノシシ属七点、ヤギ一点)。これらは状況からみて、概ね食用に供されたもの、つまりこの鉢は食物残滓を入れる容器として使用したものと考えられる。

本遺構は建物後方に位置しており、いわば人目に付きにくい場所だったと考えられる。ここで再び金武氏スケッチでは、建物奥は台所となっており、さらにそこを抜けた軒先には洗い場が記載されている。このことから、石敷き面と2号石組み遺構は、洗い場と水溜(ミンタナ)もしくはゴミ溜(シーリ)としての機能を有する施設と考えられる。

⑥ 1号集石土坑(第4図、図版10)

基壇北側の石列突出部後方に位置する、地山を円錐状に掘り込んだ土坑であ

る。内部には拳大程の礫を多量に含んでいる。また僅かに灰色の瓦片が検出されている。遺構確認面は戦後の攪乱を受けており、その所属時期ははっきりしないが、形状等に2号集石土坑との類似性が認められ、同じ時期の可能性があらう。

⑦ 2号集石土坑（第5・7図、図版11・12の1）

基壇内東側に位置する。1号集石と同様の形態をなす。多量の礫と灰色瓦片を含んでおり、近世以降の遺物はみられなかった。遺構確認面は「御番所造営時の整地層」と目される土層の下部に位置しており、想定される建物創建の時期に先行する。玉陵敷地となる以前、かつて天界寺境内であった頃の遺構と考えられた。

⑧ ピット群（第2・5・10図）

総数六四本のピットが確認された。ここでは礎石の抜き痕と思われるものも含む。そのほとんどは基本的に隣接する天界寺に関わる遺構と思われるが、内部からは近代以降の遺物の検出されたものもあり、後世の時期の可能性のあるものもあった。再三述べたとおり、御番所の造営や戦後の改変が著しく、全ての時期を押えることは困難で、その性格や建物遺構としてのプランを押えることも出来なかった。

⑨ 1号排水溝（第2・3図、図版19・20）

御番所西側基壇と参詣道を区切るかのように玉陵石牆下部から、石組みの排水溝が真っ直ぐ横断し、参詣道北側へと回り込む。水路の側部は基壇の石と共有しており、玉陵石牆の脇には蓋石が残る。また基壇と排水溝縁石の一部には蓋石を兼ねたであろう踏石を据え受けるための挟りがみられる。

## 第二項 参詣道

① 参詣道（第11図、図版18・19・24）

御番所と同じく基盤の鳥尻マージ上に作出された遺構である。戦前の古写真を参考に遺構の残存状況を確認しながらの調査であった。全体的に残りは悪い。特に西側においては現表土を剥がした時点で地山の露出したところもあり、往時の参道の様子を窺うことは困難であった。戦中の攪乱も著しく、西側において確認された二箇所の大いなる土坑からは戦後のスクラップや瓦礫さらに砕けた岩に混じって、炸裂した砲弾の破片がまとまって出土しており、爆発によって抉れたものと判明した。

比較的残りの良いと思われる東側については、小礫を敷き詰め、さらにその上に石灰岩の細かいクラッシュを被せているところも一部で確認された。戦前の写真によれば、参詣道上面のレベルは2号排水溝縁石のレベルよりも低くなっているが、ここで確認されたクラッシュ一面は当時とほぼ同レベルと思われる。かかる状況は当時の状況を示すものと思われる。

東側の基壇側の1号排水溝から後述の3号排水溝までの長さは約三九m。間口（幅）は御番所側で約三m。西側3号排水溝付近で約四・七mを測る。このように西側に対して東側で間口が若干狭くなっているのは、参詣の際に訪れた者に空間的奥行きを感じさせるための工夫、いわば視覚的な錯覚を狙ったものだと考えられる。

② 2号排水溝（第11図、図版23の2・24）

参詣道に沿ってその北側を走る石組みの側溝である。他の1号・3号に比べ用いられる石は大きくかつ長く、側溝のサイズも大きい。先の1号排水溝から玉陵正面を通り、西側へと延びていく。途中で3号排水溝と接続する。

③ 3号排水溝(第11図、図版21・22・23の1)

玉陵から参詣道を横断する排水溝で、丁度1号排水溝と平行に走る。調査地区の最も西側を走る。

## 第四節 出土遺物

自然遺物をも含めて総数三三、七六四点の遺物が出土した。内訳は第1表のとおりである。ここでは人工遺物の中から特徴的なものについて簡記する。

① 中国産青磁(第12図、図版25)

数量的には思いの外多量に出土した。器種についても碗・皿・盤・瓶・酒会壺等、バラエティーに富む。ただし何れも小片である。概ね一四世紀後半〜一六世紀頃のもので、集石土坑や御番所整地層からはプライマリーな出土をみた。これらは当地が天界寺境内であった時期のものと考えられる。

② 中国産白磁(第13図1・2、図版26の1・2)

碗・皿・瓶等の器種がある。

③ タイ産半練土器(第13図3、図版26の3)

身と蓋からなる壺である。ここでは残りの良い蓋のみを図示した。

④ 中国産褐釉陶器(第13図4〜7、図版26の4〜7)

壺形資料が得られた。頸の細い薄手のもの(同図4)と、頸の短い厚手のもの(同図5)がある。

⑤ 沖縄産施釉陶器(図版27)

壺屋焼の施釉陶器(ジョウヤチ)である。碗・小碗・皿・鉢・急須・火入・猪口・播鉢・花生・瓶・壺・小壺・鍋・徳利・酒注・水注・キセル等の出土があった。ここではその一部について写真のみを掲載する。

⑥ 沖縄産無釉陶器(第14図、図版28)

壺屋焼産の無釉陶器(アラヤチ)である。壺屋焼の施釉に比べると大振りなものが多く、何れも日用雑器である。同図5に示した鉢は2号石組遺構内で検出された標品である(図版13の1)。

⑦ 沖縄産陶質土器(図版29・30)

壺屋で焼かれた軟質の陶器である。壺屋ではアカムンと称される。写真のみで紹介する。

⑧ 金属製品(第15・16図1〜6、図版31・32の1〜6)

釘や鏝の出土が目を引いた。御番所建物建材や装飾に使用されたものと考えられる。

⑨ 骨製品(第16図7・8、図版31の7・8)

細い針状の標品が得られている。

⑩ ガラス製品(第16図9〜11、図版32の9〜11)

管玉と極小の小玉が得られた。後者は2号集石土坑からの検出である。

⑪ 高麗系瓦(第17図1・2、図版33の1・2)

高麗系の屋瓦片である。平のみの小片である。図示した標品は灰色を帯びた平瓦である。どちらも凹面に細かな糸切り痕を残す同図1は格子文と羽状文が、同図2は羽状文がみられる。

⑫ 明朝系瓦（軒丸）（第17図3～8、図版33の3～8）

平瓦と併せて最も多く出土した遺物で、御番所屋根に葺かれていたと考えられる瓦の一群である。典型的な軒丸瓦をここに掲げた。焼成や色調のちがいで、還元焼成炎による灰色ないし褐色のもの、酸化焼成炎による橙色のものがあるが、前者は僅少で大多数が後者に属する。

ここでは瓦当の文様から分類した。

イ 花芯から花卉が生み出されるもの（同図3～6）。花卉は長く、立ち上がる。出土量は少ない。

ロ 花芯を幅広の花卉が取り巻くもの（同図7・8）。量的に多い。

⑬ 明朝系瓦（軒平）（第18図、図版34）

得られた資料のうちの典型例を掲げた。酸化焼成炎による橙色のものが圧倒的である。ここでも文様から二種に分類した。

イ 花芯を取り巻く花卉を持つもの（同図1）。出土は極少ない。

ロ 二つの花芯から棘状の葉脈を持った葉が広がるもの（同図2～7）。

出土の多数を占める。

軒丸・軒平両者とも量的に口のグループの出土が優勢である、またこのグループには漆喰の付着したものも散見される。このことから当該グループの瓦が戦前の御番所の屋根を飾っていたものと思われる。なお、近年の研究によればイ・ロいずれのグループも一八世紀以降に位置付けられており、記録に残る建物の創建年代と矛盾しない。

## 第五節 西の御番所について

東の御番所の発掘調査に先立って、西の御番所の遺構確認の調査を実施した。現在舗装されている参詣路沿い南側、つまり玉陵西隣にはかつて西の御番所があったという。調査の結果、この場所はすでに地山そのものが削平されており、僅かに西側（現ガイダンス施設側）に西面する長さ五・五m程の切石による石積が確認されたのみであった。基壇の可能性が考えられるが、天端は残っており、残存する石積そのものもかなり崩落し破損が著しい。他に東側では石列を確認した。全体に残りは極めて悪い。とりあえず、現況の写真撮影と実測図の作成を行い埋め戻した。

## 第六節 付記

本事業における発掘調査・資料整理ならびに報告書作成に関わったメンバーをここに記し謝意を表す。

平成一二年度

（発掘調査作業員）

仲里志麻子 具志尚樹 長堂吉洋 神谷三善 城間常敏 瀬底ふよ子  
大城洋子 崎濱スエ子 松本朝子 神谷ナオミ 玉寄みつえ  
（資料整理員）

国吉真由美 富島靖子 阿部直子 鈴木萌子 野村知子 山城ちさ子  
浦添季枝 玉城利江子 桃原佐恵美

平成一三年度

（発掘調査作業員）

松本朝子 喜納麻子 嘉数すみ子 金城洋志 上地末子 澤岷永子  
玉寄賢 徳原和典

(資料整理員)

仲井真美佐枝 比嘉美和子 軽石美茶子 真栄田章子 伊計めぐみ  
並里忍 譜久里昌代

平成一四年度

(資料整理員)

山城直子 比嘉美和子 軽石美茶子

調査・資料整理協力者

仲宗根啓 當銘由嗣 樋口麻子 栗山初美 比嘉君子 比嘉美和子

軽石美茶子 山里千春 島袋利恵子 譜久里昌代 大城真由美

慶田秀美 親泊育子 高良夏枝 新垣美奈子 上原章子 大城亜姫代

田本里美 森田早苗 伊集尚子 伊良波智子 運天美和子 吉嶺末子

金城礼子 山下真利子 喜瀬リサ 平野友加里

註 上原静「首里城跡西のアザナ地区出土の明朝系瓦とその推移」『南島考

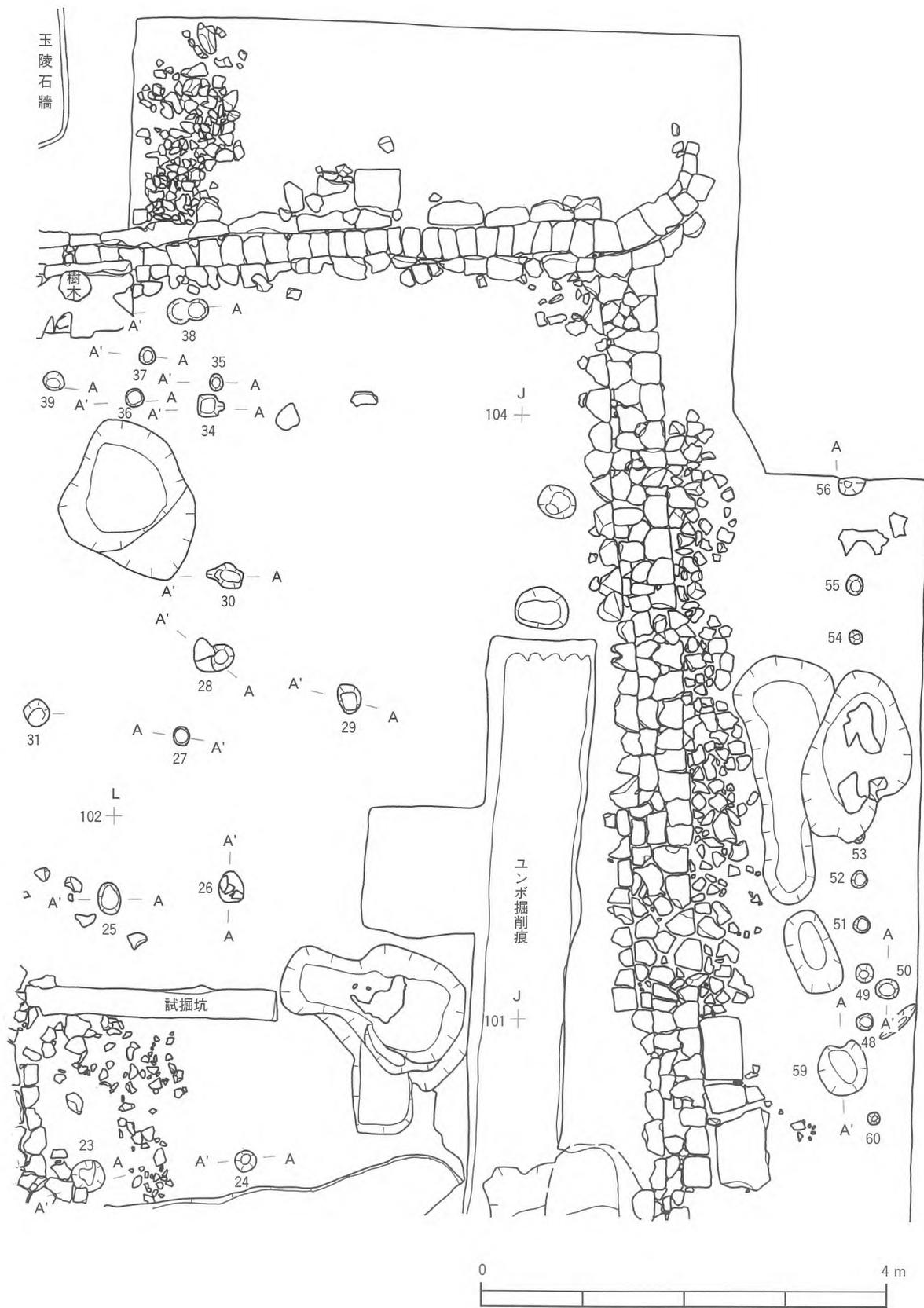
古』第一四号 一九九四年 沖縄考古学会

第1表 出土遺物一覧

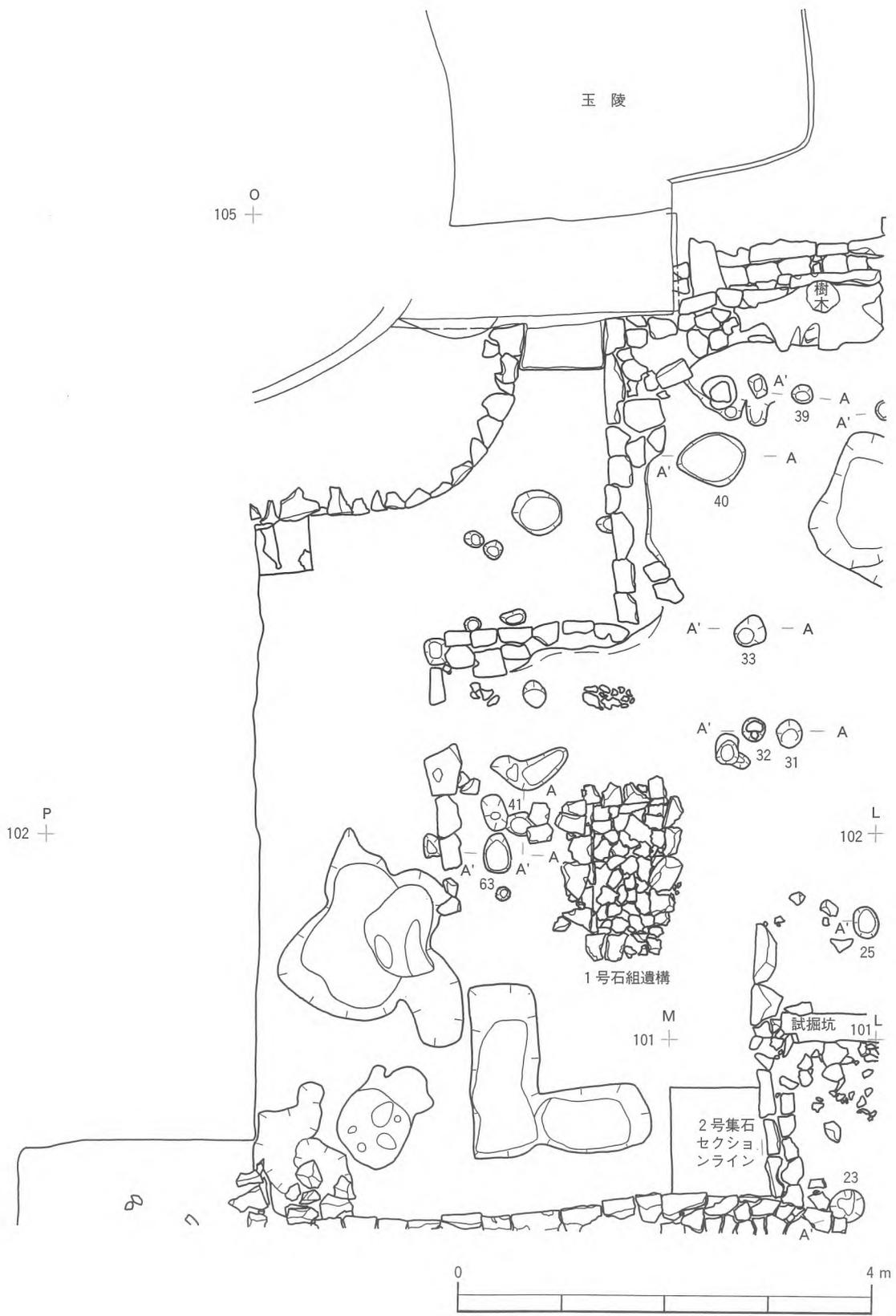
壺屋焼施釉陶器	壺屋焼無釉陶器	喜名焼	湧田焼	蔵骨器	陶質土器	青磁	白磁	中国産染付	褐釉陶器
3,799	1,610	28	28	85	2,037	901	163	623	612
三彩	緑釉	黒釉陶器	産地不明陶器	中国産泥釉陶器	タイ産染付	外国産陶器	外国産磁器	外国産色絵	タイ産半練土器
7	7	3	61	6	3	6	22	17	5
本土産陶器	本土産磁器 クrom青磁	本土産磁器 筆描き	本土産磁器 型刷	本土産磁器 その他	産地・器種 不明磁器	明朝系瓦	高麗系瓦	磚	磚状瓦
306	85	151	383	784	43	16,551	9	1,322	6
瓦質土器	土器	グスク土器	銭貨	金属製品	土製品	石製品	石材	骨製品	貝製品
13	28	4	49	902	2	22	52	7	3
貝加工品	円盤状製品	ガラス製品	現代遺物	自然遺物					
				貝類遺殻	動物遺骸	石	ウニの棘	植物遺存体	炭化物
9	254	103	355	227	1,581	437	3	6	47
									総合計
									33,764



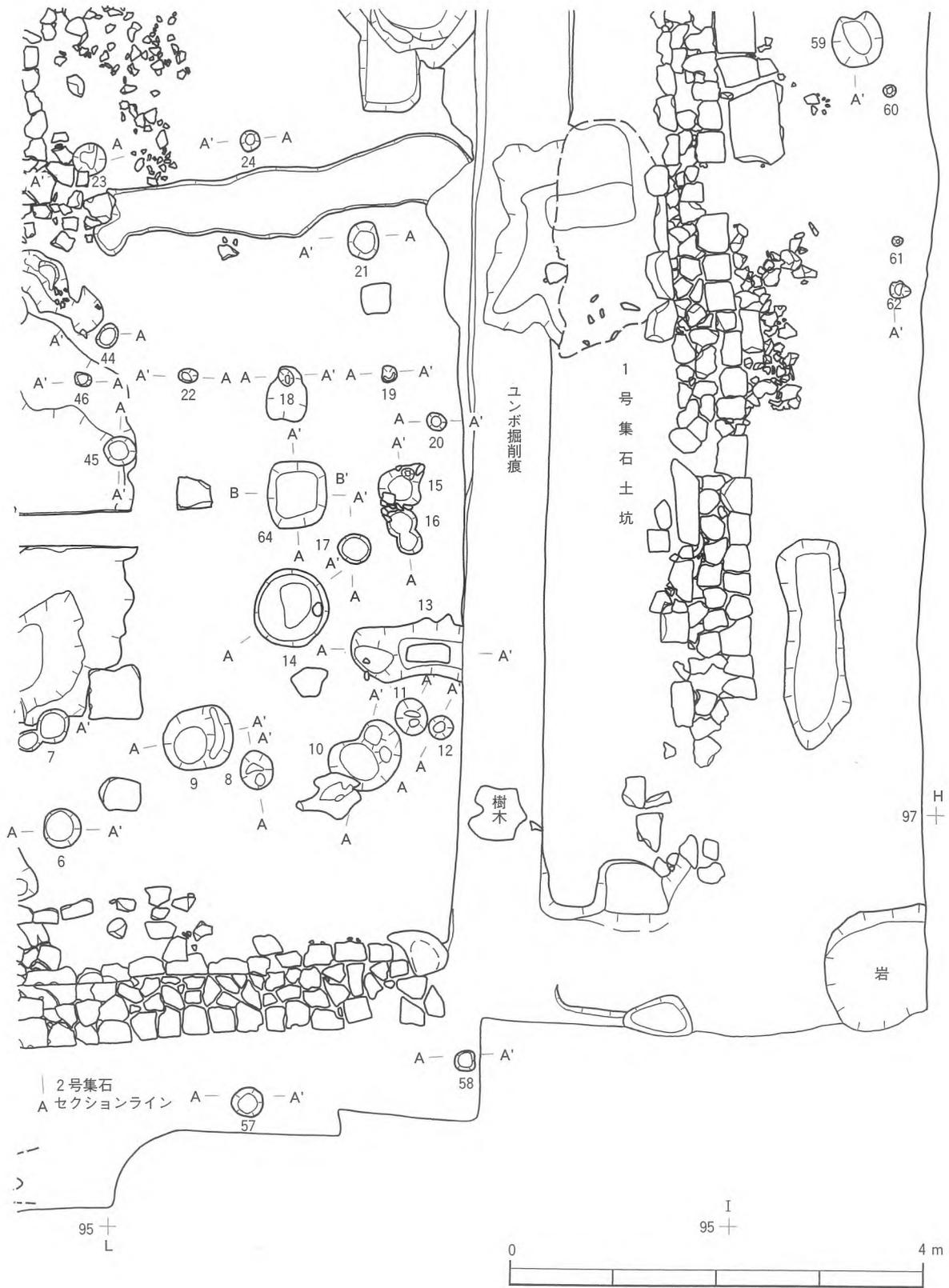
第1図 御番所平面（図右側は北）



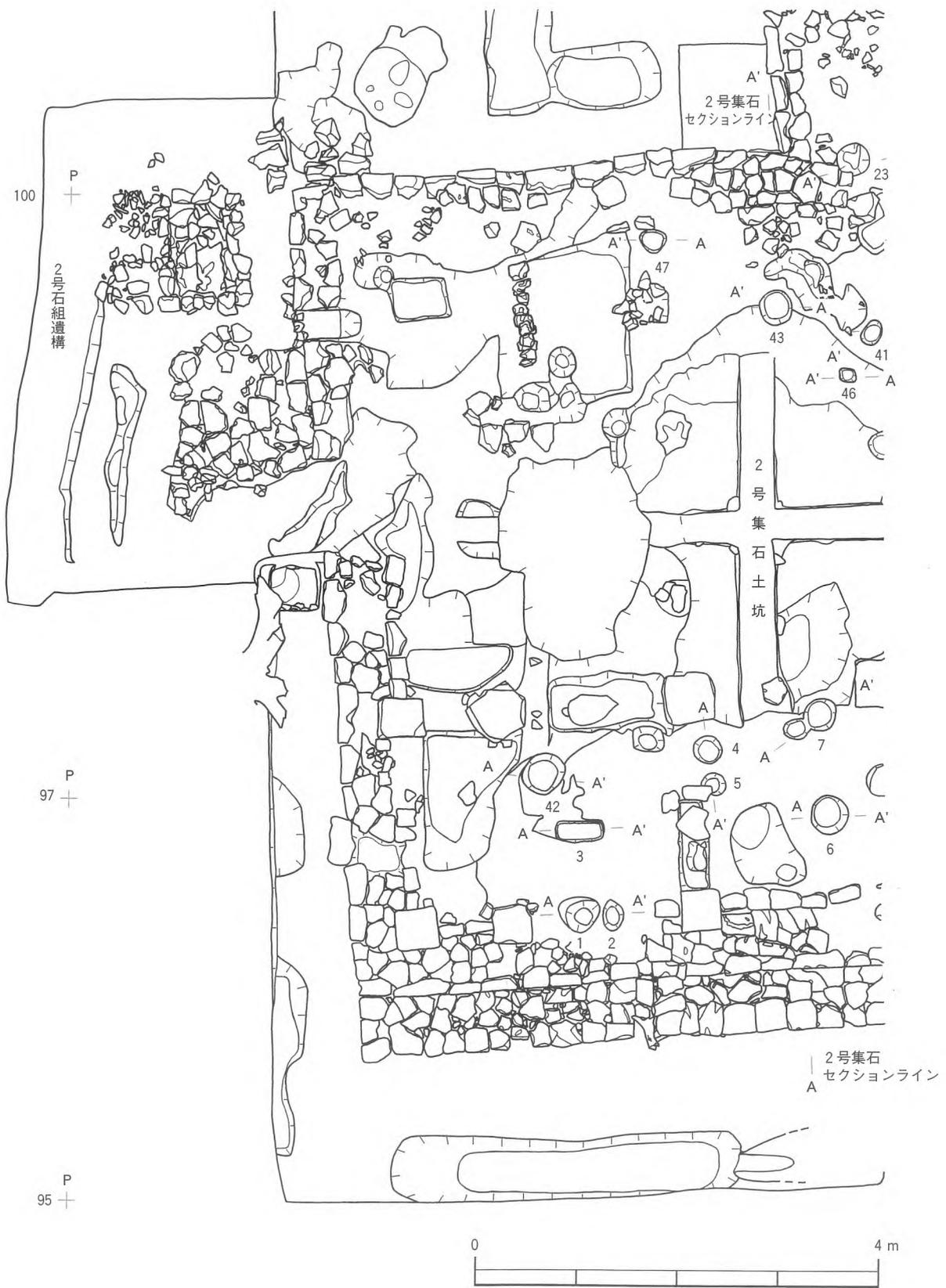
第2図 御番所平面（北西部分）



第3図 御番所平面 (南西部分)

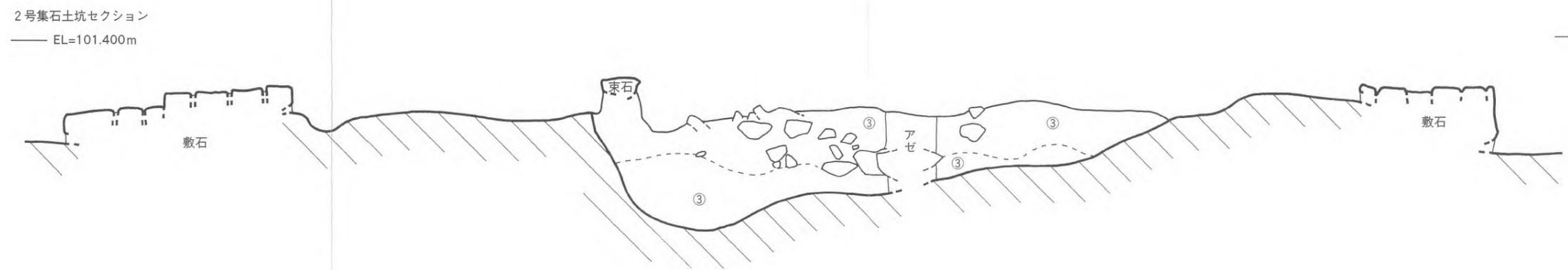
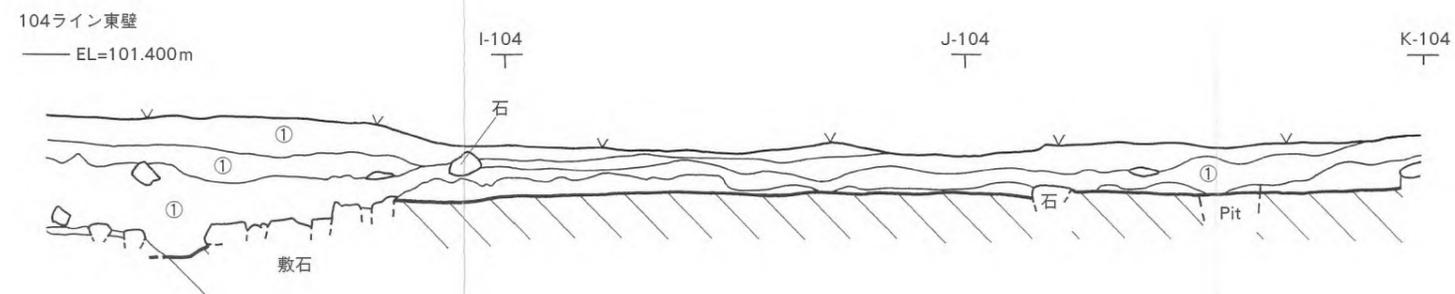
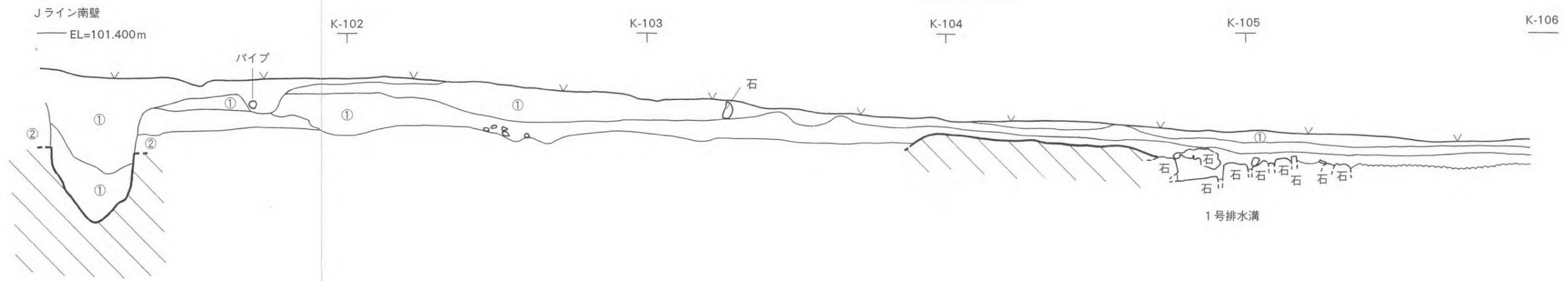


第4図 御番所平面（北東部分）

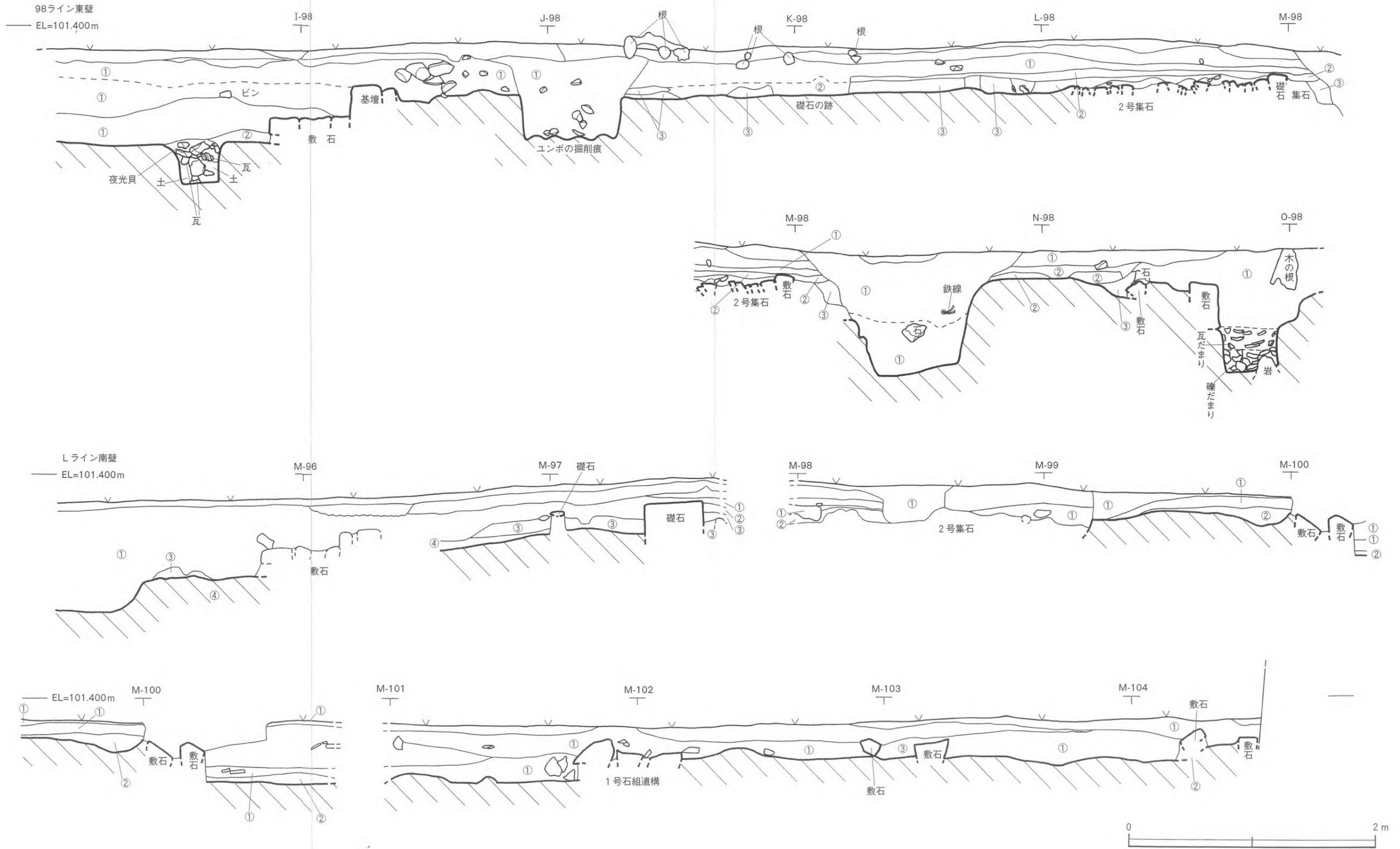


第5図 御番所平面 (南東部分)

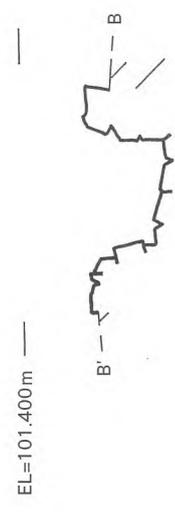
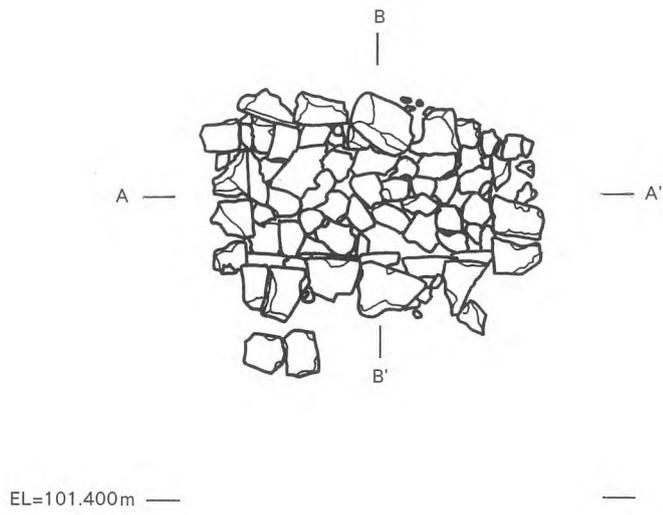




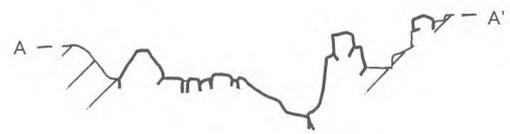
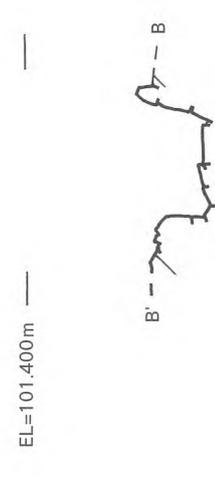
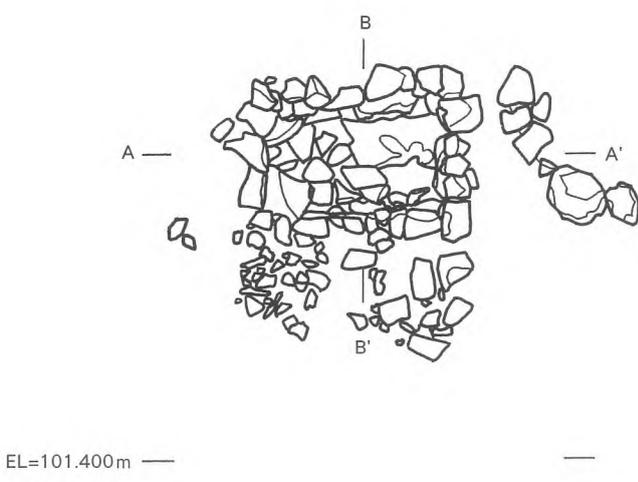
第7図 御番所の層序



第8図 御番所の層序



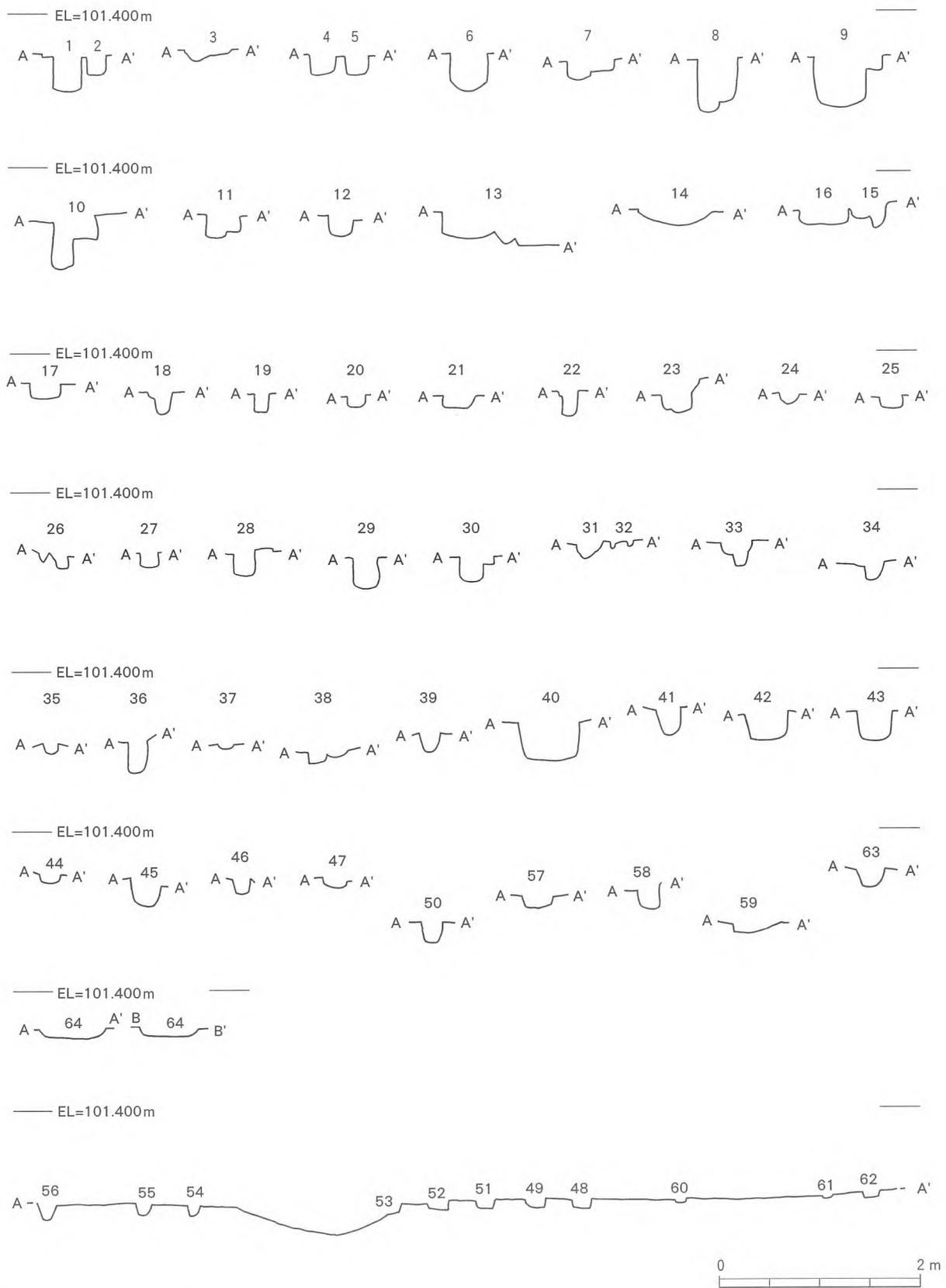
1号（便所）石組遺構



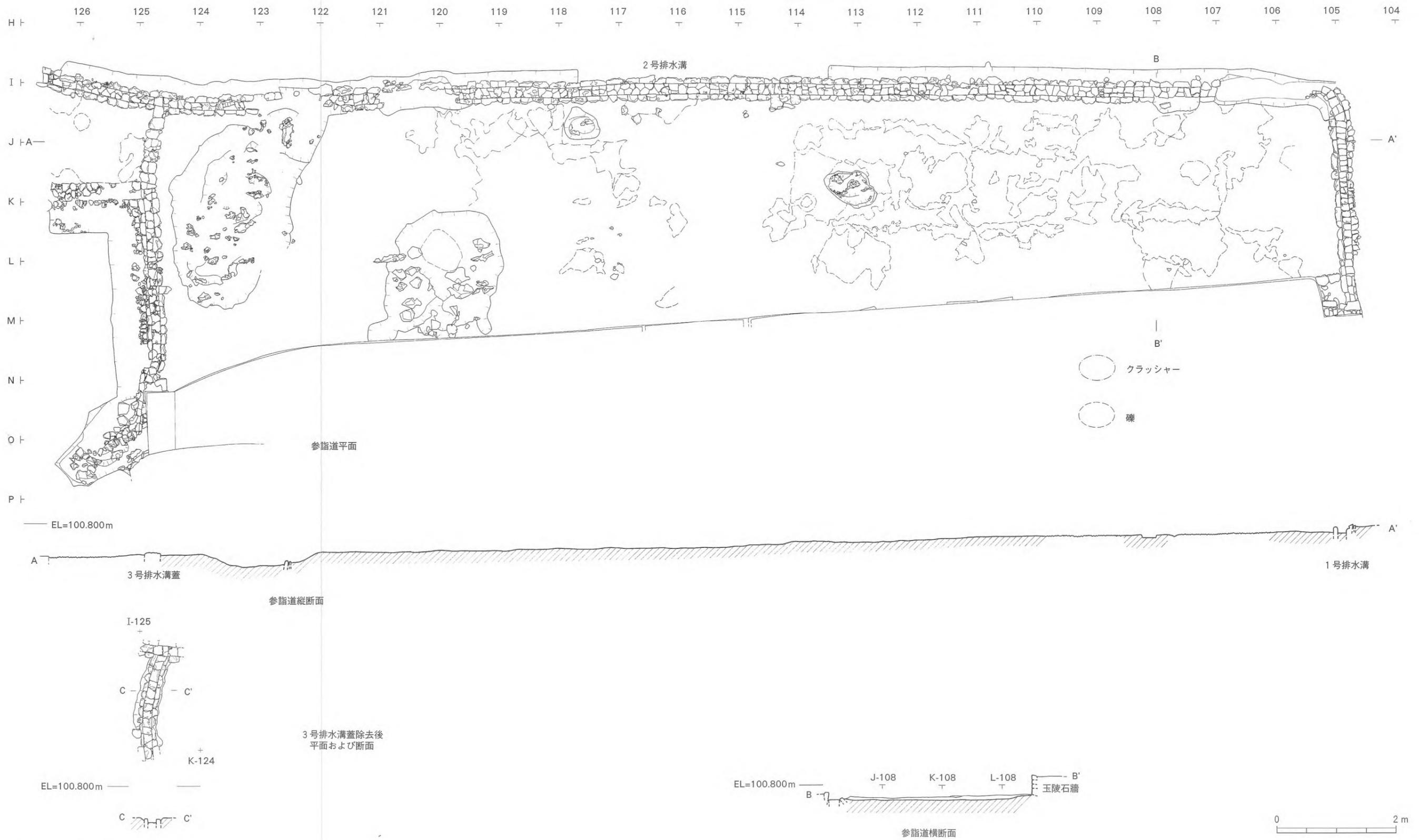
2号（シーリ）石組遺構



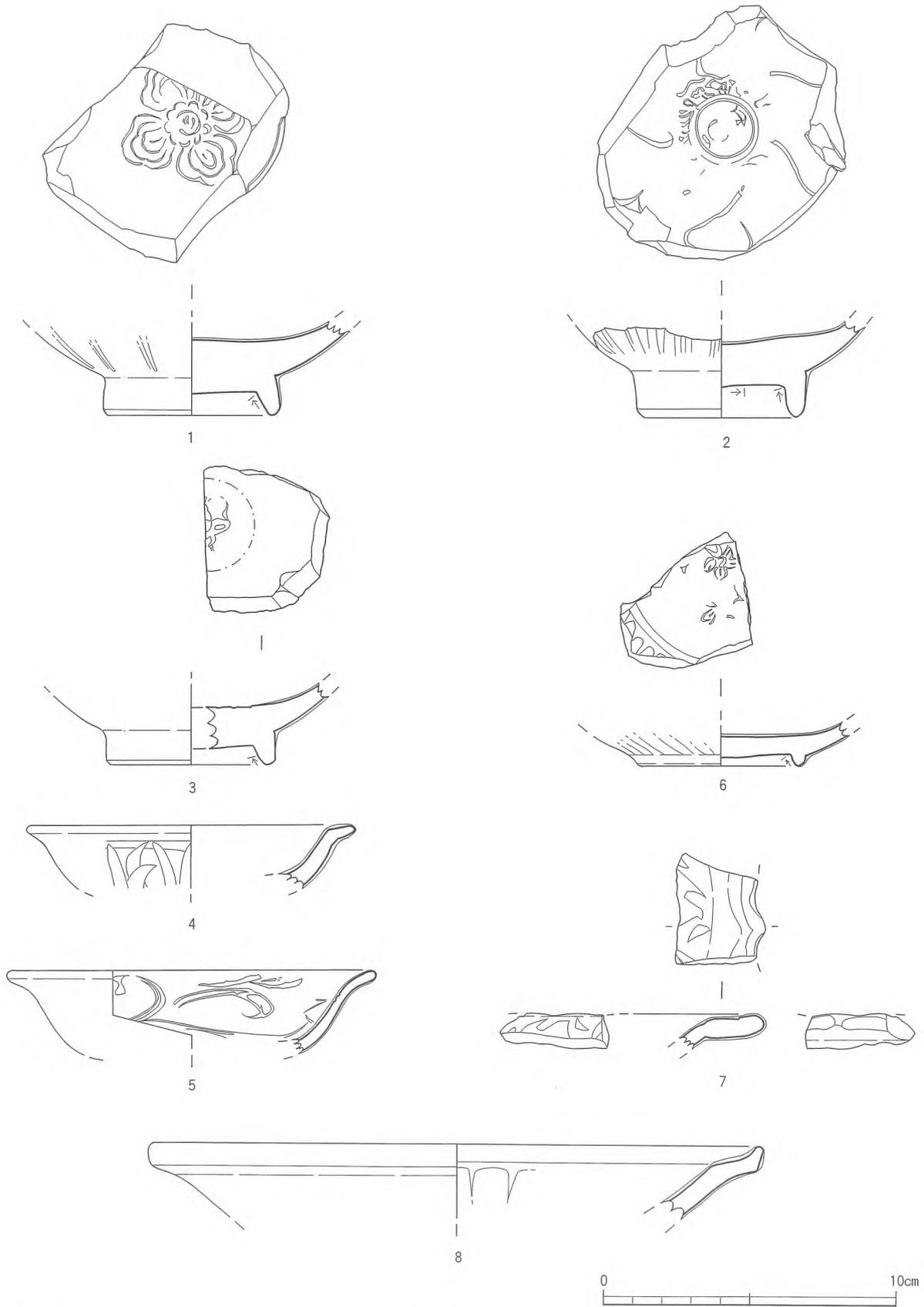
第9図 御番所石組遺構



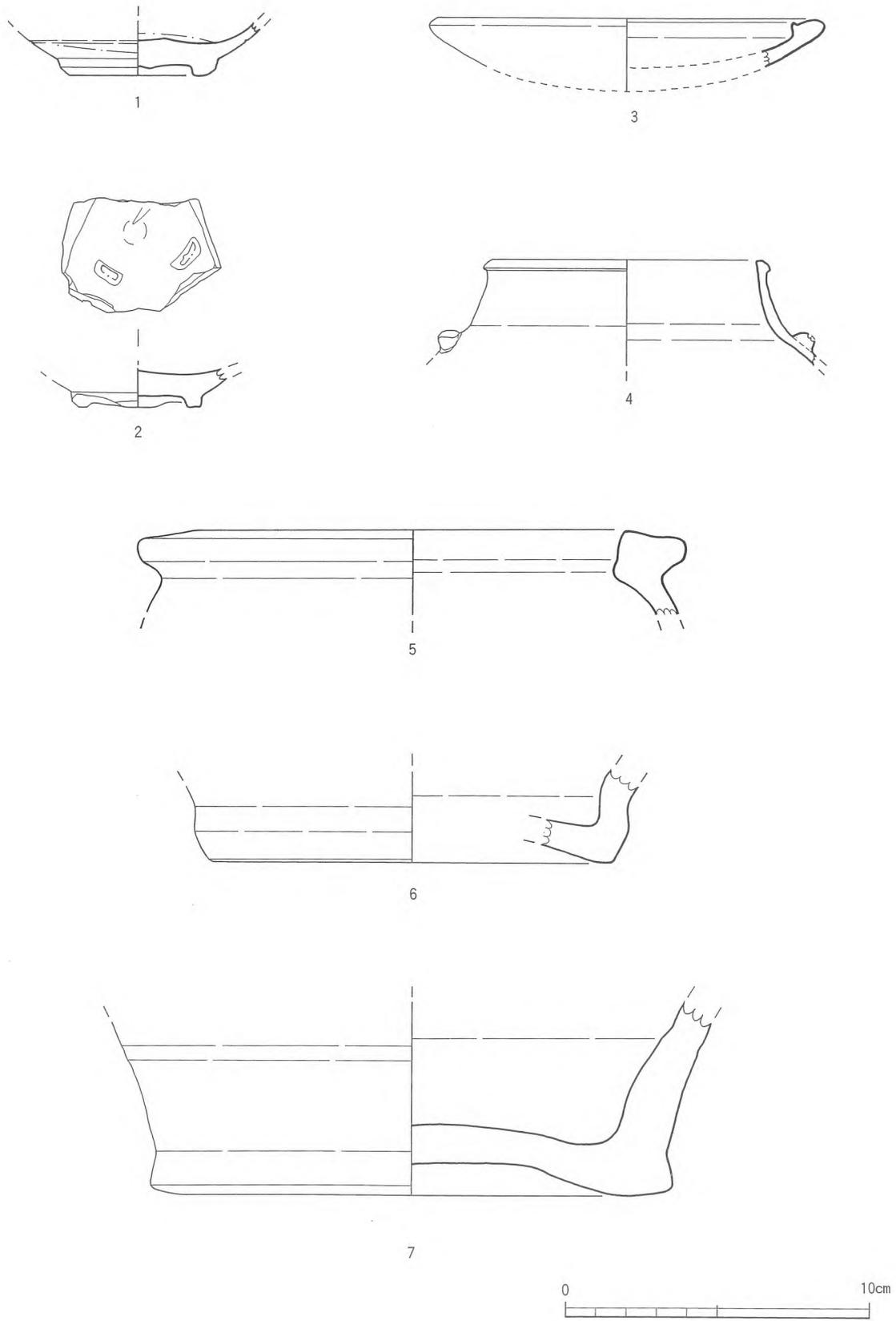
第10図 御番所ピット断面



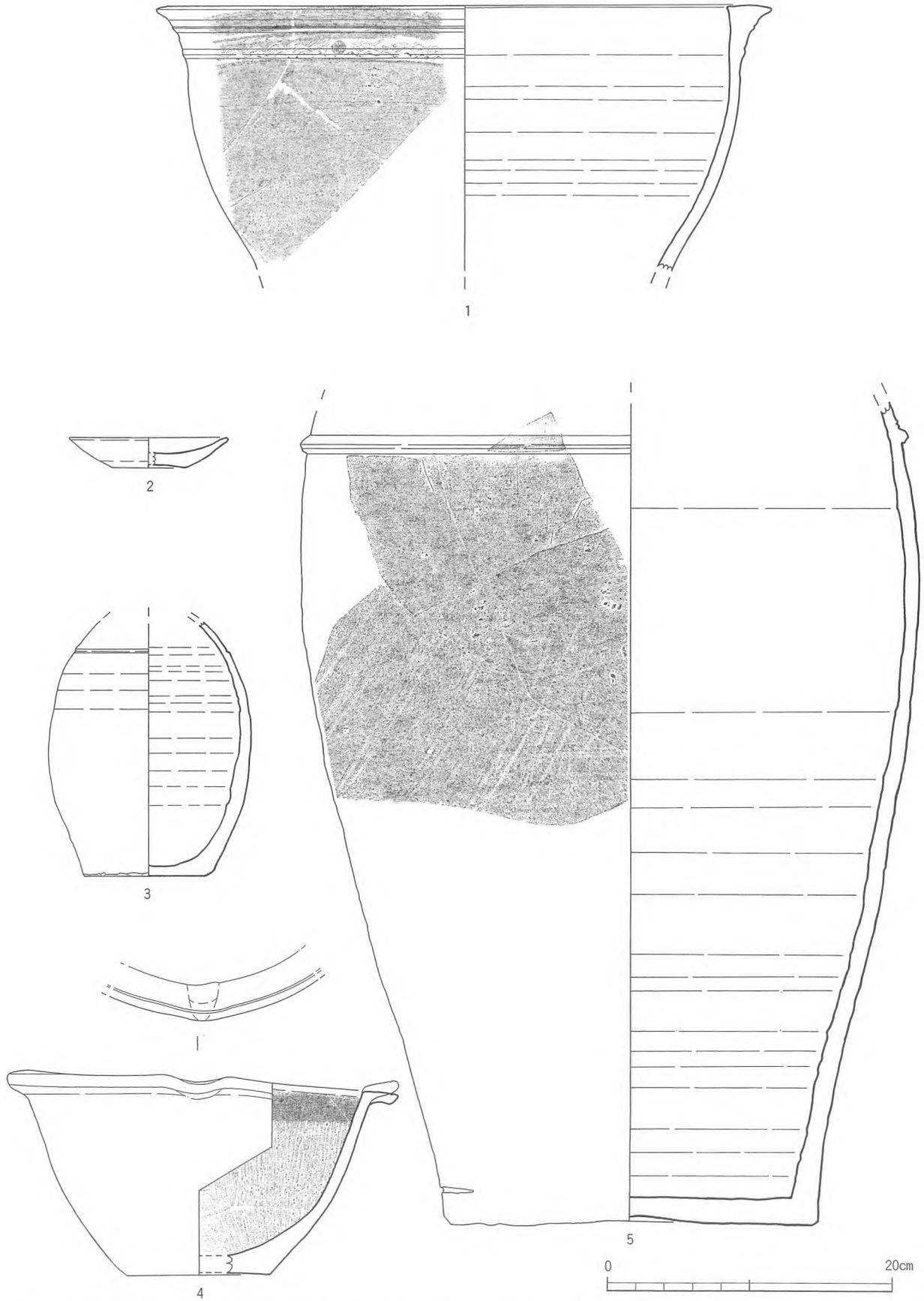
第11図 参詣道平面および断面



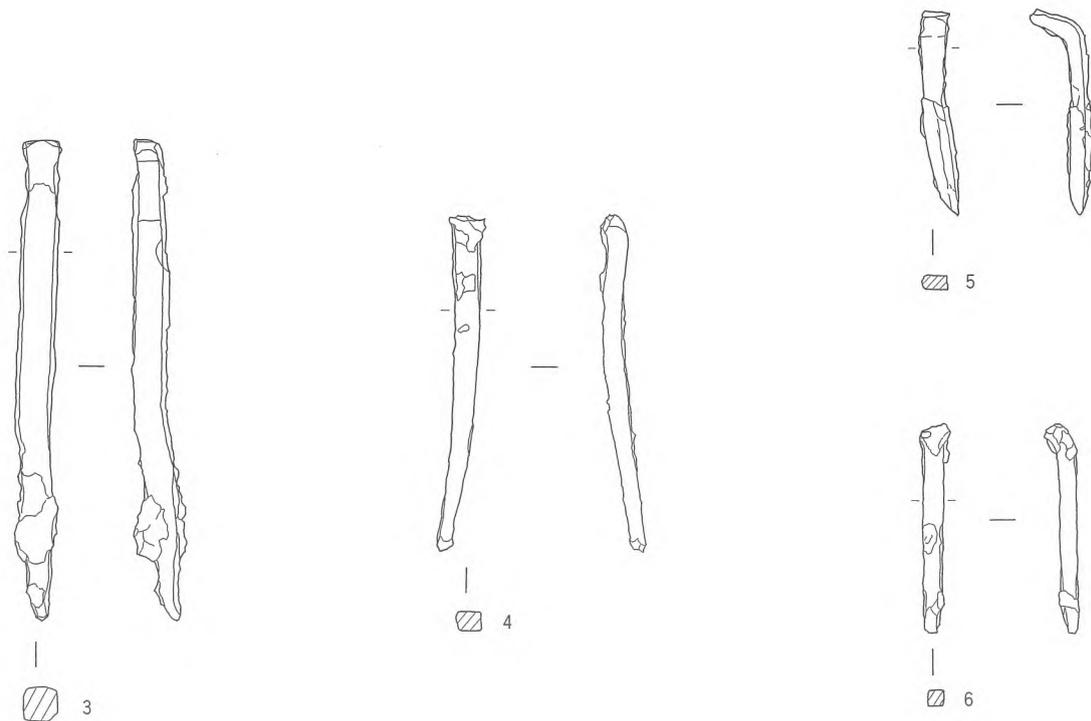
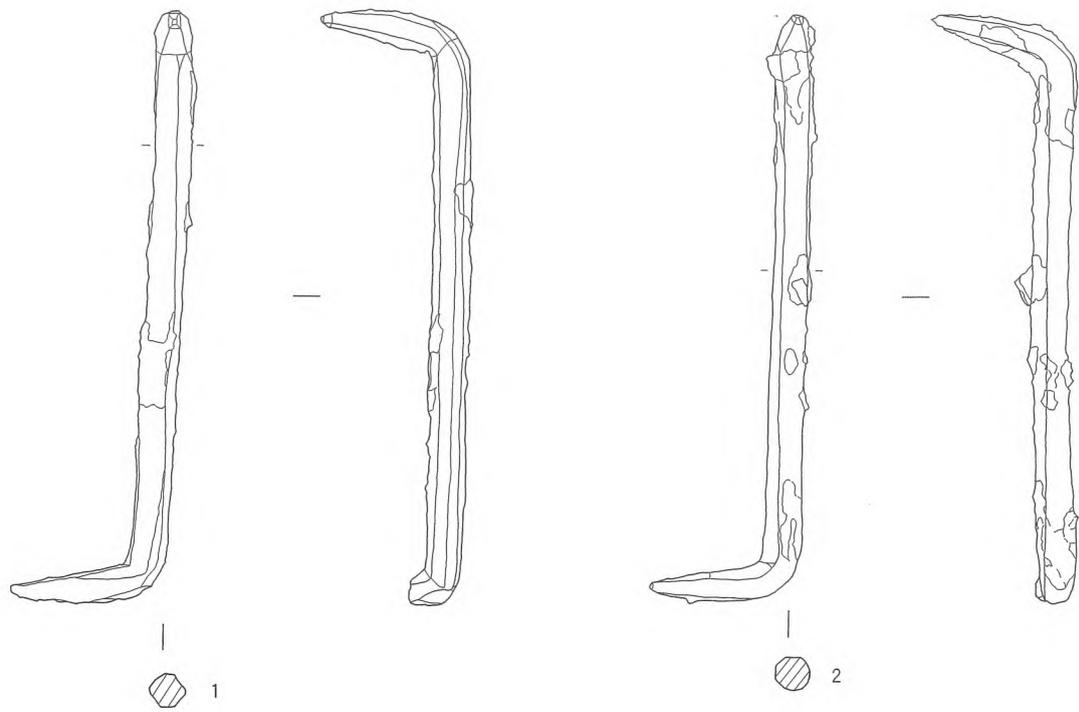
第12图(图版25) 青磁：碗(1~3)、皿(4~6)、盘(7·8)



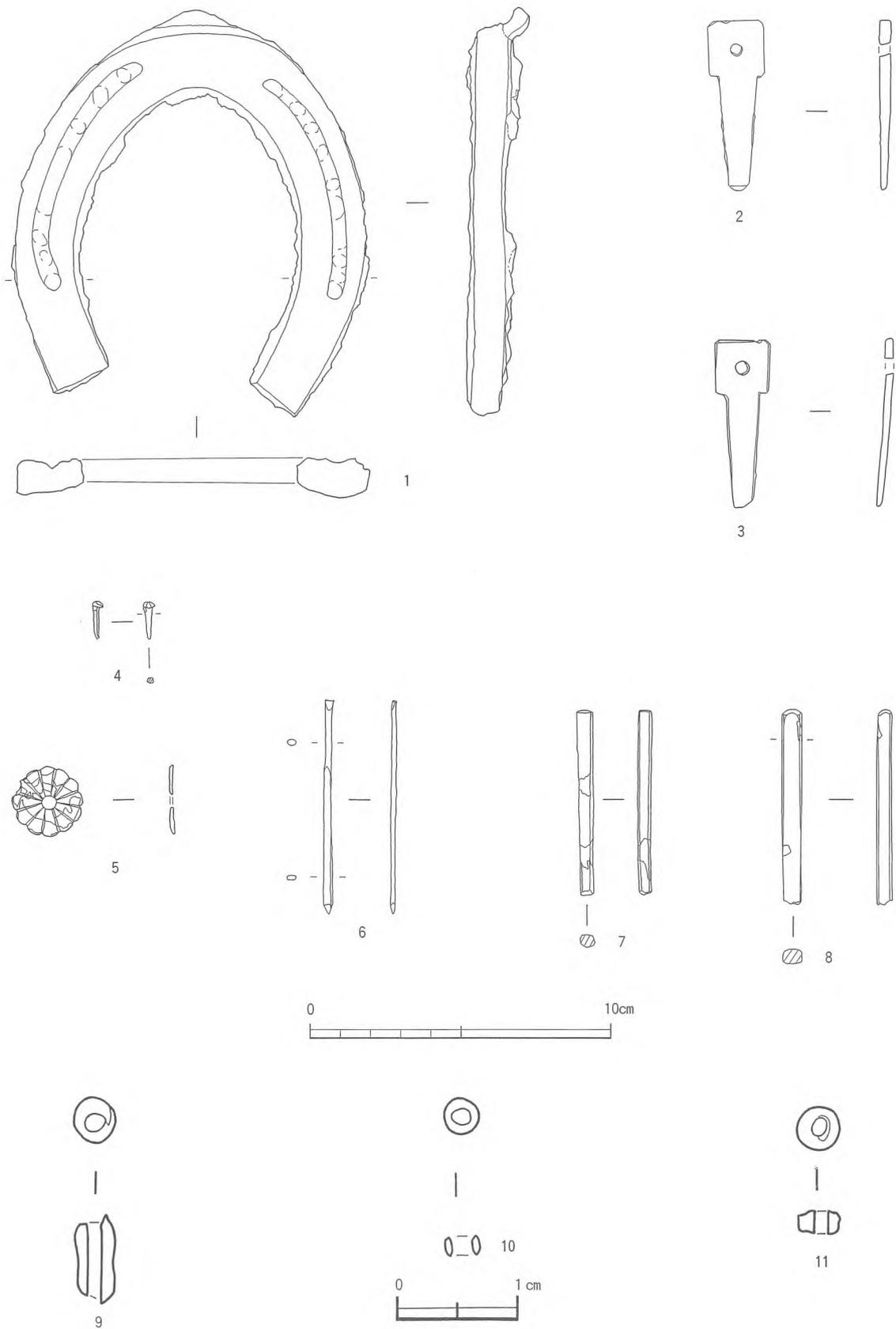
第13図 (図版26) 白磁：碗(1)、皿(2) タイ産半練土器：蓋(3) 褐釉陶器：壺(4～7)



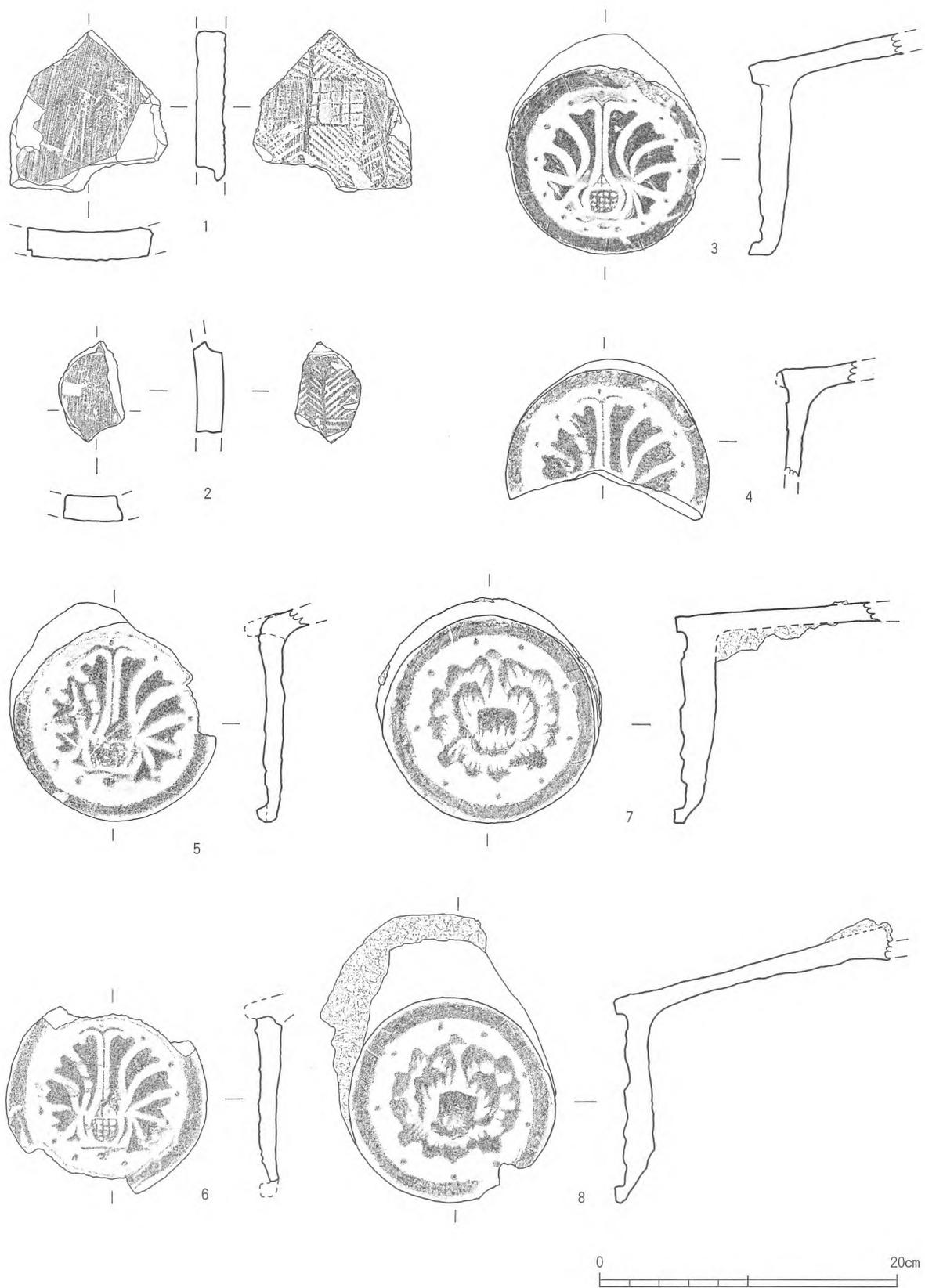
第14図 (図版28) 沖縄産無釉陶器：鉢(1・5)、皿(2)、壺(3)、播り鉢(4)



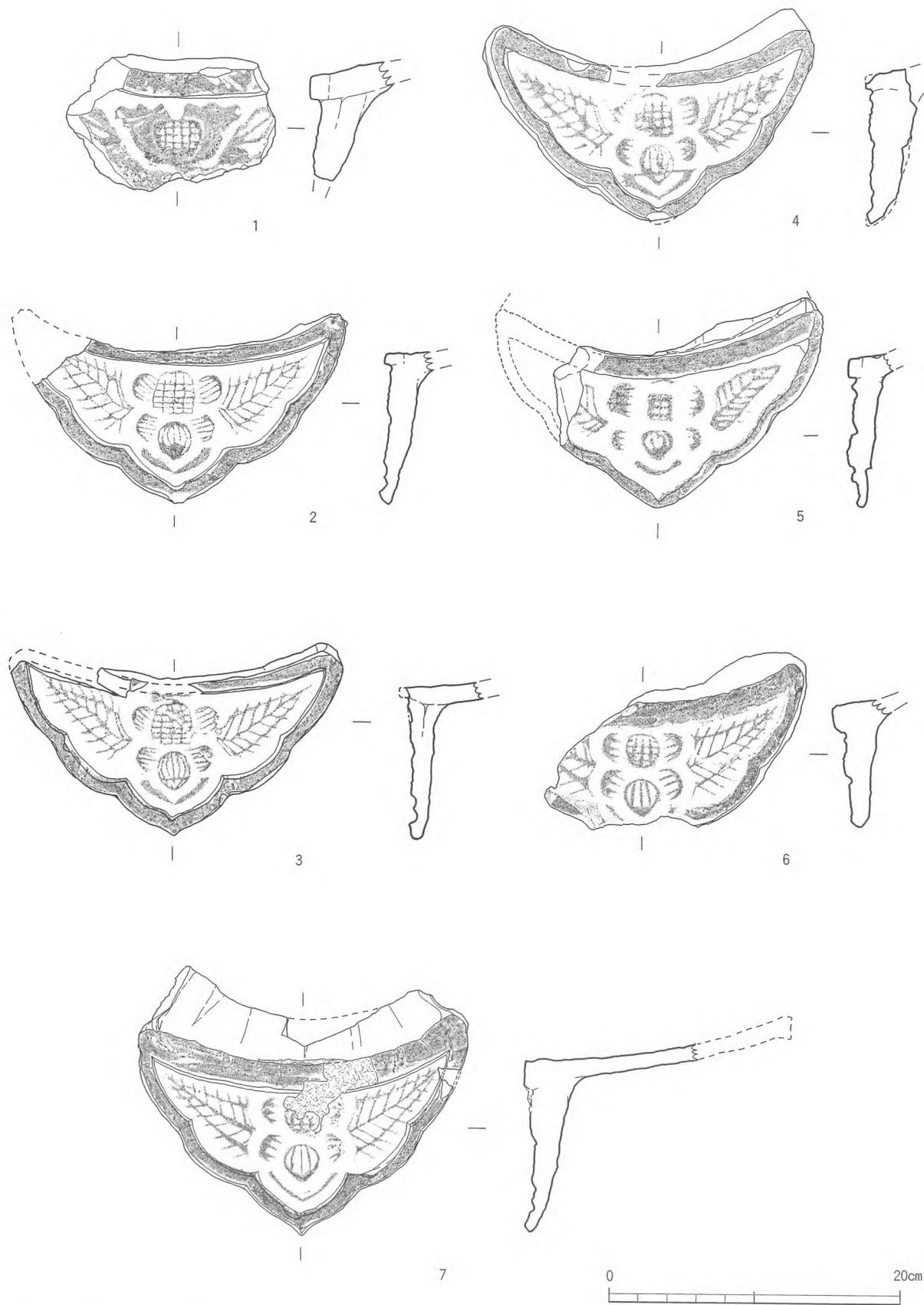
第15図 (図版31) 金属製品：鏃(1・2)、釘(3～6)



第16図 (図版32) 金属製品：蹄鉄(1)、鍵(2・3)、飾り具(4・5)、簪(6)  
 骨製品：用途不明(7・8)  
 ガラス製品：管玉(9)、小玉(10・11)



第17図 (図版33) 高麗系瓦：平瓦(1・2)、明朝系瓦：軒丸(3～8)



第18图 (图版34) 明朝系瓦：軒平



図版 1 の 1  
御番所 発掘調査前



図版 1 の 2  
同 発掘調査風景



図版 1 の 3  
同上



図版2の1  
発掘調査風景（参詣道側から）



図版2の2  
同上



図版2の3  
同上



図版3の1  
御番所 西側の基壇及び1号排水溝



図版3の2  
同上



図版3の3  
同上



図版4の1  
御番所 北西側の基壇および石敷



図版4の2  
御番所 東南側の基壇および石敷



図版4の3  
御番所 東側の土層堆積状況



図版5の1  
御番所 東南側礎石周辺の層序



図版5の2  
同上



図版5の3  
2号集石土坑周辺の層序



図版6の1  
遺物の出土状況



図版6の2  
同上



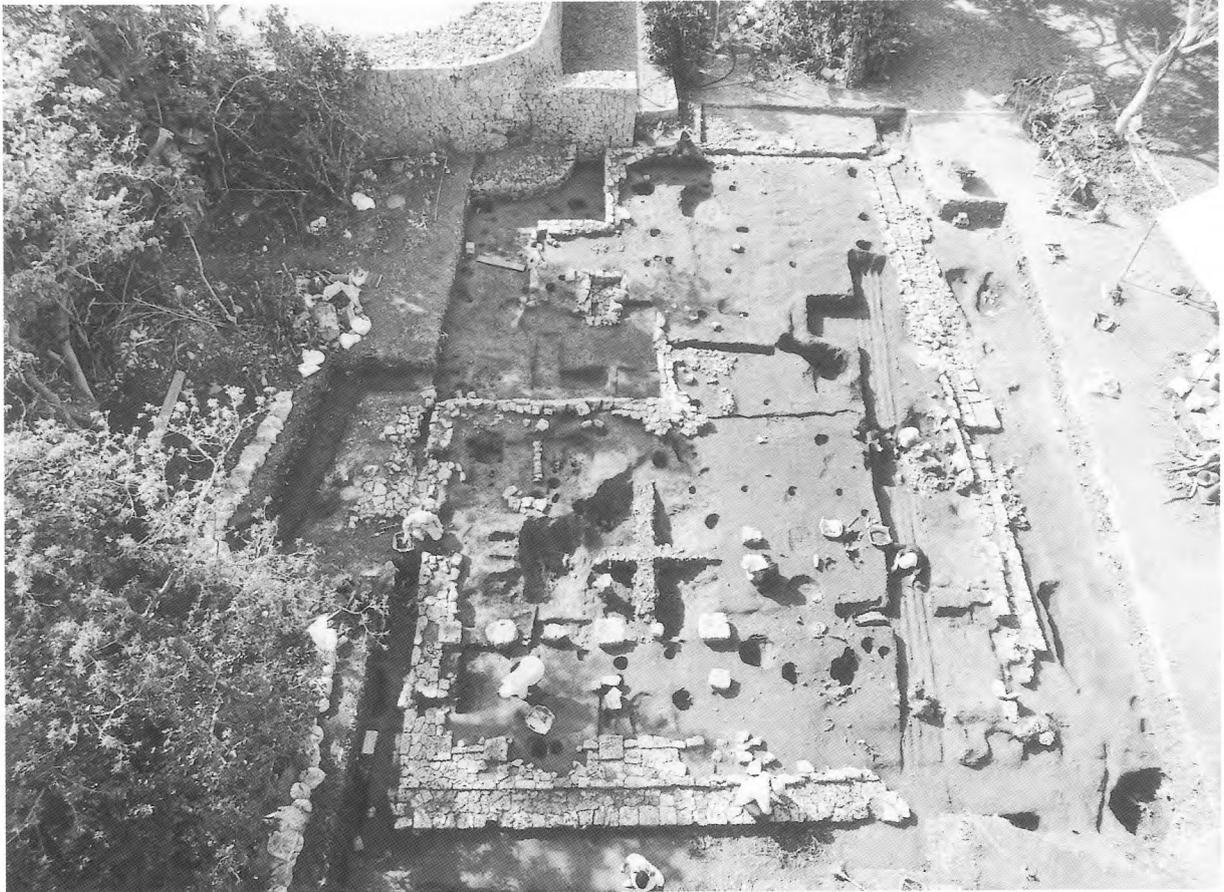
図版6の3  
2号集石土坑（南側より）



図版7の1 御番所跡 全景（北側より）



図版7の2 同上（西側より）



図版8の1 御番所跡 全景（東側より）



図版8の2 御番所 北側の基壇突出部（東側）と踏石



図版9の1 御番所 北側の基壇突出部（西側）および石敷



図版9の2 御番所 東南側の礎石および石敷



図版10の1 1号集石土坑完掘（半裁）の状況



図版10の2 同上



図版11の1 2号集石土坑上面の状況



図版11の2 同. 完掘（半裁）の状況



図版12の1 2号集石土坑完掘（半裁）の状況



図版12の2 御番所 南側、シーリおよびミンタナ（2号石組遺構）の状況



図版13の1 シーリ（2号石組遺構）の露出状況



図版13の2 同. 完掘の状況



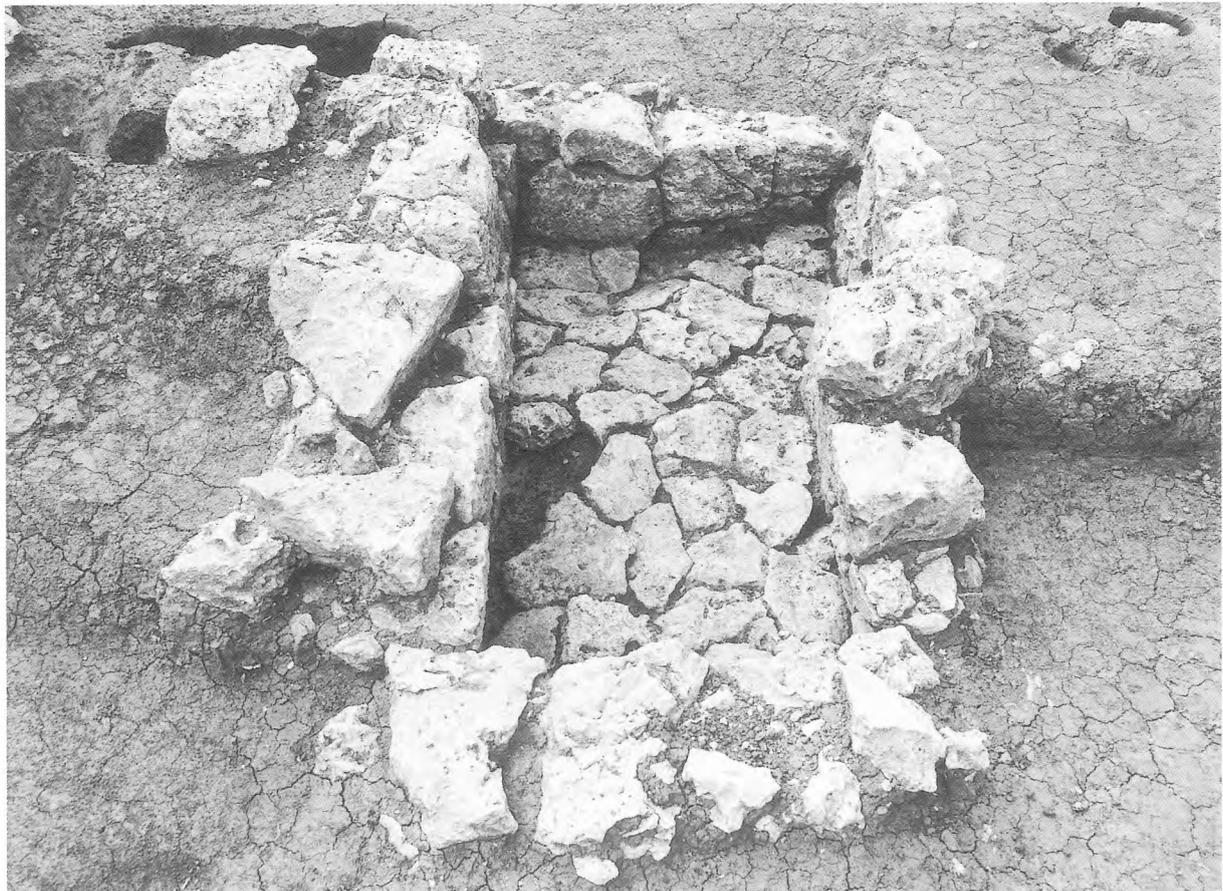
図版14の1 シーリ（2号石組遺構）の完掘状況



図版14の2 同上



図版15の1 便所（1号石組遺構）の完掘状況



図版15の2 同上

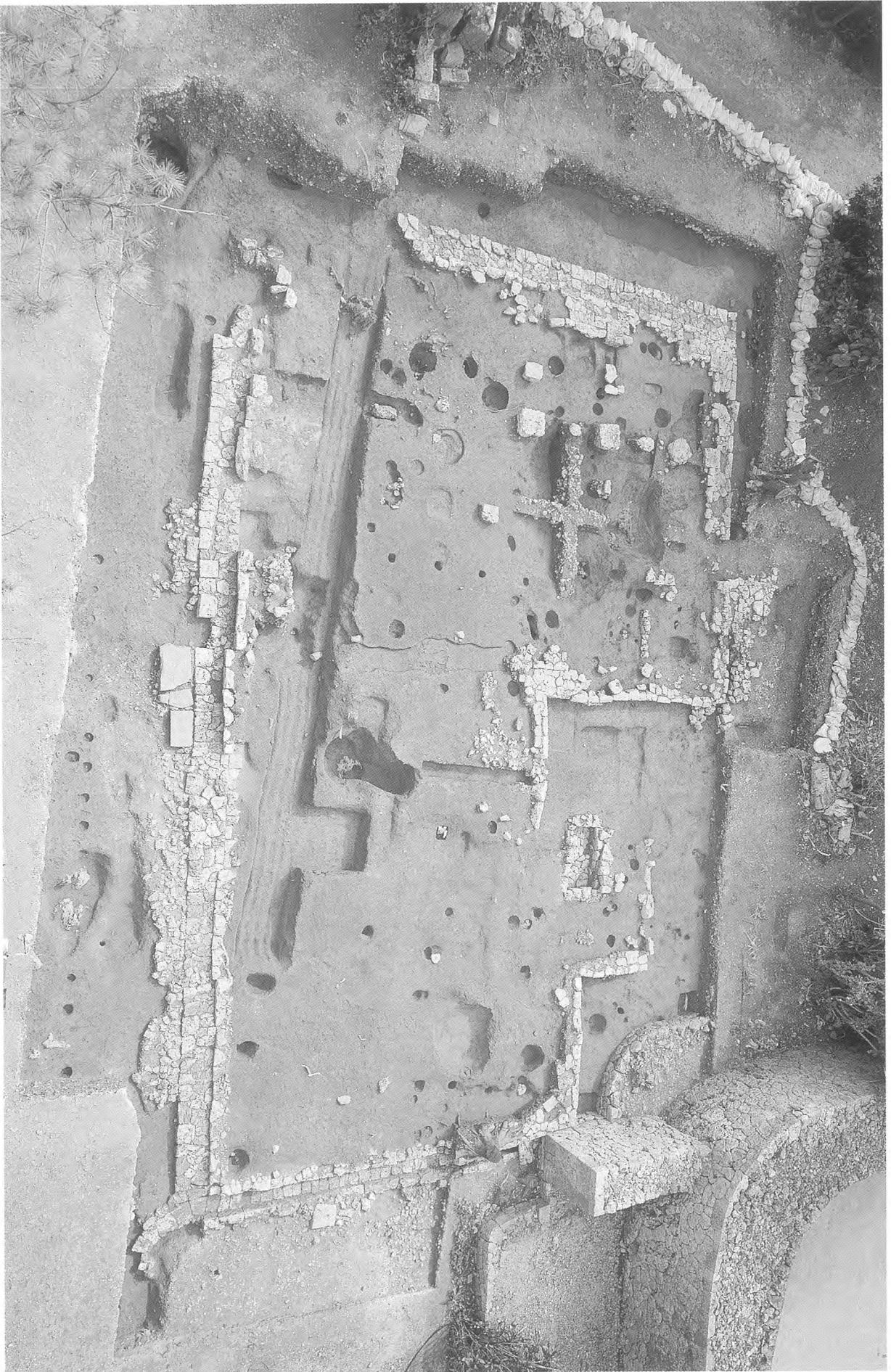


図版16の1 御番所 南西側（左奥石牆は玉陵）



図版16の2 玉陵 全景（北東側より）

図版17 東の御番所跡 全景 (北側より)





図版18の1 参詣道より御番所跡を望む（参詣道調査中）



図版18の2 同上（調査後）



図版19の1 御番所 西側の基壇および1号排水溝（手前は参詣道）



図版19の2 参詣道 東側の状況（奥は御番所跡）



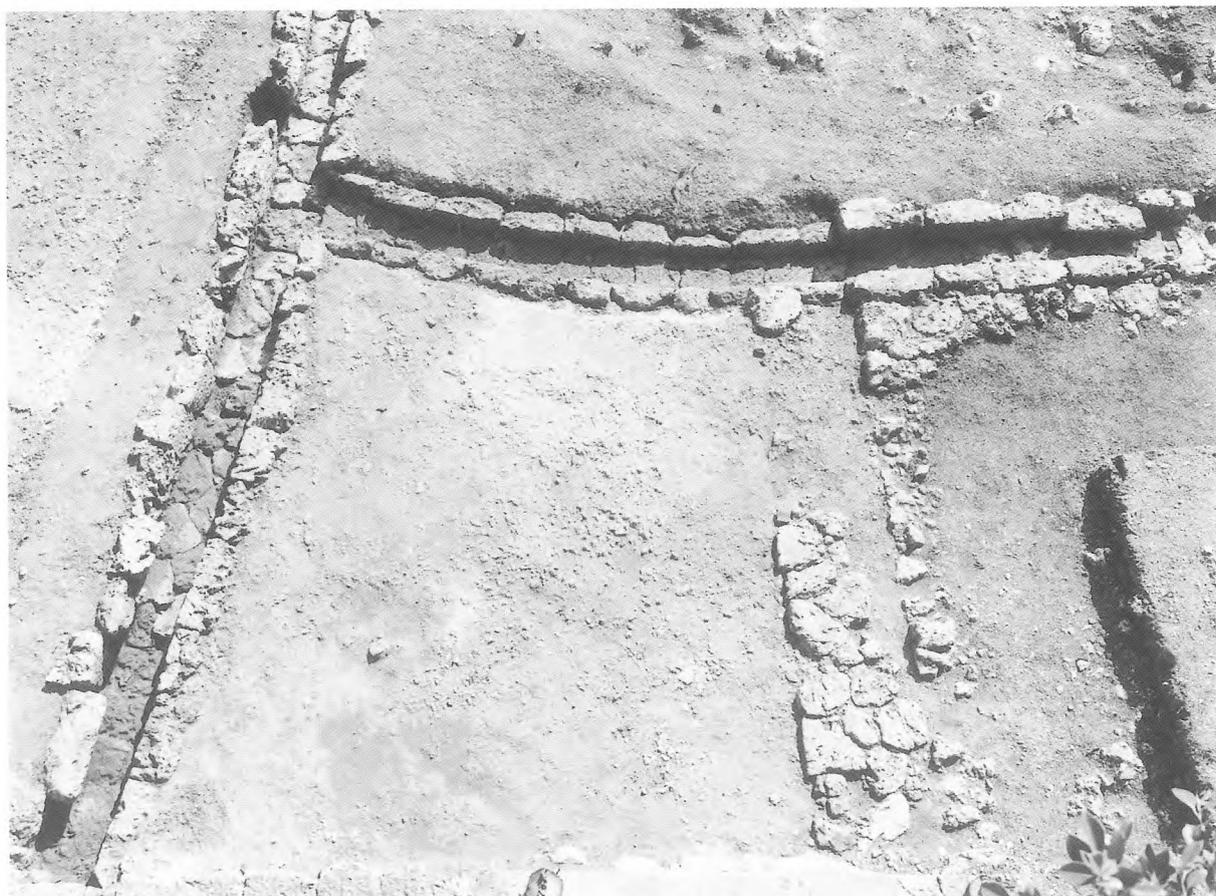
図版20の1  
御番所 西側の基壇および  
1号排水溝（奥は玉陵）



図版20の2 1号排水溝（右側は玉陵）



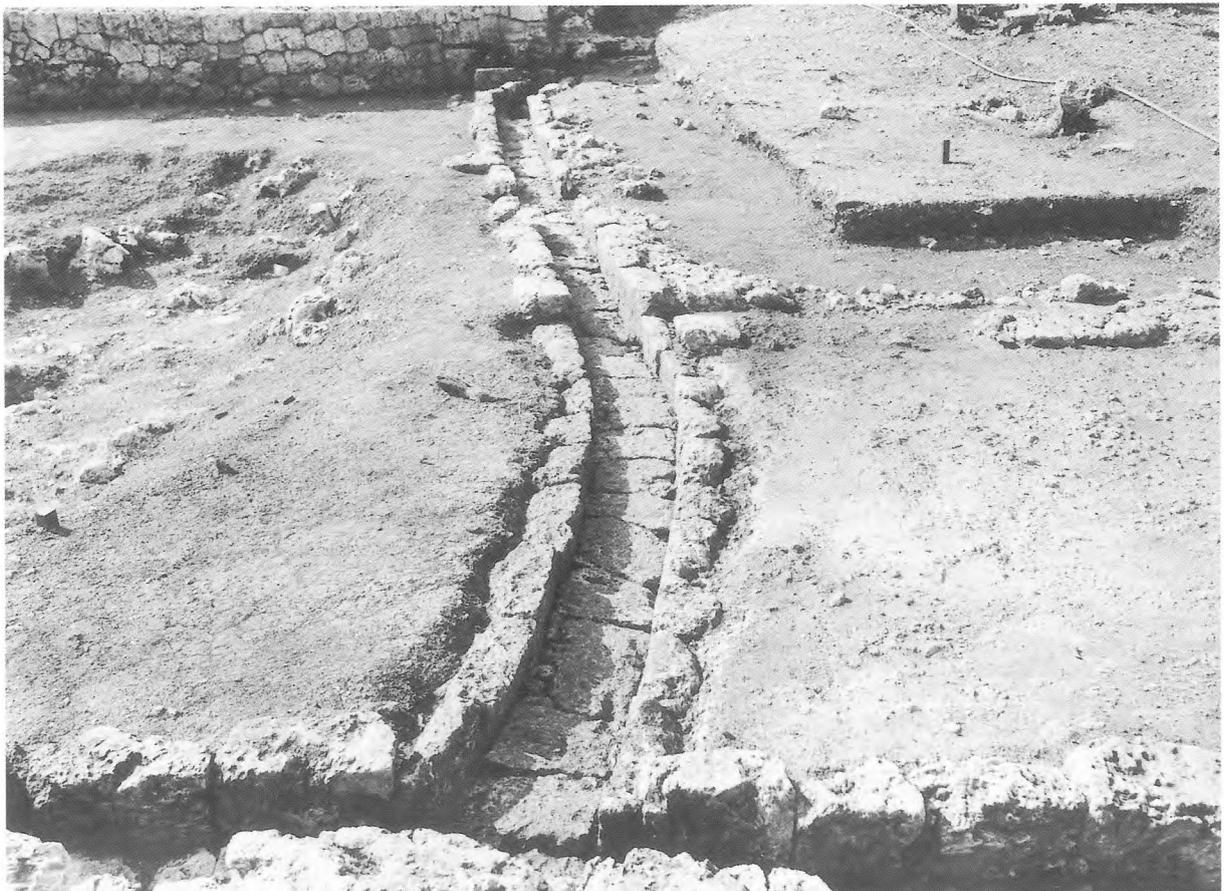
図版21の1 2号排水溝（左側）および3号排水溝（上方）



図版21の2 同上（3号排水溝の蓋を除去）



図版22の1 3号排水溝（蓋の除去後）



図版22の2 同上（奥は玉陵）



図版23の1  
3号排水溝（右手前は玉陵）



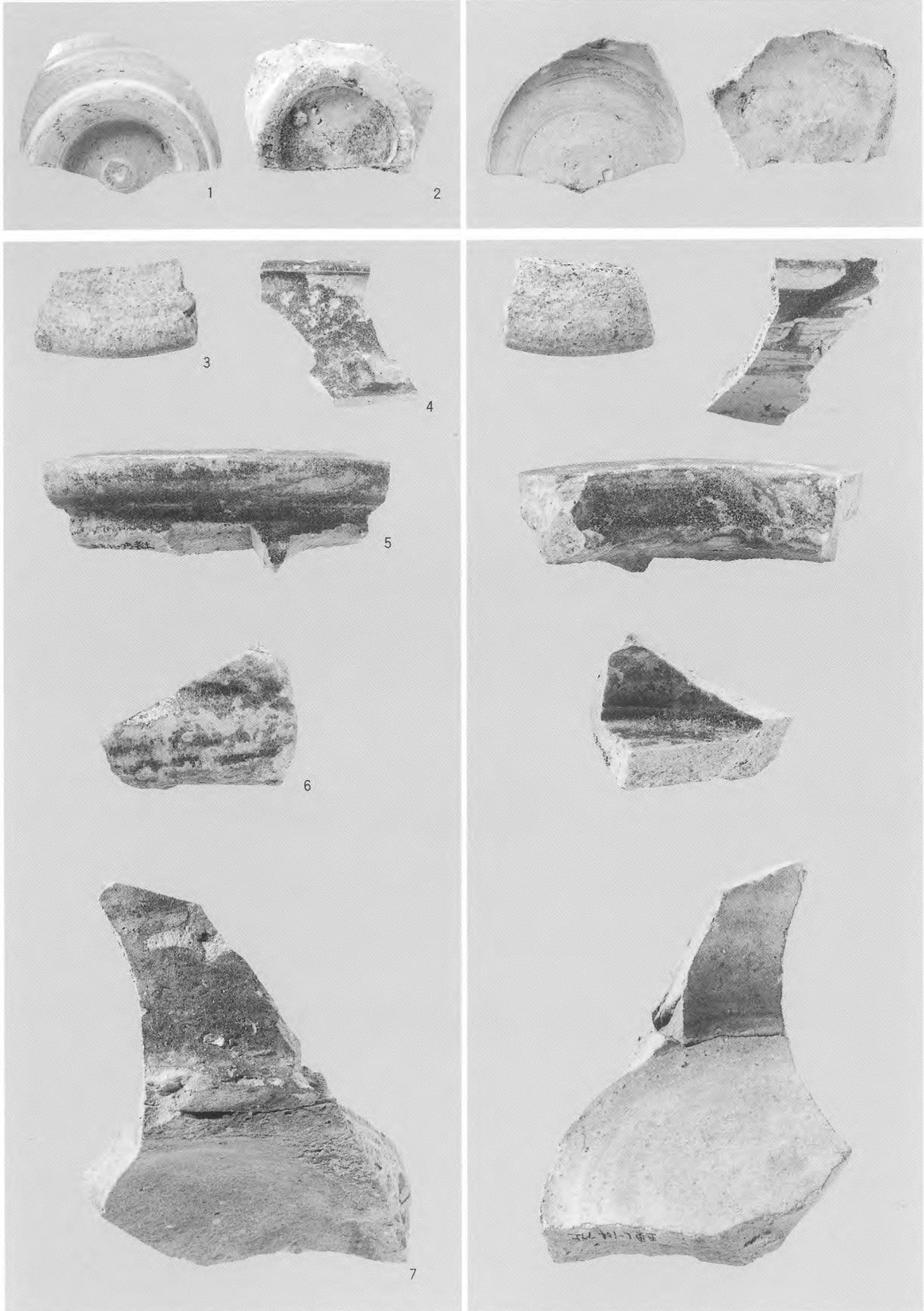
図版23の2  
2号排水溝



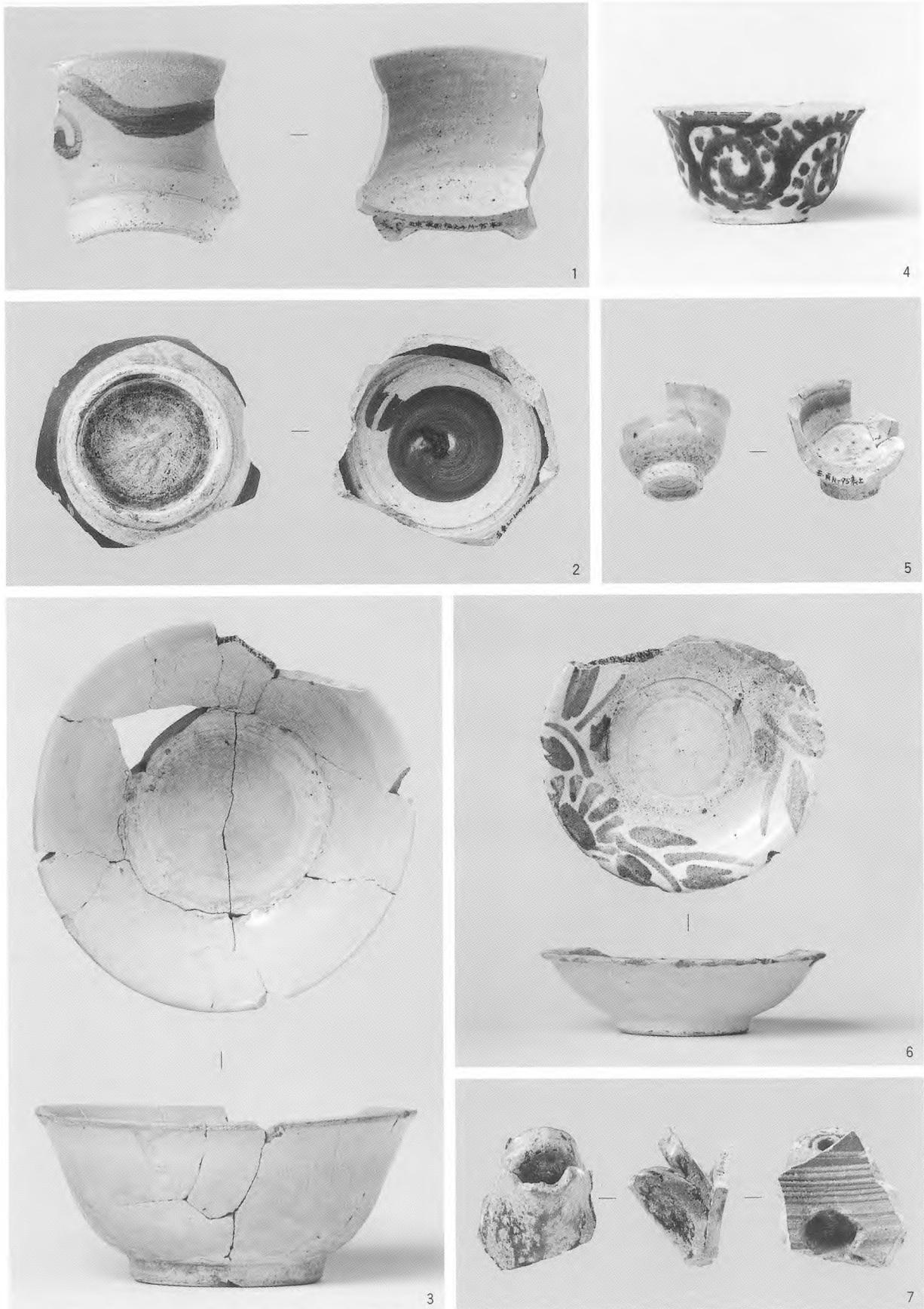
図版24 参詣道全景（西側より）（奥は御番所跡）



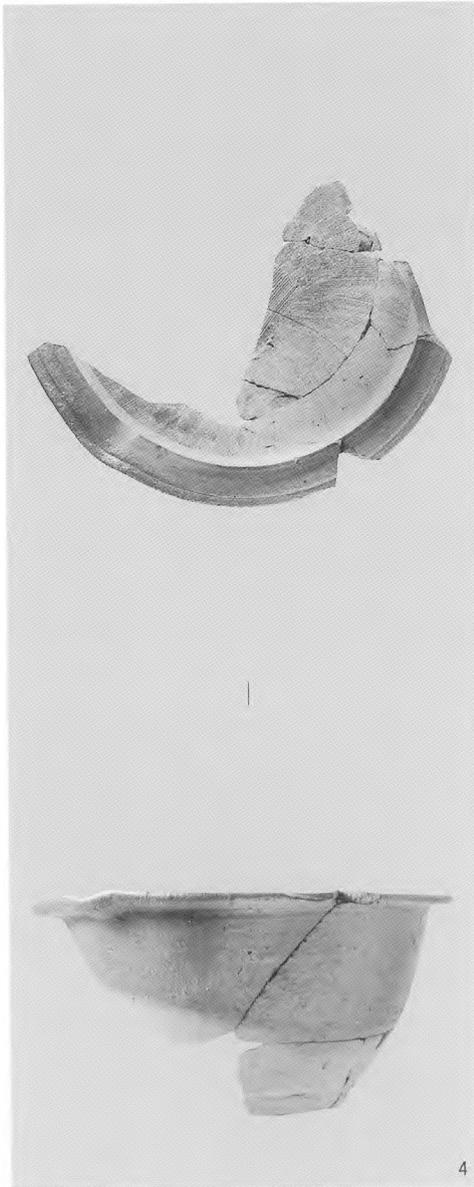
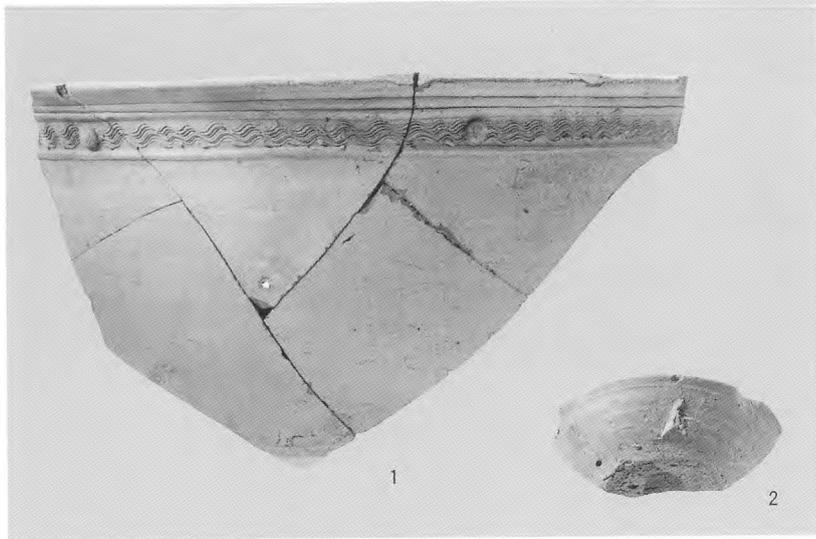
図版25 (第12図) 青磁：碗(1～3)、皿(4～6)、盤(7・8)



図版26 (第13図) 白磁：碗(1)、皿(2) タイ産半練土器：蓋(3) 褐釉陶器：壺(4～7)



図版27 沖縄産施釉陶器：碗(1~3)、小碗(4)、猪口(5)、皿(6)、急須(7)



図版28 (第14図) 沖縄産無釉陶器：鉢(1・5)、皿(2)、壺(3)、播り鉢(4)



1



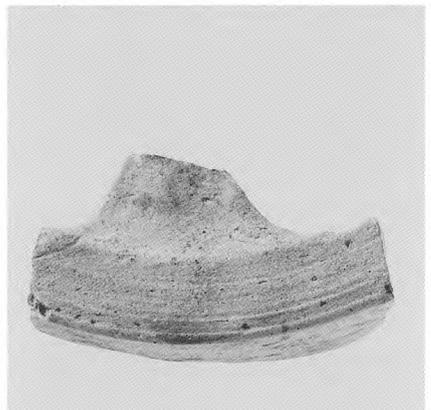
3



4



2

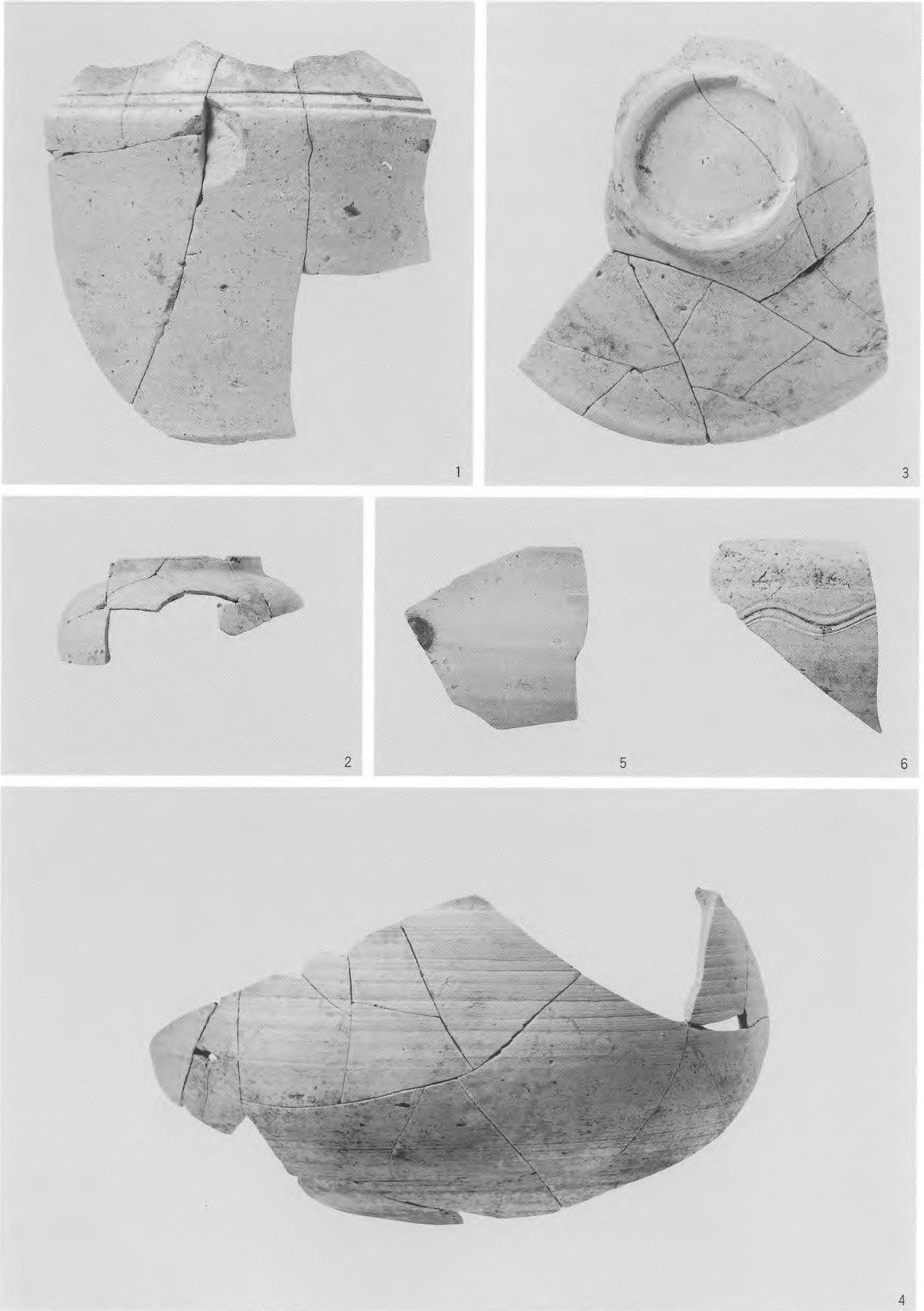


5

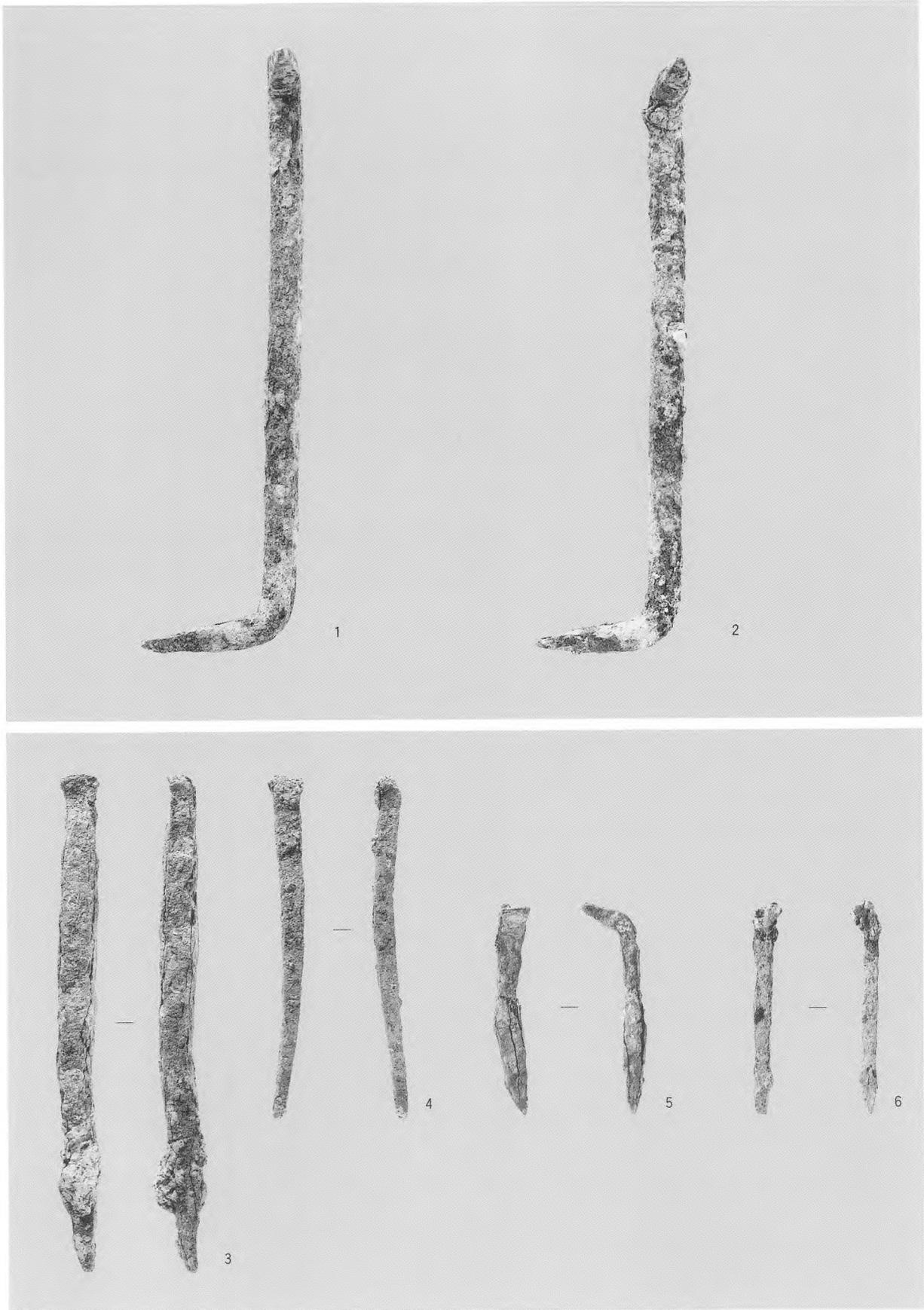


6

図版29 沖縄産陶質土器：土瓶(1～4)、鉢(5)、火炉(6)



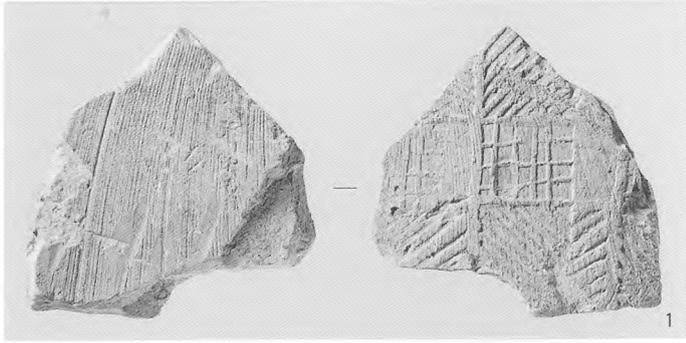
図版30 沖縄産陶質土器：火炉(1)、小壺(2)、鍋(3～5)、水鉢(6)



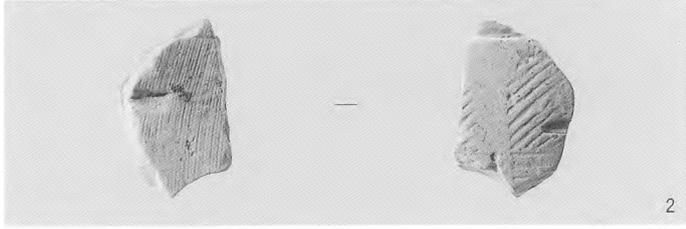
図版31 (第15図) 金属製品：鏃(1・2)、釘(3～6)



図版32 (第16図) 金属製品：蹄鉄(1)、鍵(2・3)、飾り具(4・5)、簪(6)  
 骨製品：用途不明(7・8)  
 ガラス製品：管玉(9)、小玉(10・11)



1



2



3



4



7



5

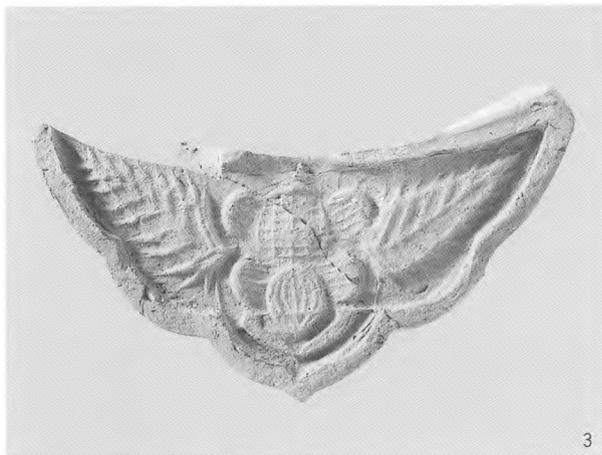
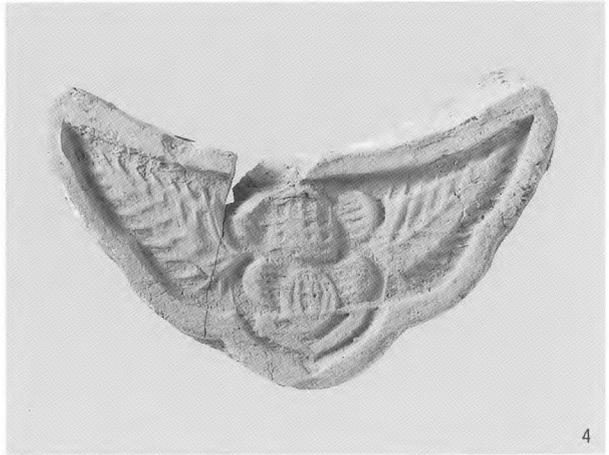


8



6

图版33 (第17图) 高麗系瓦：平瓦(1·2) 明朝系瓦：軒丸(3~8)



图版34 (第18图) 明朝系瓦：軒平

## 第六章 東の御番所復元工事

### 第一節 歴史的経緯と施設の概要

#### 第一項 玉陵御番所の歴史的経緯と概要

かつて、玉陵の北側の左右に御番所があったことは、史料や古写真、聞き取りなどからも知られている。去る沖繩戦でこれらの建物は破壊されてしまい、その痕跡はほとんど残っていないかった。平成一二年度の発掘調査で、東の御番所跡が確認された。基壇石積や建物の礎石の一部、さらに、便所跡と想定される遺構などが出土した。なお、この発掘調査で、御番所は古写真で想定していた規模よりかなり大きく、平面形状も単純な長方形ではないことがわかった。

御番所の創建と玉陵における位置付け等については、琉球王府の正史『球陽』に次の記述がある。「尚敬王三六年（一七四八）初めて御番所を玉陵左右に建て、並びに御番役二員を設置す。昔は、御番所・御番役を設けること有る無し。今番、御番所を玉陵門外左右に創建し、就ち向氏座敷・当座の中より御番役二員を設置し、之れをして看守せしむ。年棒各々五石を賜ひて、週年交代す」。すなわち、一七四八年に御番所を玉陵の左右に創設し、そこに御番役を二名配置した。座敷と当座の役人を任命していることから、この御番所の位置付けは他の番所などより格式が高かったと想定される。

#### ■廃藩置県後の御番所

廃藩置県後も、向氏の関係者が任期を定めて御番所に住み込み、玉陵の管理にあたっていた。

また、尚家資料の『尚泰様薨去二付御座構并御掃除方日記』（明治三四年八月）には、両御番所は近い親族や葬式を務める僧侶の控所になること、大美御殿より紺縁のビーグ畳を一二枚取り寄せること、両御番所の障子を張替え、座敷内を掃除すること、などの記述が見える。

昭和五二年六月九日付けの地元新聞に投稿している真栄平房敬氏の記事を引用すると、「（前略）明治以降も向氏の士が任期を定めて御番御殿に住み込み、御掃除人とよばれる常勤者達に命じて玉陵の保清管理に当たった。明治末期から昭和初期まで番役をつとめた家は向氏糸満家、太田家、喜友名家、金武朝重家でいずれも格式ある家である。

大正期に入ってから王家の財政引きしめで御掃除人も常勤ではなく、毎月一日一五日に普段王家の常勤御掃除人の中から二人宛割当てて陵の廓内外の清掃にあたらせていた。（後略）」とある。

#### ■建物名称について

かつて首里では、玉陵東西にある建物を御番御殿（ウバーンウドウン）と呼んでいた。さらに、番屋（バンヤー）という俗称もある。しかし、琉球王府の正史である『球陽』には「御番所」と記述されていることから、建物の名称は「御番所（ウバンジュ）」とした。

なお、王府時代に間切の行政の拠点となった役所のことも「番所」と言っていたが、それは今日の町村役場にあたり、陵墓にある番所とは建物用途が異なる。

## 第二項 番所について

王家の陵墓に関連する番所・番屋については、玉陵の他に、英祖王と尚寧王の墓である「浦添ようどれ」、それに「伊是名玉御殿」などの事例があげられる。

浦添ようどれの北側には御墓番屋敷があった。最近発見された古写真にも、松林の中に茅葺屋根の御墓番が写っている。その建物がいつ建てられたかは不明であるが、御墓番屋敷で陵墓の管理を行っていたと考えられる。また、先述の『図帳』にある浦添ようどれでの巡拝の際にも、御墓番屋敷が関わっていた可能性は高い。

伊是名玉御殿は伊是名城跡の北面中腹に築造されている。『伊平屋島玉御殿



浦添ようどれ「琉球建築」  
左下の松林の中に御墓番屋敷があった。

公事帳』には、玉御殿での御座構之図とともに、御番人、御番屋の記述が見えることから、墓での巡拝には番屋が関わっていたと思われる。なお、玉御殿近くに尚裕氏によって木造の番屋が建てられ、伊是名村に寄贈されている。

このように、王府の重要な陵墓は管理体制が確立されており、そこで厳かに行われる儀式に対応するための施設を備えていたと考えられる。玉陵の両御番所も、このような王府の基本的考え方に基づいて設置されていたと思われる。なお、儀式を行うにあたって、墓の庭に仮屋、幕、むしろなどの仮設の施設を設置するのは山川陵も含めて共通している。

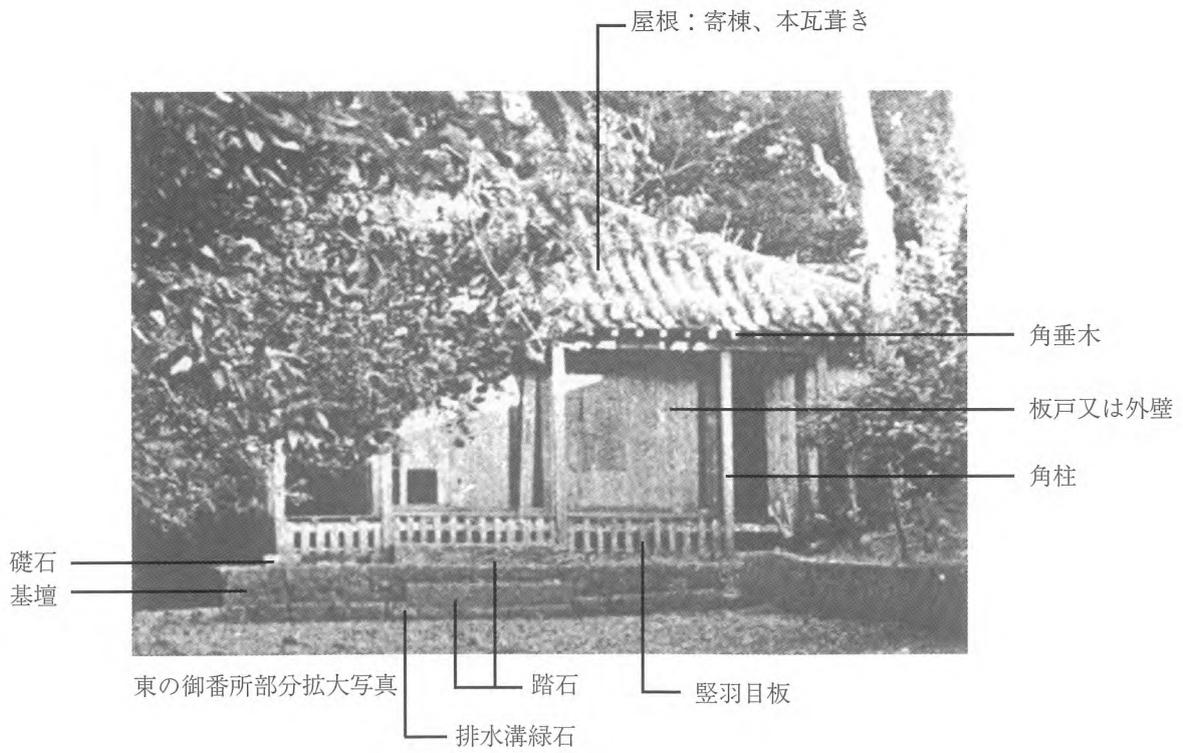
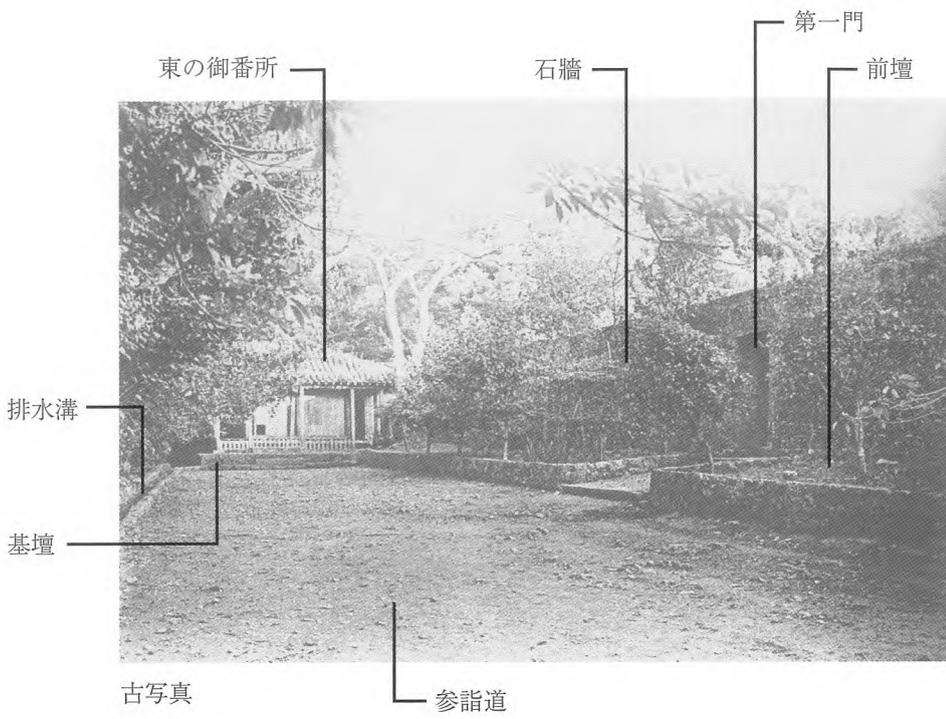


伊是名玉御殿  
史料によると、玉御殿の手前に御番屋があった。

## 第二節 調査

### 第一項 古写真

現在のところ、東の御番所をはつきりと捉えた古写真が一枚確認されている。  
この古写真から確認できる内容を図示する。

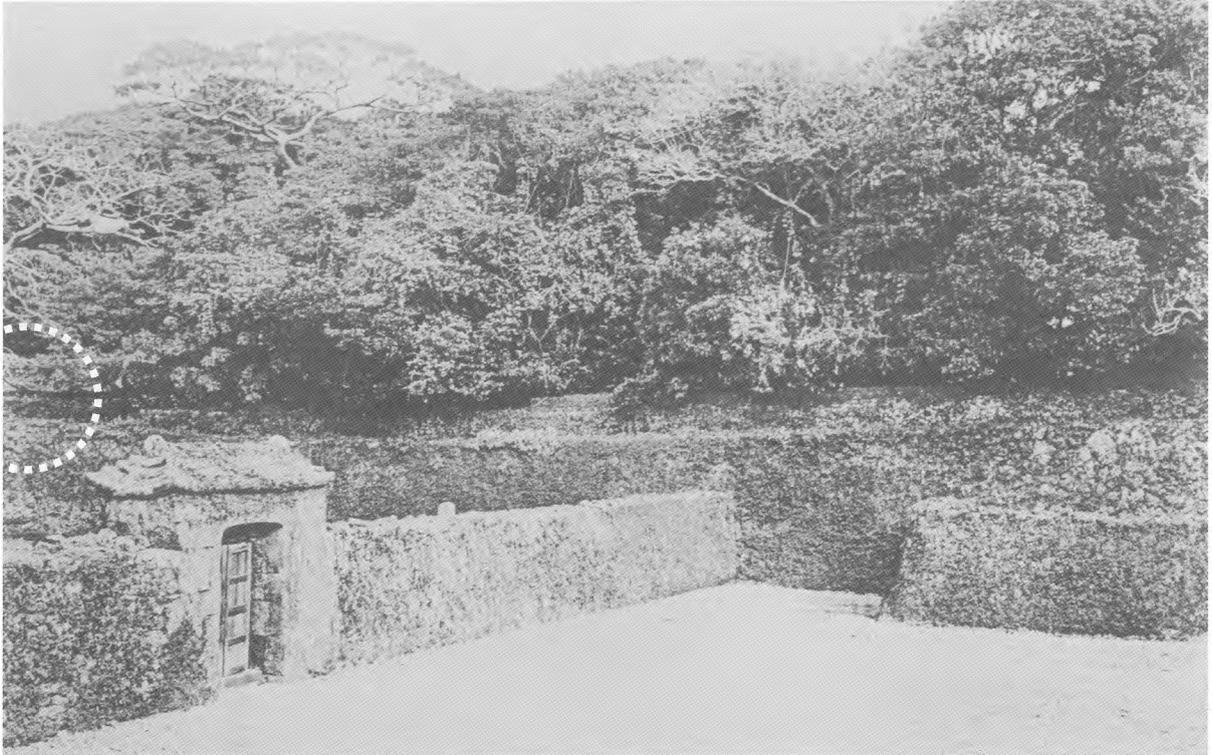




昭和20年4月2日撮影の航空写真（米国国立公文書館所蔵）  
左に玉陵、右に首里城跡が見える。中央の広場は記念運動場。



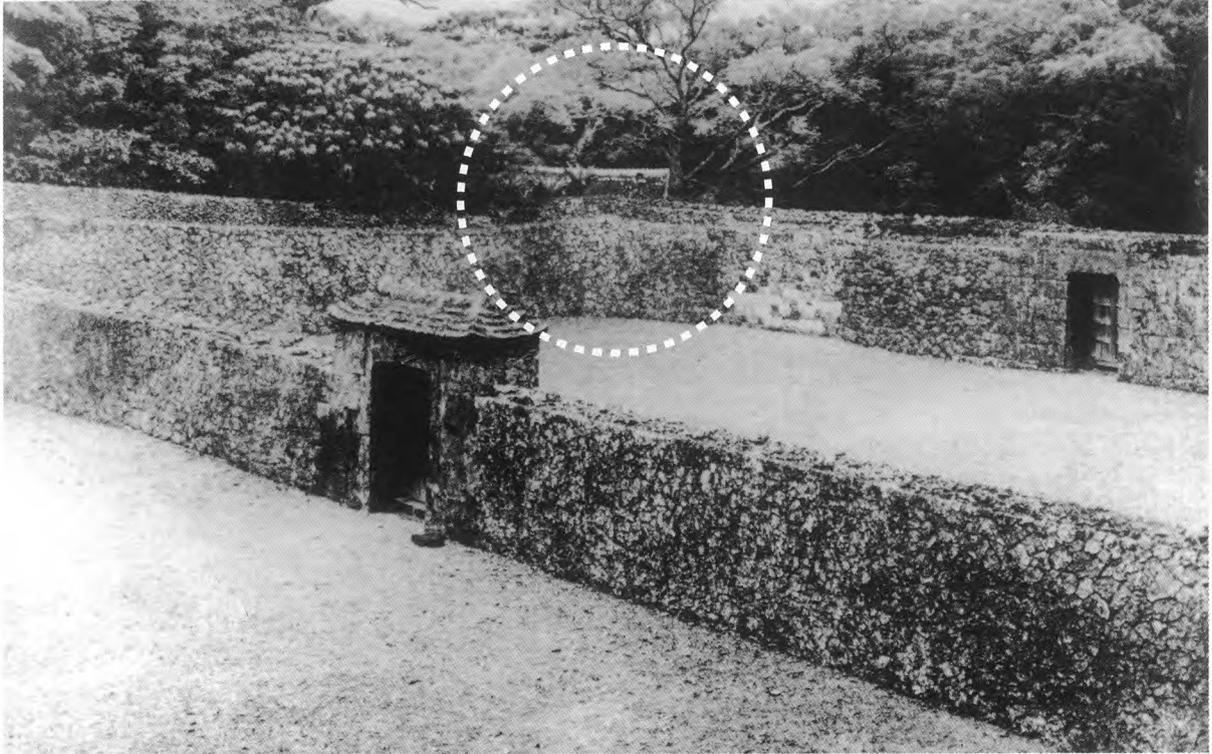
同上拡大（玉陵付近） 樹木が生い茂っているため、両御番所は確認できない。



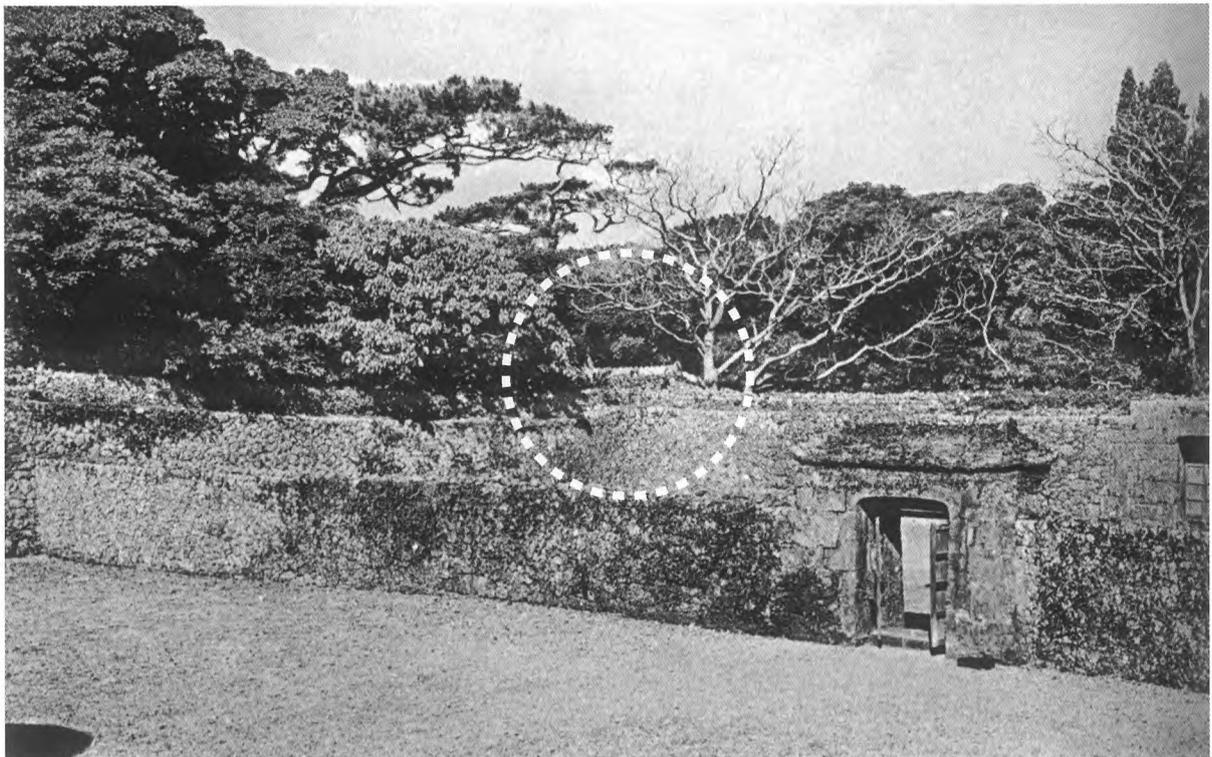
玉陵の中門 左端の森の中にかろうじて東の御番所の瓦屋根が見える。  
「重要文化財 玉陵復原修理工事報告書」



玉陵の屋根 右端に西の御番所の屋根が見える。  
昭和7年 「写真集 懐かしき沖縄」



正面奥に西の御番所の屋根が見える。大棟が長いことから、細長い建物であったことがわかる。  
昭和14年～16年 「坂本万七遺作写真集 沖縄・昭和10年代」



同様に、西の御番所の屋根が見える。  
「重要文化財 玉陵復原修理工事報告書」



西の御番所前の写真 右に御番所と石積基壇が見える。(昭和15年頃) (金武朝教氏提供)  
右は番人の金武朝重氏、左は金武氏の友人 大里朝明氏。

## 第二項 聞き取り

戦前の東の御番所を知る関係者は少なく、しかも、目の触れる機会の多かった西の御番所に比べ、東の御番所は玉陵第一門から奥まった場所に位置し、日頃から足を踏み入れる機会が少なかったと思われる。そのような状況を踏まえ、戦前の御番所をかるうじて覚えておられる関係者に聞き取りを行った。

### ■山田弘氏聞き取り

大正八年生まれ。戦前西の御番所に住んでいた金武家の親戚にあたり、玉陵周辺には時々遊びに来ていた。現那覇市在住

日 時…平成一三年六月六日

場 所…東の御番所、西の御番所跡地にて

○東の御番所について

- ・建物東方向の長さは、西の御番所とほぼ同じであった。
- ・雨端はなかった。
- ・いつも閉め切っており、内部は一度も見えていない。物置になっていたのではないだろうか。
- ・内部の間取りについては入ったことがないのでわからない。
- ・建物前面（北側）部分しか目にしていない。裏（南側）には回れなかった。
- ・屋根形状は記憶していない。
- ・雨戸は外側に付いており、古写真に見られるヌレ縁にはなっていないかった。

○西の御番所について

・参詣道に面していた建物基壇は、入口側（西側）は大人の背丈ほどであった。（古写真では腰の高さほどであり、子供の頃の印象がそうであったと思われる。）

・当時出入りしていたのは、番人が住み込んでいた裏間（南側）であり、広間の印象はあまり残っていない。

・広間の畳は上げられていて、板敷きの状態であった。（湿気対策のためか？）

・当時の番人は金武朝重氏。その長男が朝教氏（東京在住）。

・建築材料はチャージ（イヌマキ）であった。

・広間は廊下より一段上がっていた。

・台所には無双窓があった。土間は三畳ぐらいあり、中に柱はなかった。

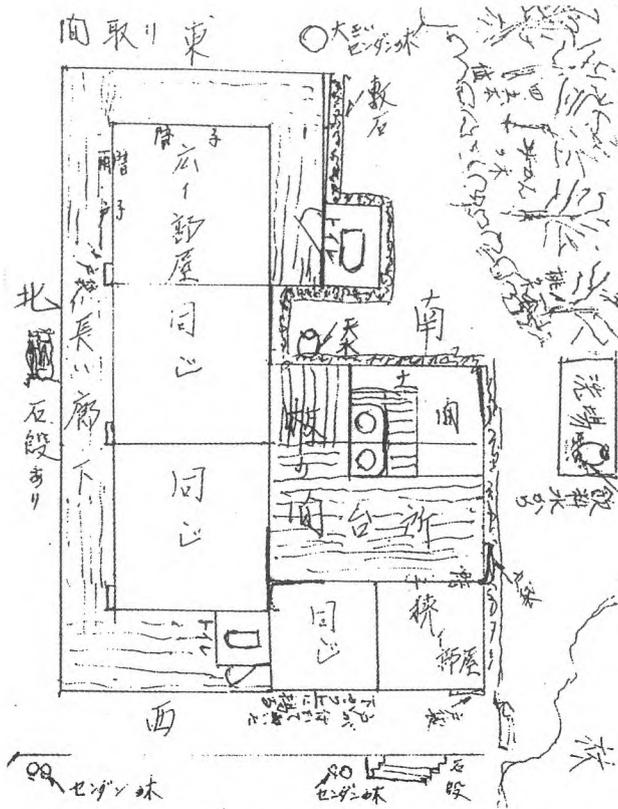
・屋敷内部には天井長押等の造作が施されていたと思う。

○その他

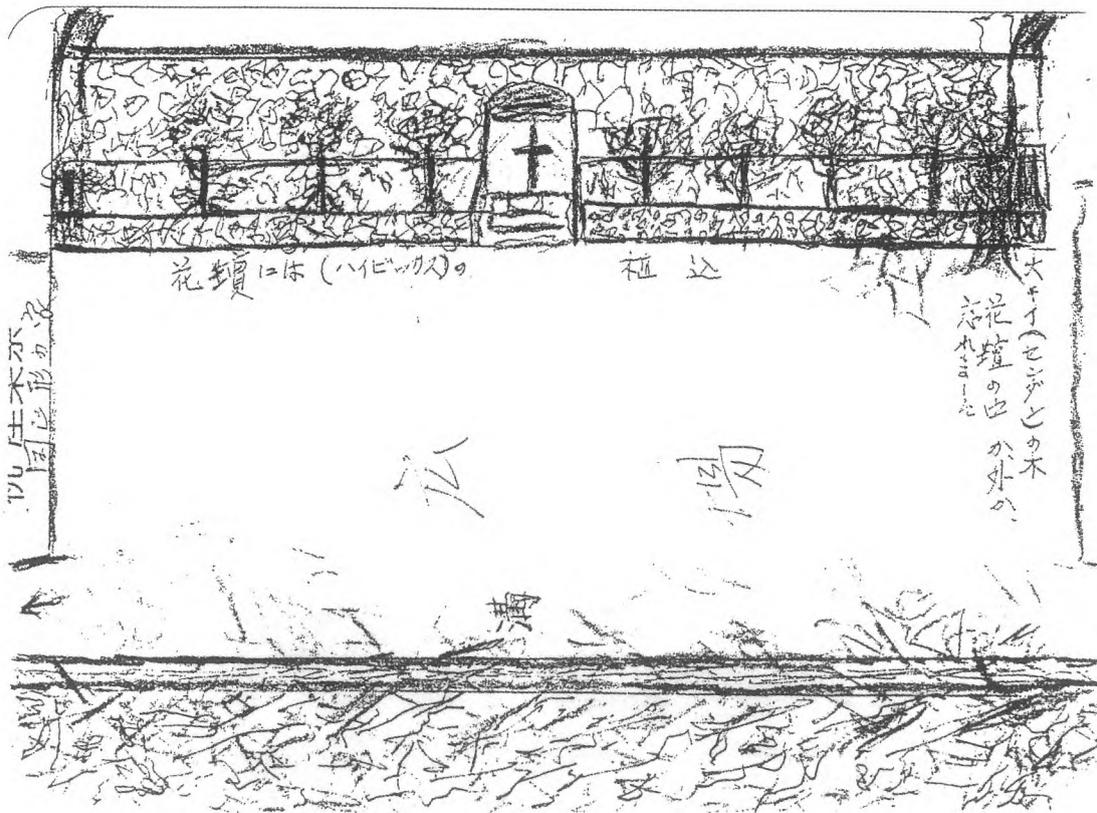
・東の御番所の東側に天界寺への門があった。（巾が四尺程度）

■金武朝教氏作製のスケッチ

○大正一四年生まれ。戦前西の御番所に住んでおり、番人であった金武朝重氏の長男。昭和一四年（一四才）の頃、叔母の店を手伝いに東京に行き、戦中、戦後東京に在住し現在に至る。



西の御番所 平面スケッチ



玉陵第一門 正面スケッチ

■真栄平房敬氏聞き取り

大正一〇年首里生まれ。現在那覇市文化財調査審議会委員。

日時…平成一三年六月二〇日

場所…東の御番所、西の御番所跡地にて

○東の御番所について

- ・昭和一五年から戦災による焼失までの東の御番所は、西方から見た古写真の様であったが、遺構に見られるような規模ではなかったと記憶している。
- ・建物はかなり古い感じがしたので昔から建っていたと思われる。
- ・いつも閉め切った状態で、部屋にはガン（龕・葬式するとき棺を入れて運ぶ輿）が二つ置かれていた。
- ・中城御殿の御掃除人が、毎月一日、一五日に清掃をしていた。その際、東の御番所の屋根に上って枯葉を落としていた記憶がある。また、屋根は寄棟であった。

- ・西の御番所に台所はあったが、東の御番所にあったのはお茶を出すお茶煮詰所（ウチャニージミ）程度のものであったと思う。そこには水瓶を置く土間があり、火鉢でお茶を沸かしていたのではないか。
- ・建物南側の石囲いは、水が流れて溜まるようにした跡ではないか（ミンタナ・シーリ）。

○西の御番所について

- ・清明祭のとき、東側座敷のみ障子が開いており、座敷の奥には床の間が見えた。
- ・北側廊下に面した三箇所に、巾三尺程度で三段の踏石があった。

- ・西の御番所の番人は、金武さんの前は大里さんであった。また、大里さんは天界寺の御番人でもあった。

- ・天界寺の井戸まで行って水を汲んでいた。

○その他

- ・戦後まもなく尚家によって玉陵の第一門周辺の石牆が応急的に設置された。さらに一九五〇年頃、首里市によって修復が行われ、現在のアーチ門石材は仲里家にあったものをそのまま使用している。
- ・アーチ門西横となりには、日頃は石が詰められていた石牆があり、門の中より大きな棺であったため、葬儀の際に石を取り外して、ここから棺を入れた。そして、その日の夕方には石牆の復旧がなされていた。
- ・中城御殿にも雨端のない建物があった。
- ・中城御殿の畳間は床下より上がっており、長押には尚家の紋の形で金具があったと思う。

■大里朝成氏聞き取り

昭和七年生まれ。戦前天界寺の御番人であった大里朝恒氏の長男。戦前は天界寺敷地内に住み、西の御番所によく通っており、東の御番所周辺を遊び場としていた。現那覇市在住

日 時…平成一三年六月二五日

場 所…大里氏自宅にて

○東の御番所について

- ・いつも閉まっていたが、時々尚家の方が来られて、風通しをしていたときに内部の様子が見えた。そこには棺を入れるガンが置かれていた。
- ・当時の建物は相当朽ちていて、剥がれた板及び破れた障子の隙間から、部屋の中にあるガンを見た（怖くてそれ以上見る余裕がなかった）。
- ・規模については、西の御番所程度か、それより若干小さかった。
- ・平面形態は、長方形のようであった。
- ・新しい柱と古い柱があった（何度か修復されていたと思う）。
- ・天界寺の門から参詣道に至るには、御番所の北と南側の二ルートがあった。
- ・北東側の外柱面には、戸ではなく板が張られており、南西側から出入りしていたのではないか。
- ・建物に雨端はなかった。

○西の御番所について

- ・清明祭のときは、尚家の休憩施設として使われていた。
- ・西の御番所にあった床の間は、座敷より一段上がっており、棚などはなかった。

○その他

- ・玉陵北側は古写真のような雰囲気であった。
- ・参詣道の仕上げは石粉（イシグー）のようなものであった。
- ・戦後間もなく天界寺敷地には人が住んでおり、大里一家は一九四七〜一九五四年の七年間、東の御番所跡地に家を建てて住んでいた（建物は焼失し、屋根瓦と西側に踏石のようなものが残っていた）。
- ・写真に写っている大里朝明という人は、父のいとこにあたり、戦時中は九州に疎開して戦後大阪に移り住んだと聞いている。
- ・玉陵と天界寺との境の門には、扉のようなものではなく、石積の間を通る形式のものだった。
- ・戦時中、東条首相が玉陵を見学され、東の御番所前から天界寺の門を通って、首里城へ行かれたことを記憶している。

### 第三節 建物形状・規模等の分析

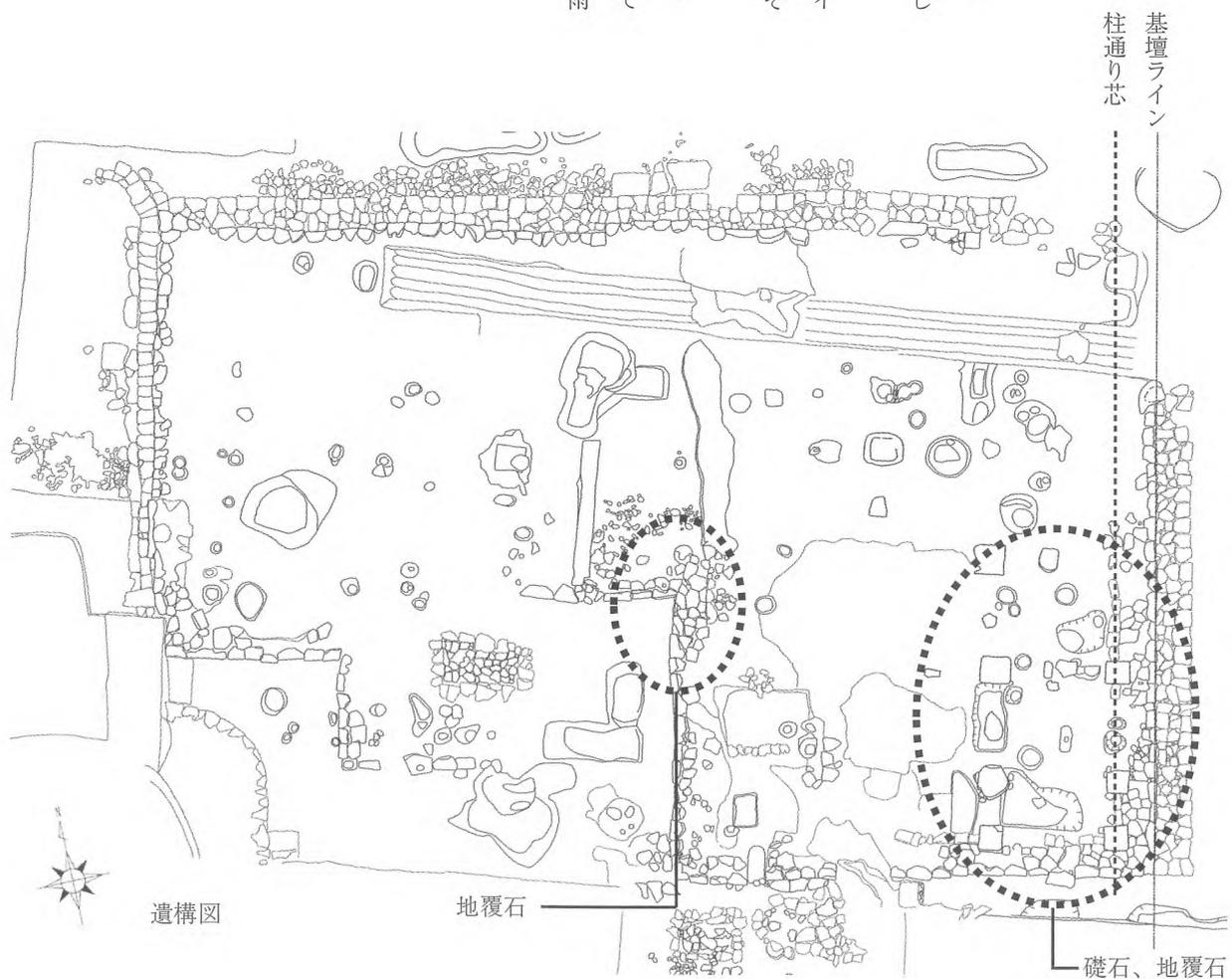
#### 第一項 柱間寸法

(一)発掘調査結果からの分析

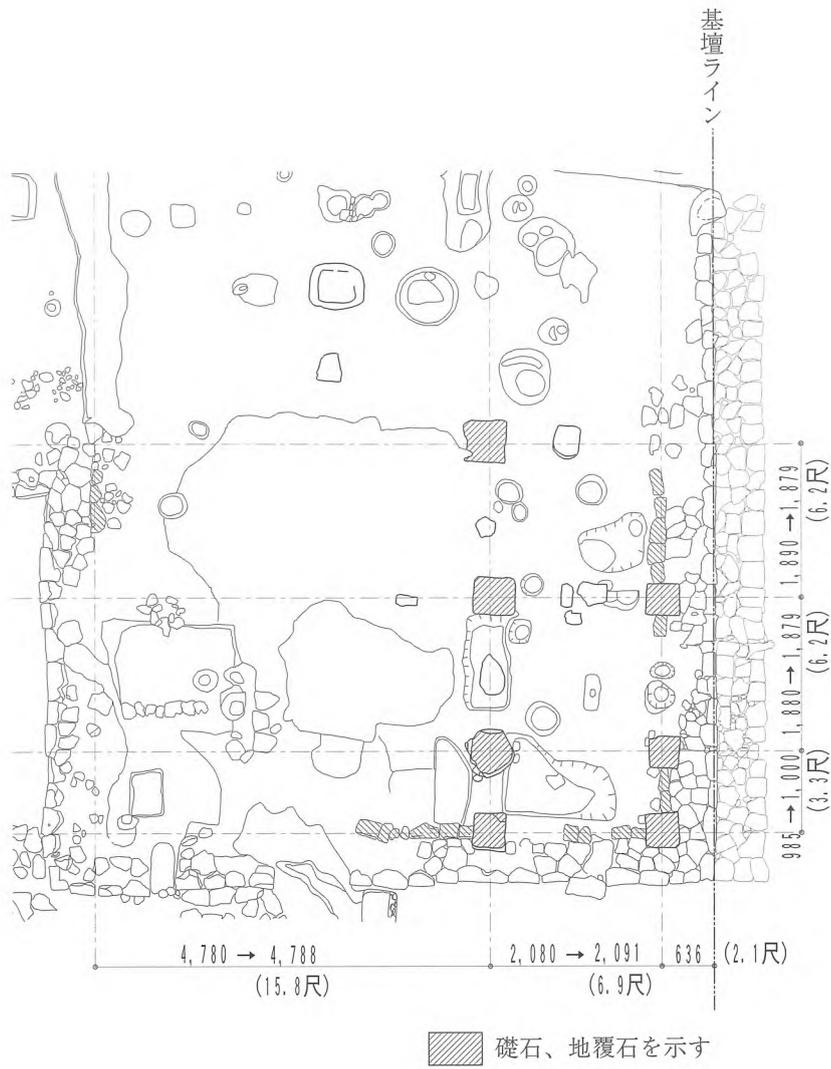
発掘調査により、建物の礎石や地覆石、基壇の一部が確認されたことから、これらの遺構の実測値に基づき、東の御番所の具体的な形状・規模等を想定した。

柱間寸法は遺構礎石間の寸法を基準とし、建物東壁面の柱通り芯は基壇ラインとほぼ平行であると考えられることから、基壇ラインを建物軸と仮定し、その寸法を基に礎石間寸法を割り出した。

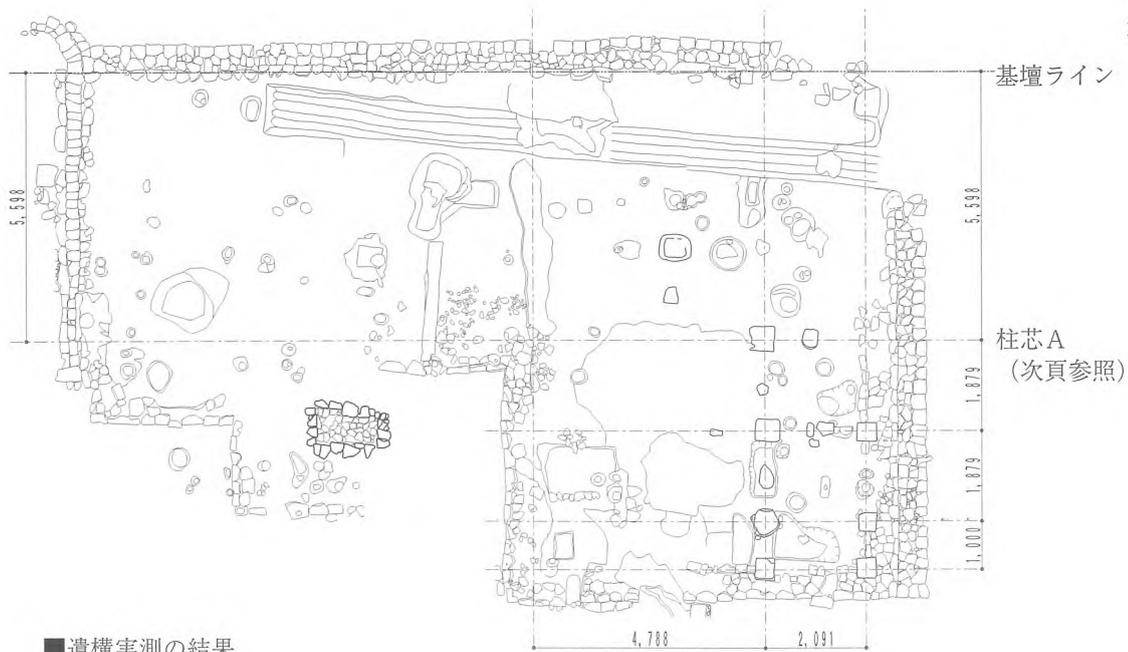
柱間寸法は尺単位の整数値に整理した寸法とする。(一尺 $\parallel$ 三〇三・〇三 $\text{mm}$ )  
なお、地覆石は通常外壁下部に取り付いていることと、基壇が礎石に近接していること。更にこれより外側に礎石が確認できないことから、この周辺部に雨端(アマハジ)は無かったと考えられる。



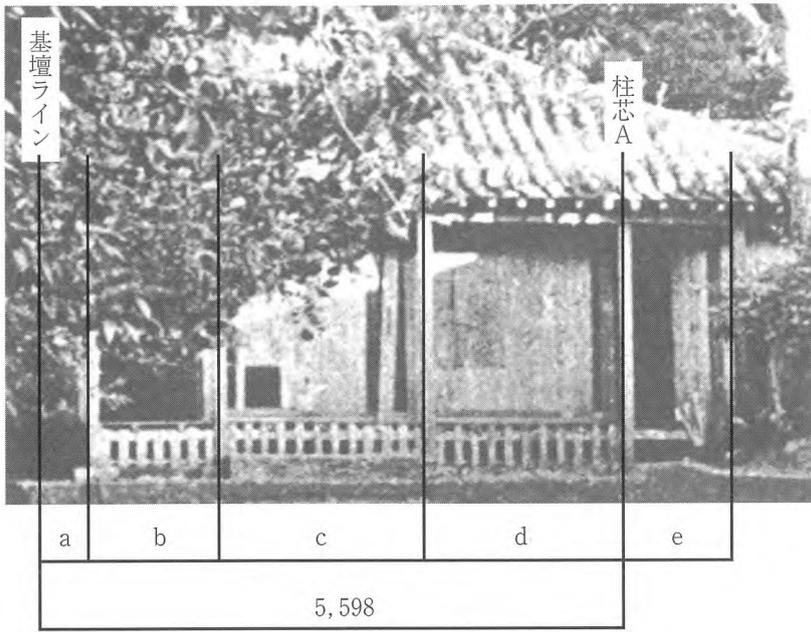
■礎石間寸法の算出（CADによる測定のため、mm単位まで算出）



(二)古写真からの分析  
古写真より建物西面の柱割付が確認でき、遺構実測値の寸法に基づいて各柱割付寸法を設定した。



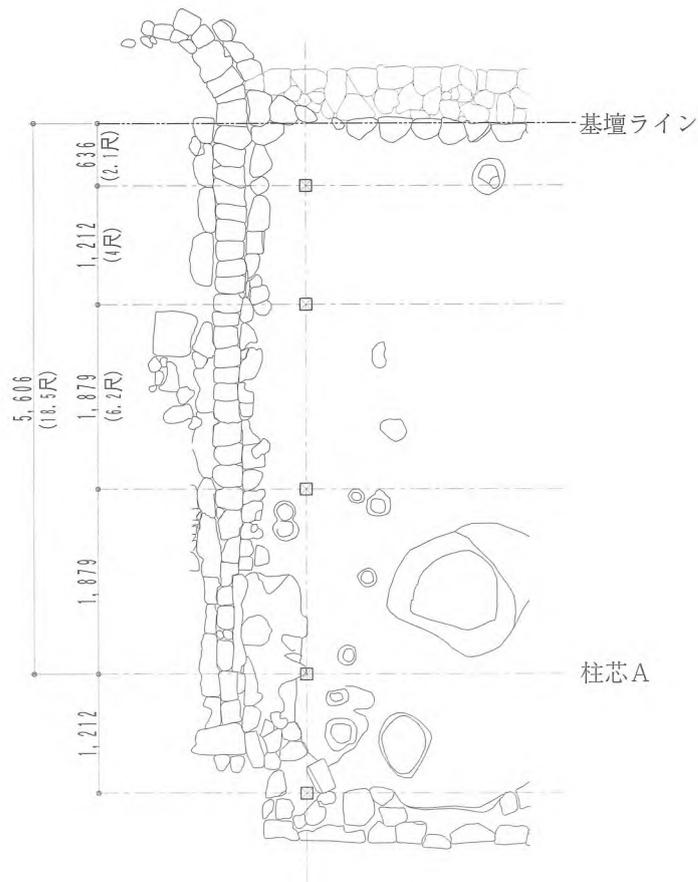
■遺構実測の結果



換算値

a	=640
b	=1,200
c	=1,879
d	=1,879

遺構実測値より確認できた基壇ラインと柱芯A間の距離は五五九八mmである。  
この数値を基準として各柱間寸法の換算を行った。



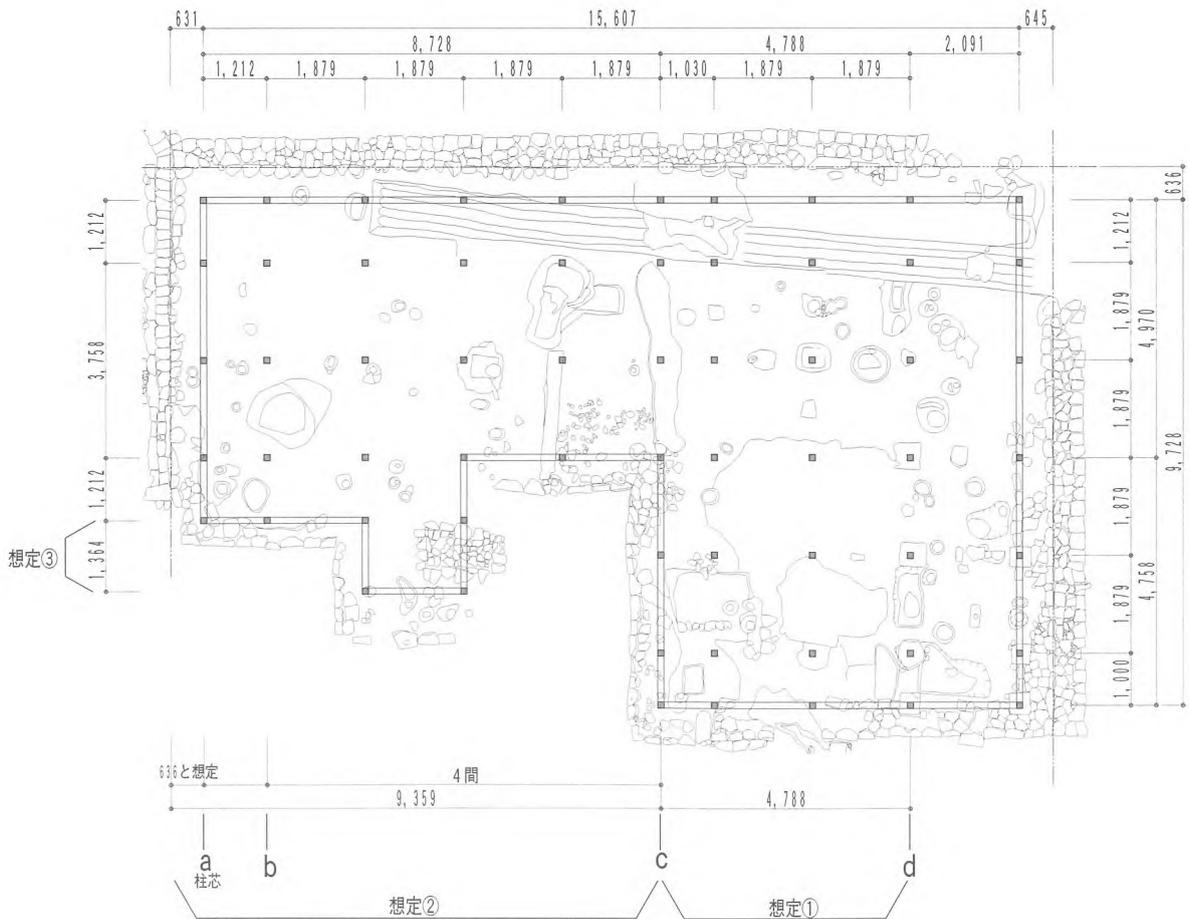
■ 柱割付寸法の設定

古写真の計測値を尺単位の整数値に整理した寸法を図に示す。

(三)まとめ

遺構の実測値と古写真の計測値を基に、往時の建物全体の柱割付寸法を下図の通りに設定する。また、不明な部分については左表想定①～③によって導き出した。

想定③	想定②	想定①	内容
<p>遺構発掘調査より便所跡と思われる遺構が確認され、その一部が室内にあったと考えられるため、礎石が遺構を跨ぐ程度の一三六四mm(四・五尺)と想定した。</p>	<p>柱芯cから西面基壇ライン間の遺構実測値は九三五九mmであり、柱外面と周囲の基壇ライン間の距離は、北・東面と同程度の六三六mmと想定した。</p> <p>柱芯a～c間<math>\parallel</math>九三五九—六三六<math>\parallel</math>八七二三mmとなり建物の隅部は、振れ隅にならないよう梁間と桁行方向の長さを同じにするのが一般的であるため、柱芯a～b間を一三二二mmと仮定した場合、残りの長さは四間分に相当する。</p> <p>(八七二三—一三二二) <math>\div</math> 四間<math>\parallel</math> 一八七八mm</p> <p>← 一八七九mm (六・二尺)</p>	<p>礎石間寸法の算出より、柱芯c～d間は四七八八mmとなり、その中の二間分を古写真から計測された一間にあたる一八七九mmと仮定した。</p> <p>柱芯c～d間<math>\parallel</math> 四七八八</p> <p><math>\parallel</math> (一八七九<math>\times</math>二間) + (一〇三〇<math>\times</math>一間)</p>	



## 第二項 間取りの想定

発掘調査の成果と古写真の分析により、平面規模及び柱割付を想定した。そして、西の御番所の聞き取りスケッチや県内の類似建物を参考として、往時の間取りの想定を行った。

### (一) 聞き取りスケッチからの想定

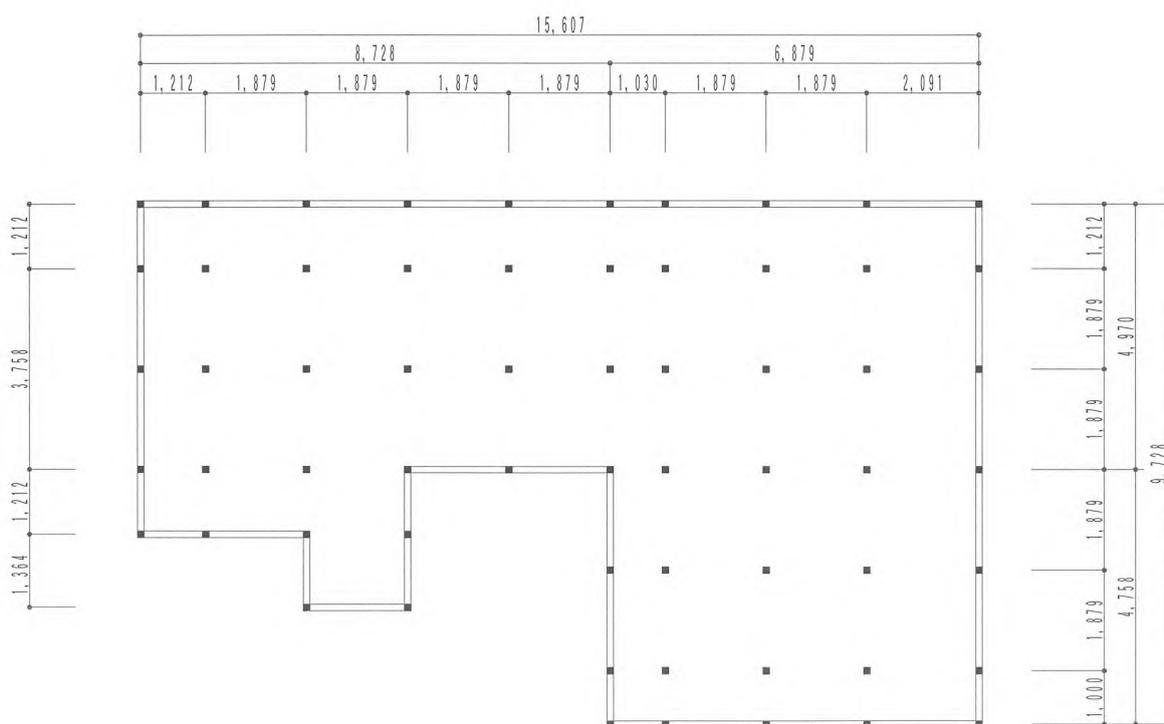
現在のところ、東の御番所の間取りに関する直接的な文献資料がなく、聞き取り調査でも当時は閉め切った状態であったため、内部の間取りを見ていないという意見が多かった。

そこで、金武朝教氏の「東西御番所は、ほぼ同じかたちの家であった」という証言から、金武氏が描いた西の御番所のスケッチを左右反転すると、次の二点の整合が見られる。

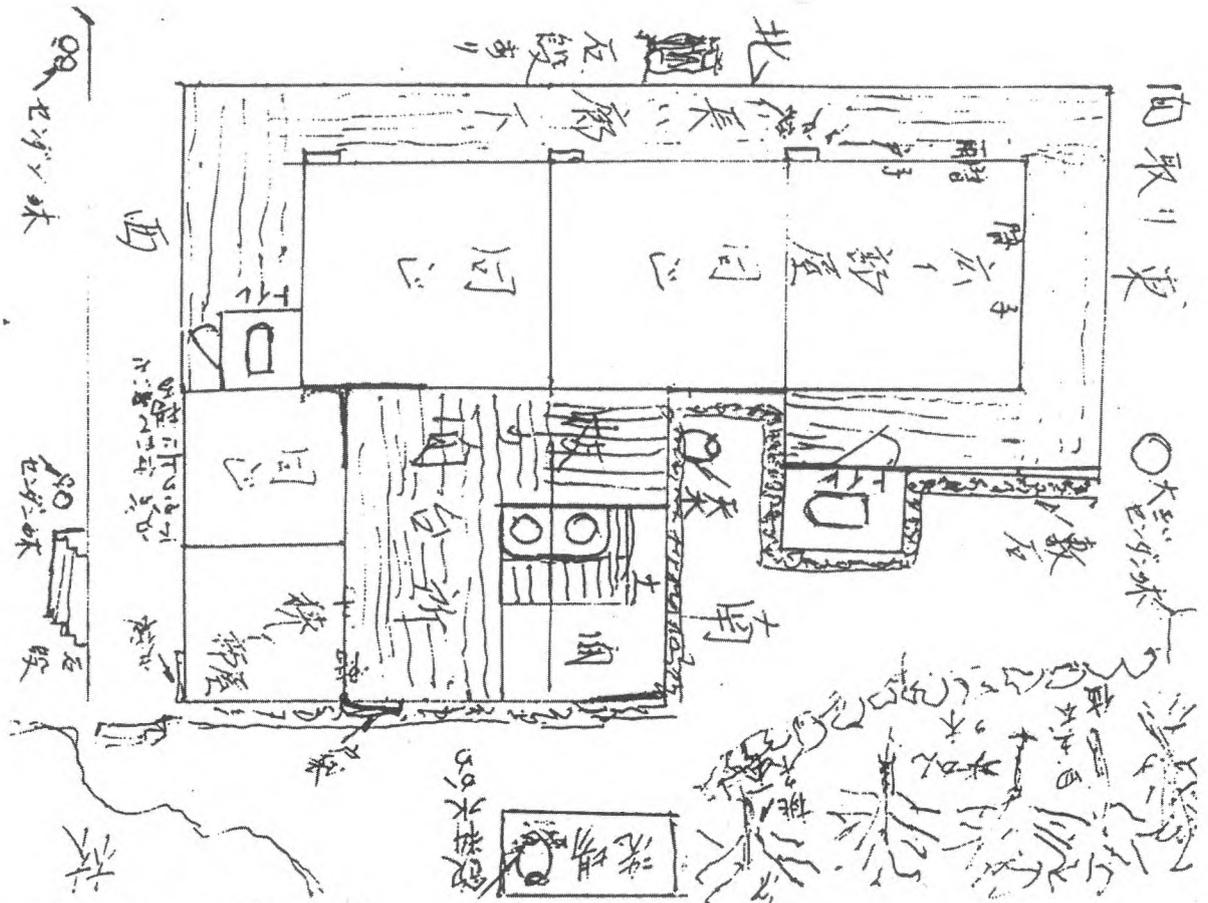
① 発掘された基壇の形状が、想定された建物輪郭と酷似している。

② 古写真より、東の御番所西側に廊下が回っていることが一致する。

よって、西の御番所のスケッチを左右反転させ、それを基に往時の東の御番所の間取りを想定した。

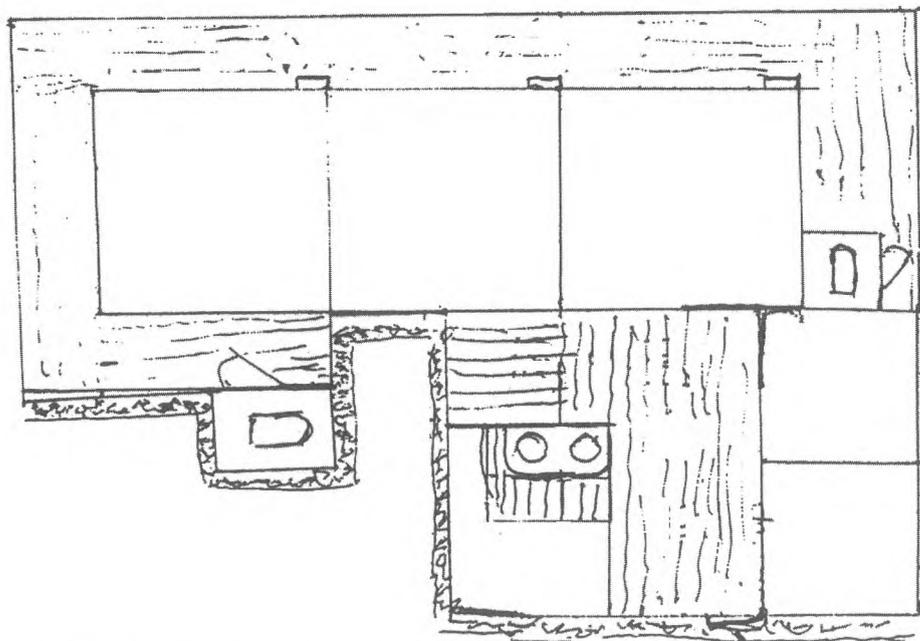


■ 発掘調査と古写真から想定した平面規模



西の御番所スケッチ (金武氏直筆)

左右反転  
↓



上図の反転 (文字と建物周辺の描写を削除)

古写真や発掘調査の成果、聞き取り等から想定された間取りの特徴は、概ね次の通りである。

- ①建物の配置から、北向きの間取りで出入りは北側から行っていたと想定される。
- ②したがって、北に面して和室が並び、その周辺を廊下が通っていたと想定される。
- ③雨端が見られない。
- ④主に国王の休憩所として使用されていたことから、床の間があったと想定される。
- ⑤南側には、お茶などを沸かす場所や小部屋などがあったと想定される。

■まとめ

建物の事例で共通しているのは、座敷の廻りを廊下が通っていることである。その先には雨端という土庇（つちびさし）が取り付く形式が多い。これは、沖縄における住宅建築の特徴の一つで、成立した時代は比較的新しいと言われているが、多くの事例がある。

雨端がない場合、廊下や部屋に直接雨が吹き込む欠点がある。そのことで床に湿気が溜まり、老朽化が早まる懸念もある。逆に、室内に外の明かりが入りやすい、軒高さを低くできるなどの長所もある。そして、雨端がない建物の事例もいくつか挙げられる。つまり、建物の設置場所や求められる機能、その時代の嗜好などによって、雨端がつく、あるいはつかない間取りを取捨選択しているのである。

御番所には雨端がないと想定される。その理由の一つとして、北側に面することから、外の光を多く取り入れる必要があった可能性がある。

国王が休憩した建物であることから、座敷には床の間の存在が考えられる。

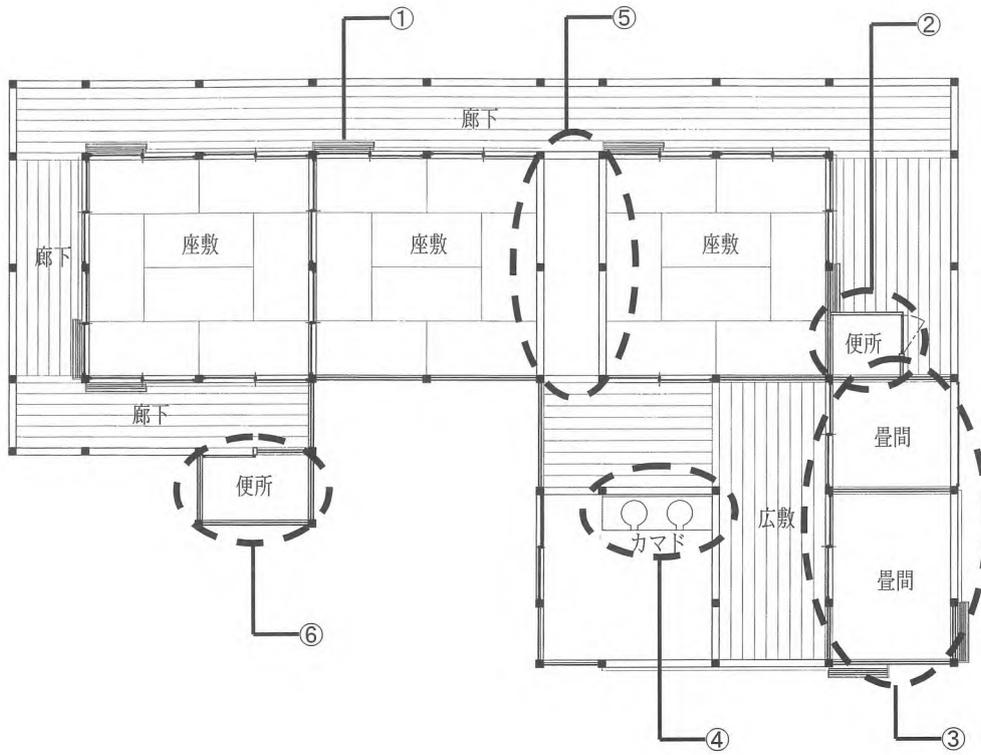
床の間の事例としては、首里城二階御殿、識名園、御茶屋御殿、中城御殿などが挙げられる。いずれも琉球王府に関連した建物であり、格式が高かった。

西の御番所には下手に台所があったとのことである。東の御番所の廻りにも建物はなかったと想定されることから、お茶・お菓子などを国王に献上する場合、迅速に対応する必要性から、お茶などを沸かす空間が建物内にあってもおかしくない。

(二)間取りの調整

西の御番所を反転して想定した東の御番所の間取りで、不明な部分については、当時の利用上の観点、類似建物の事例等から調整を行った。

■想定された間取りと調整を行う部分 ①～⑥



①雨戸

・廊下内側の雨戸を外側に付ける。

■理由

・東の御番所は常時閉め切られており、外側に雨戸が付いていたとの聞き取り調査の結果がある。

・座敷の廻りを廊下が通っている建物の場合、雨戸が外側に付いている事例が多い。

・廊下に直接雨が吹き込まないことで、床の老朽化が防げる。

②便所（東側）

・便所を取り止めて廊下を広げる。

■理由

・西の御番所では番人家族が使用していたこともあり、便所は後に設置された可能性がある。

・座敷の廻りを廊下が通っている建築空間を確保する。

③小部屋床

・畳敷きを取り止め板間とする。

■理由

・西の御番所では番人家族が使用するために畳を敷いていたが、東の御番所では控室あるいは倉庫と想定されるため、普段は畳を取っていたか、あるいは元々板間であった可能性がある。

④台所カマド

・遺構に合わせた平面形態とする。

・カマドを取り止め土間とする。

■理由

・計画された台所部分の位置は、スケッチより一間（一八七九㎜）程度ずれているが、遺構から確認される基壇形状及び建物外周柱列から想定した。

・かつて、国王が休憩する建物にあるのは、お茶煮詰所（火鉢などでお茶を沸かす場所）程度であり、調理を行うカマドは無かった可能性がある。そこで、現時点ではカマドは設けないこととする。

⑤床の間

・東側座敷に床の間を設置する。

■理由

・遺構発掘調査より想定される柱割付では、半間（一〇三〇㎜）のスペースが生じる。

・聞き取り調査より、西の御番所の座敷には床の間があった。

・東の御番所は国王が休憩した建物であることから、座敷には床の間の存在が考えられる。

・ほぼ同じ奥行きで、類似施設である識名園御殿を参考とする。

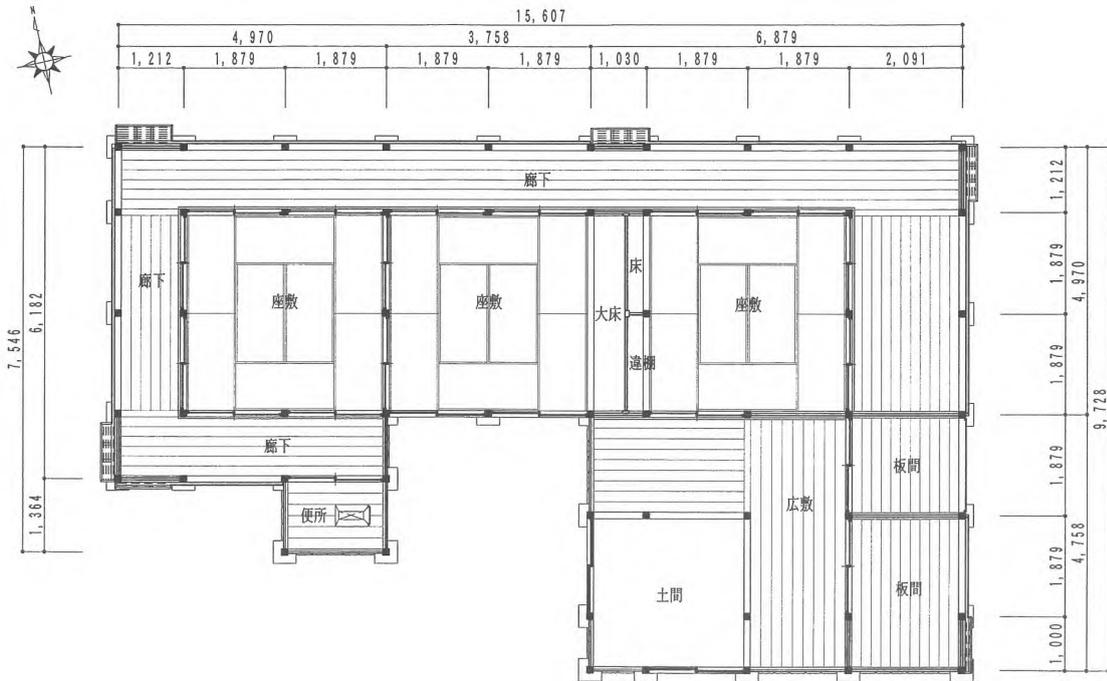
⑥便所（西側）

・識名園御殿と同様の便所形態とする。

■理由

・発掘調査とスケッチから、この部屋は便所であった可能性は高いが、形態については不明な部分が多い。そこで、同等の使われ方をしていたと思われる識名園御殿の便所形態を参考とする。

■調整後の間取り



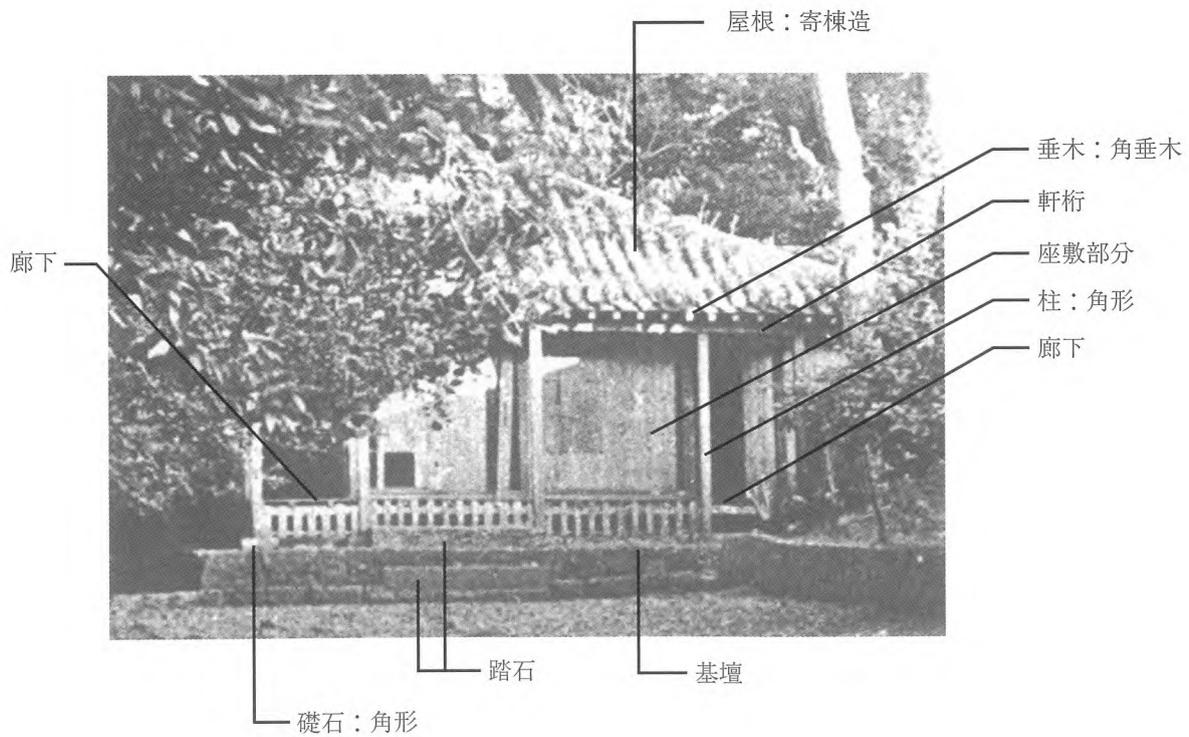
### 第三項 立面形状

東の御番所を捉えた古写真で、立面形状の分析可能なものは現時点では一枚のみであり、西面の情報しか読みとることができない。

そこで、古写真から読みとれる情報と、平面形状の分析結果及び、県内事例より西側立面の想定を行った。

#### ■古写真より確認できる情報

- ・屋根は寄棟造である。
- ・垂木は角垂木である。
- ・柱は角形である。
- ・礎石は角形である。
- ・基壇、踏石及び側溝がある。
- ・座敷部分の両端に廊下がある。
- ・廊下の床下側面は豎羽目板目透張りである。



#### 第四項 断面寸法

東の御番所の高さ寸法を記述した資料は現在のところ見つかっていない。そのため事例を踏まえながら、写真資料を基に立面の比率から各部寸法の想定を行った。

また、その結果と実際に分かる遺構寸法との整合性について確認を行った。

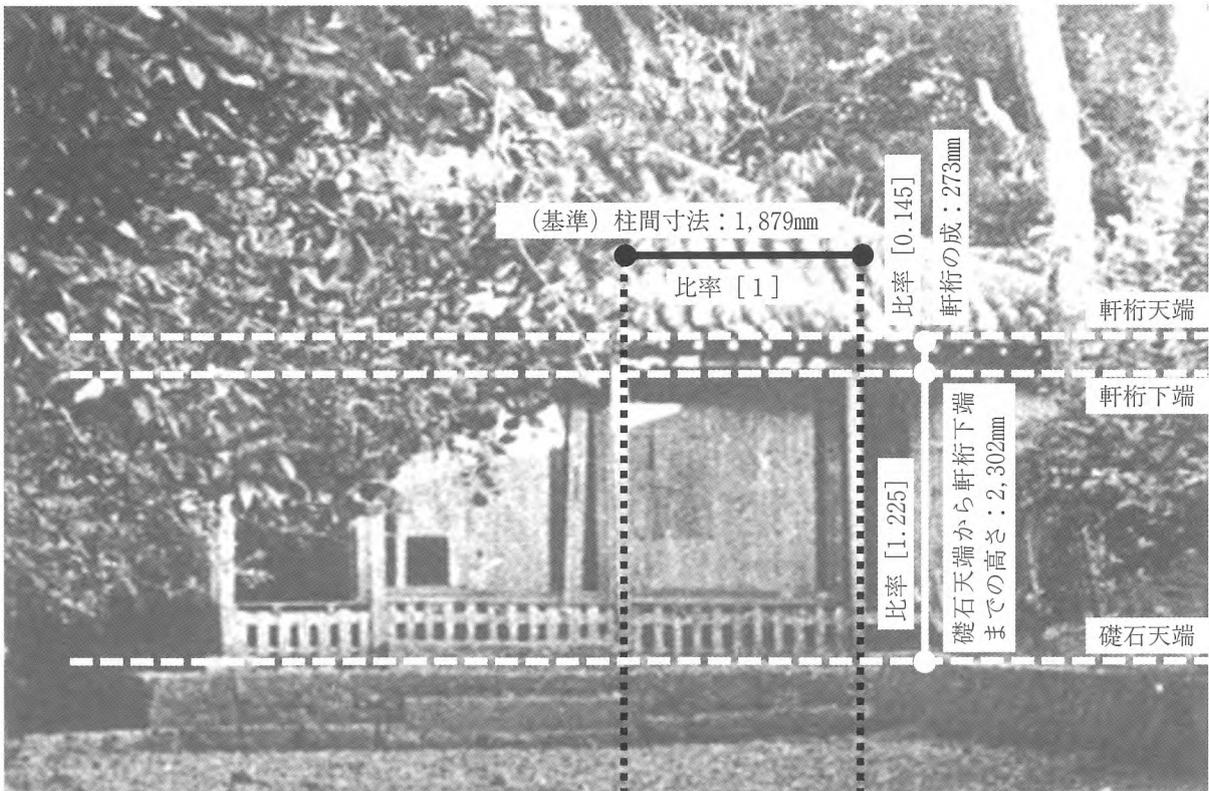
##### (一) 軒高さの想定①

##### ■ 柱間寸法を基準とした高さの比率

- ・ 平面形状の想定より導き出された柱間寸法（一間・一八七九mm）を基に、礎石天端から軒桁天端までの比率を算定する。
- ・ 一間・一八七九mmを比率「1」と仮定した場合、写真高さの比率は「1・二二五」となり、礎石天端から軒桁下端までの高さは二三〇二→二三〇三mm（七・六尺）となる。
- ・ 軒桁の成をおよそ二七三mm（九寸）と仮定する。
- ・ 上記の寸法を合わせると、左記の数値となる。

軒桁高さ 二五七六mm（八・五尺）

軒高さの比率分析（1）



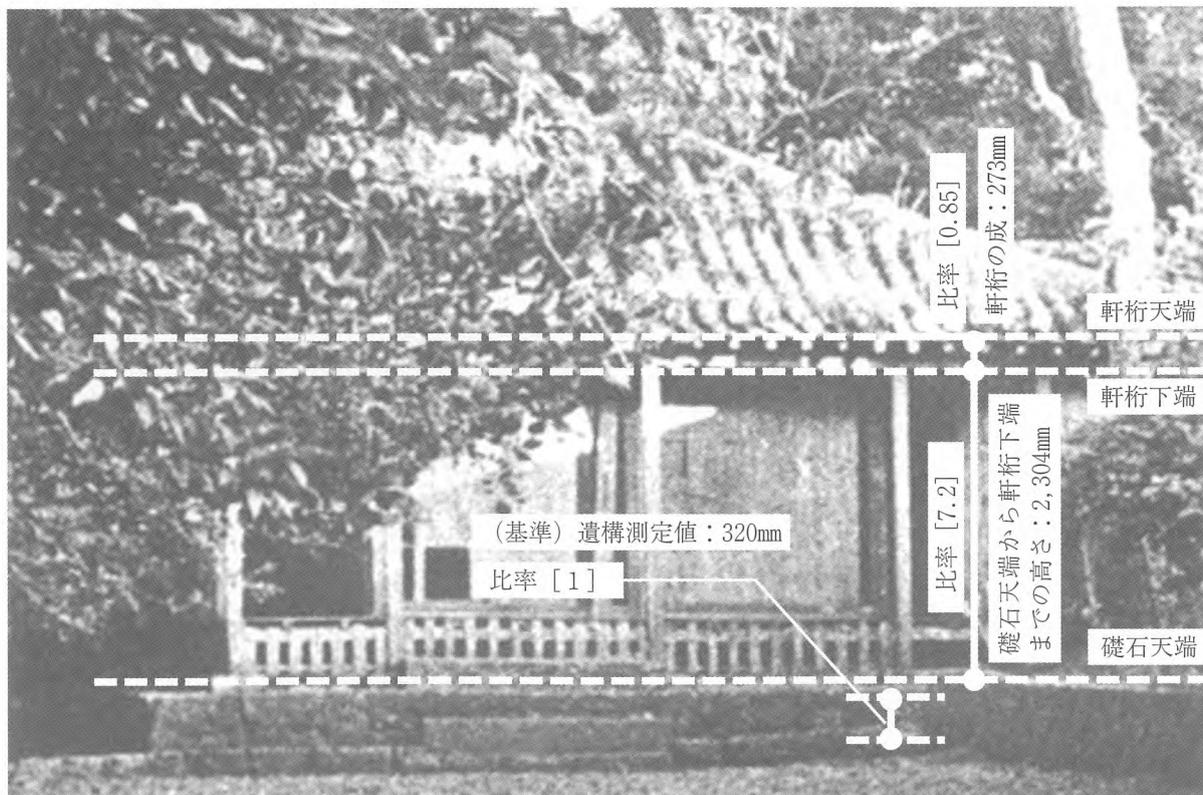
(二) 軒高さの想定②

■ 遺構測定値を基準とした高さの比率

- ・ 遺構測定より、石組天端から基壇天端の寸法：320mmを基に、基壇天端から軒桁天端までの比率を算定した。
- ・ 遺構測定値：320mmを比率「1」と仮定した場合、写真高さの比率は「七・二」となり、礎石天端から軒桁下端までの高さは2304mm→2303mm（七・六尺）となる。
- ・ 軒桁の成をおよそ273mm（九寸）と仮定する。
- ・ 上記の寸法を合わせると、左記の数値となる。

軒桁高さ 二五七六mm（八・五尺）

軒高さの比率分析（2）



(三)遺構測定値（石組天端から基壇天端）の整合性の確認

■柱間寸法を基準とした高さの比率

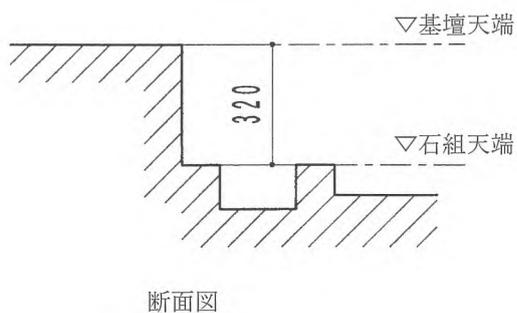
・平面形状の想定より導き出された柱間寸法（一間・一八七九mm）を基に、石組天端から基壇天端までの比率を算定した。

・一間・一八七九mmを比率「1」と仮定した場合、写真高さの比率は「0.17」となる。

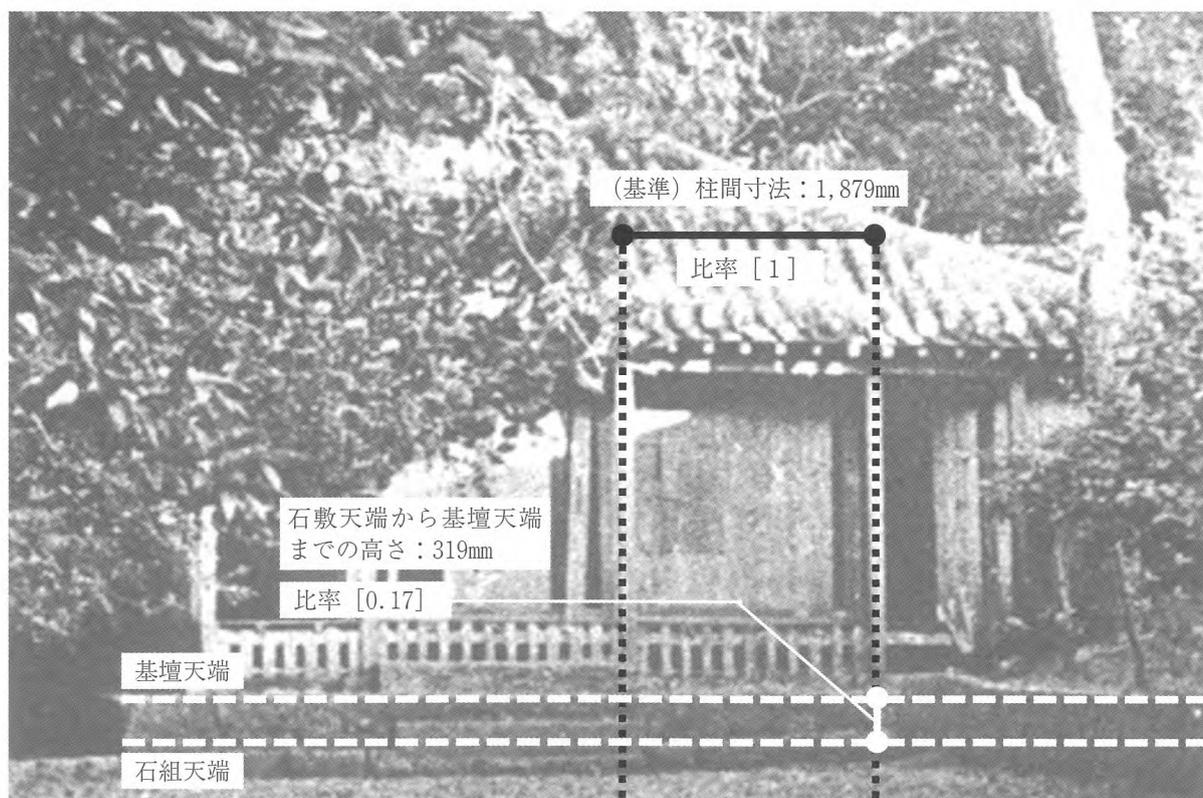
よって、石組天端から基壇天端までの高さは三一九mmとなる。

石組天端から基壇天端までの高さ 三一九mm

以上より、写真の高さ比率により求められた寸法・三一九mmは、遺構測定値・三二〇mmと整合している。



### 基壇高さの比率分析



#### 四床高さの想定

##### ■軒高さを基準とした高さの比率

- ・軒高さの想定より導き出された礎石天端から軒桁下端寸法…二三〇三mmを基に、床高さの比率を算定した。

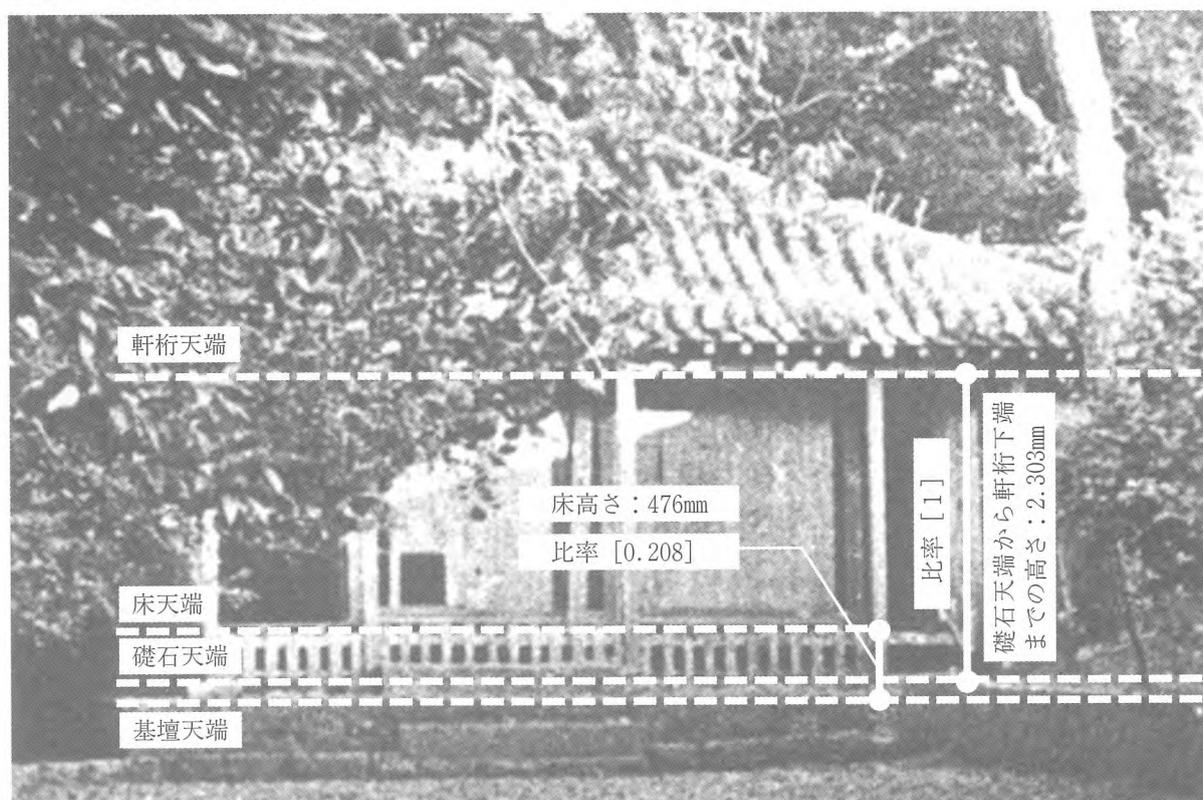
- ・礎石天端から軒桁下端寸法…二三〇三mmを比率「1」と仮定した場合、写真高さの比率は「〇・二〇八」となる。

よって、床高さ（基壇天端から床天端までの高さ）は四七九mmとなる。

- ・これを尺寸法に換算して整理すると、左記の数値となる。

床高さ 四七六mm（一・五七尺）

#### 床高さ・礎石高さの比率分析



(五) 柱の断面寸法の想定

■ 柱間寸法を基準とした比率

- ・ 平面形状の想定より導き出された柱間寸法（一間・一八七九㎜）を基に、柱の断面寸法の比率を算定した。

- ・ 一間・一八七九㎜を比率「1」と仮定した場合、写真の比率は「0.0638」となる。

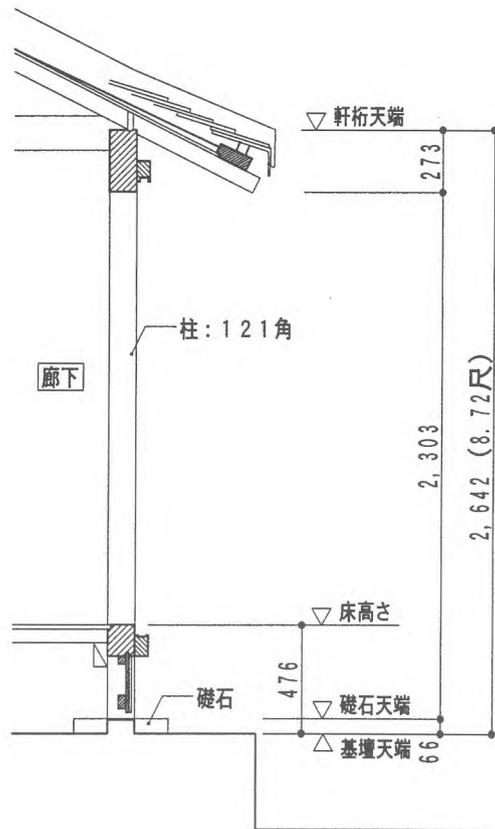
よって、柱の断面寸法は一一九㎜となる。

- ・ これを尺寸法に換算すると、左記の数値となる。

柱の断面寸法 一一二㎜（四尺）

(六) 高さ寸法の整理

以上の分析結果をまとめて、矩計図として整理した。



## 第四節 復元の基本方針と復元計画

### 第一項 基本方針

基本方針を左記のように設定し、実施設計はこの方針に基づいて行った。

#### 一・復元整備の基本的考え方

玉陵と一体となった歴史的風致景観の回復を目指し、さらに、世界遺産に登録された玉陵の理解を促進することと同時に、琉球王国の独特の文化に対する理解に寄与するための機能を有することを目的として、往時の東の御番所を復元する。

#### 二・時代設定

一七四八年に創設され、戦前まで残っていた東の御番所の復元を基本とする。

#### 三・建物用途について

東の御番所の歴史的空間・形態の復元による教養機能を主要用途と位置付け、見学者や案内者のための休憩機能を併せ持った施設とする。

#### 四・建物位置について

発掘調査結果等に基づき、往時の東の御番所の位置を踏襲する。

#### 五・建物形状・規模

発掘調査結果や古写真、聞き取り調査などで得られた情報を整理・分析した結果に基づき、歴史的風致景観の再現を目的に、往時の建物形状・規模を基本とする。

#### 六・平面計画

往時の間取りを基本とするが、不明な部分については、歴史的景観に配慮しつつ、施設用途に基づいた計画を行う。

#### 七・主要構造

玉陵一帯の歴史的景観や東の御番所の平面・立面形状等に考慮して、木造とする。

#### 八・地盤高さ

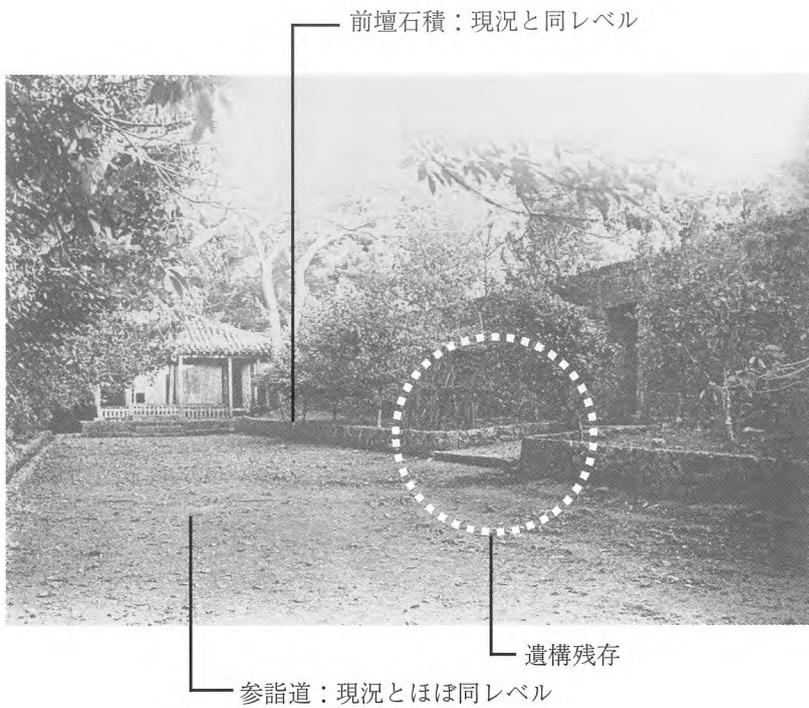
発掘調査で確認された往時の地盤高さに基づいた整備は、礎石や基壇などの遺構を傷める可能性がある。さらに、周囲の現況地盤がすでに往時の地盤より約六〇cm程度上がっていることから、四五cmのかさ上げを行い現況の地盤高さとの調整を行う。

## 第二項 計画地盤高の設定

先述の基本方針で地盤高さを四五cmかさ上げすることが示された。その方針を決定するにあたり、次のような検討を行った。

(一) 往時の地盤高さで設定した場合

古写真から建物西側の基壇の様子と、玉陵石牆及び参詣道との高さ関係が確認でき、発掘調査から一部の礎石、基壇、石敷等の各部位の高さが確認できる。これらの結果に基づき、往時の地盤高の設定を行った。

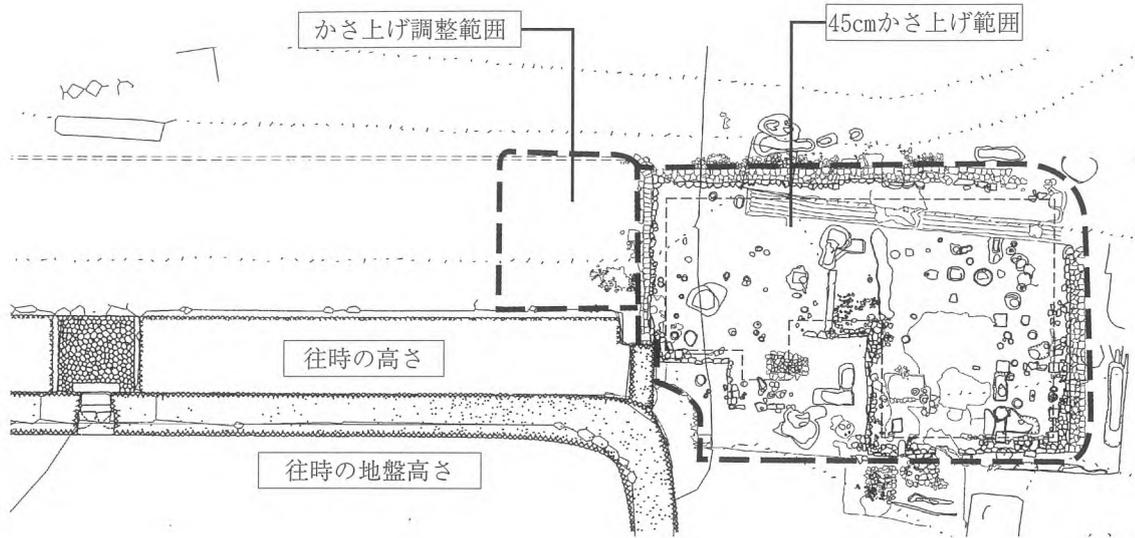


### □考察

- ・古写真より、建物西側の現況レベルと往時の地盤面はほぼ同レベルであると考えられる。
- ・玉陵の北側石牆は、下部を残し上部は全て戦災後の復旧であり、参詣道や前壇石積レベルは往時と同レベルと考えられるため、東の御番所と玉陵の風致景観の回復が図れる。
- ・残っている基壇や石敷等は、不陸調整を行ってそのまま利用し、残りの部分は補足していくことで有効利用が図れる。
- ・遺構礎石にそのまま柱を載せた場合、礎石自体の強度の問題から、遺構を傷つける可能性が考えられる。
- ・周囲の現況地盤が北西から南東にかけて約八〇cm上がっており、往時の地盤高さで建物を復元すると、周辺より下がる結果となることから、建物周辺とのすり付けを考慮する必要がある。

(二)かさ上げを行った場合

建物周辺の現況レベルを踏まえ、かさ上げレベルの検討を行う。



□考察

- ・かさ上げを行うことで、保護砂等の処置による遺構保護が図れる。
- ・建物基礎の設置や設備配管の引き込みが容易になる。
- ・結果的に現況レベルに近づくことで、周辺地盤とのすりつけが容易になる。
- ・参詣道の現況地盤から建物に向かって、緩やかな勾配を設けることになる。
- ・往時のレベルの玉陵に建物が近接しており、かさ上げによって歴史的景観に多少の違いが生じる。

■地盤高の設定

往時の地盤高さとかさ上げを行った場合を比較検討した結果、発掘調査で確認された往時の地盤高さに基づいた整備は、礎石や基壇等の遺構を傷める可能性がある。さらに、周囲の現況地盤が往時の地盤より既にながっており、建物周辺との整合性や遺構保護の観点から、計画地盤高は往時より約四五cmかさ上げを行うこととした。

なお、かさ上げによる往時の歴史的風致景観への影響については、四五cm程度のかさ上げは許容範囲内と考える。

### 第三項 建築計画

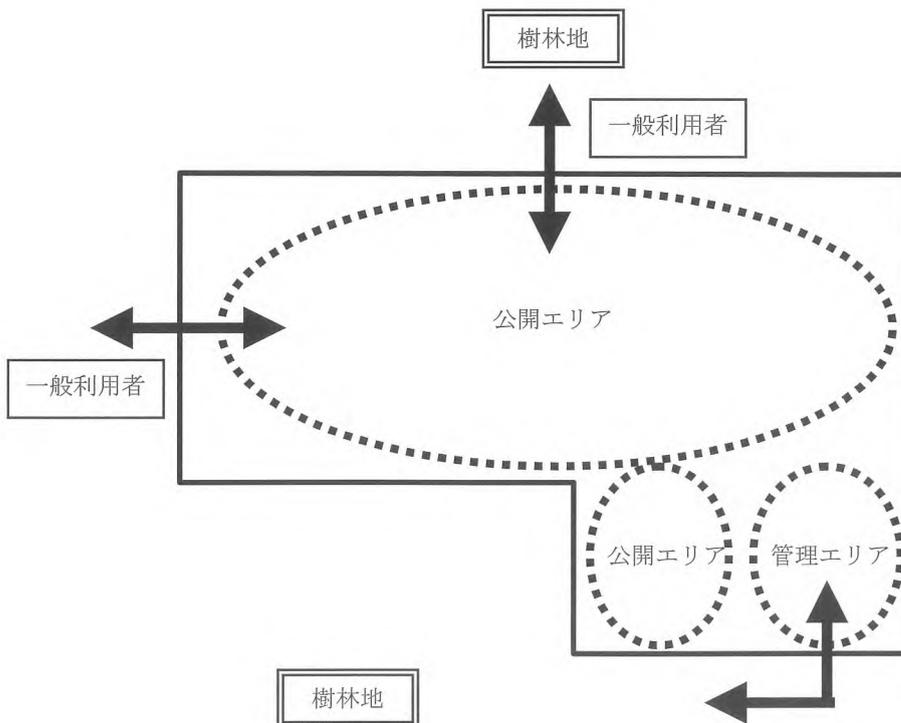
#### (一) 平面の検討

建物用途として、往時の東の御番所の空間体験や、玉陵の啓発活動を行う場としての教養施設となる。また、移動の途中の休憩や、離合集散の場として快適な利用が図れるような休憩施設としての位置付けが考えられる。

そこで、建物用途を踏まえ、往時の間取りに基づいて平面構成の検討を行う。

#### ■ 平面構成

- ・ 往時の東の御番所の間取りを基本とする。
- ・ 一般利用者は、参詣道をメインアプローチとする。
- ・ 北側樹林地に面する開口を確保し、外への視界を妨げないようにする。
- ・ 板間は倉庫機能を兼ねることとし、利用に供する。
- ・ 建物管理については、新たに管理機能を備えているガイダンス施設〔奉円館〕より行い、建物内に管理詰所は設けないこととする。



機能図

(二) 断面の検討

古写真による往時の御番所の形状・規模の分析より想定された高さ寸法に基づき、その他不明な各部高さ寸法については、県内の伝統的木造建築物等の事例を参考に想定した。

① 軒桁高さ

古写真分析より、二六四二mm (八・七二尺) と想定した。

② 床高さ

古写真分析より、四七六mm (一・五七尺) と想定した。

③ 鴨居高さ

県内事例より、一七五七mm (五・八尺) 程度とした。

④ 敷居高さ

県内事例と建物用途の格式から、一五二mm (〇・五尺) 程度とした。

⑤ 天井高さ

県内事例及び、断面の納まり上、二四二四mm (八・〇尺) 程度とした。

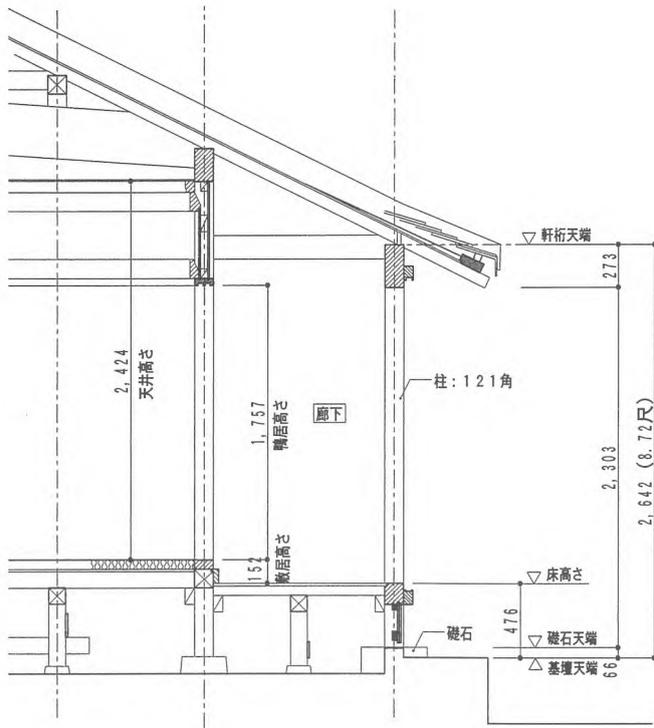
■ 県内事例寸法

名称	高良家	銘刈家	中村家	識名園
鴨居高さ	一七五七mm 五・八〇尺	一七五七mm 五・八〇尺	一七七〇mm 五・八四一尺	一七五七mm 五・八〇尺
敷居高さ	一〇八mm 〇・三五六尺	—	一〇八mm 〇・三五六尺	一八八mm 〇・六二尺
天井高さ	二四一〇mm 七・九五尺	二六五四mm 八・七五八尺	二五八一mm 八・五二尺	二九七〇mm 九・八〇尺

⑥ 各部寸法の整理

以上の検討結果を左記にまとめる。

名称	寸法	備考
軒桁高さ	二六四二mm	古写真分析
床高さ	四七六mm	〃
鴨居高さ	一七五七mm	県内事例
敷居高さ	一五二mm	〃
天井高さ	二四二四mm	〃



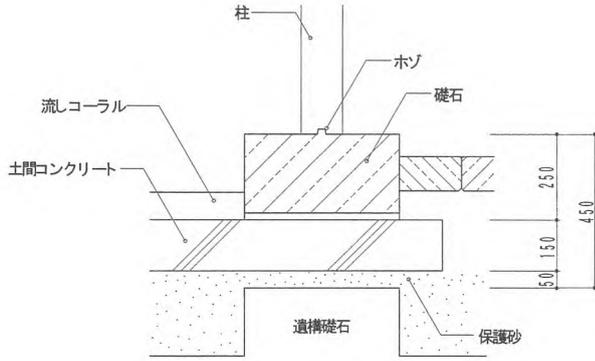
③各部設計

①基礎

往時の外周部礎石は、碎石の上に据え付けていたが、本整備では、遺構を保護砂で覆い、鉄筋コンクリートの土間を設置して、その上に新規礎石を据え付けることとした。

その理由としては、柱下の礎石に主応力を持たせると、その下にある遺構礎石に反力として構造的に耐え得るかどうかの判断が難しく、遺構礎石になるべく柱からの応力を少なくするために鉄筋コンクリートの土間を設置することで応力を分散させることである。

そこで、新規礎石・土間コンクリート・保護砂の厚みを検討し、これらの厚みを合計すると四五cmとなり、これを基に建物全体のかさ上げを四五cmとした。



②基壇・礎石類

イ・基壇・石敷・礫石敷

様式…遺構の形状・材質を基本とする。

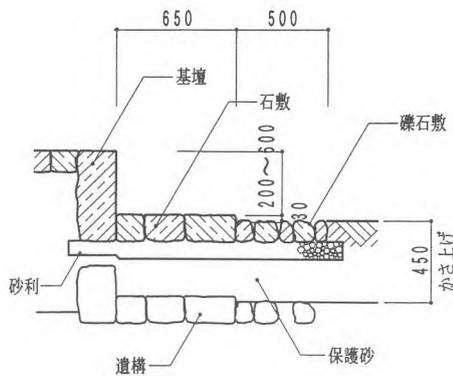
材料…琉球石灰岩

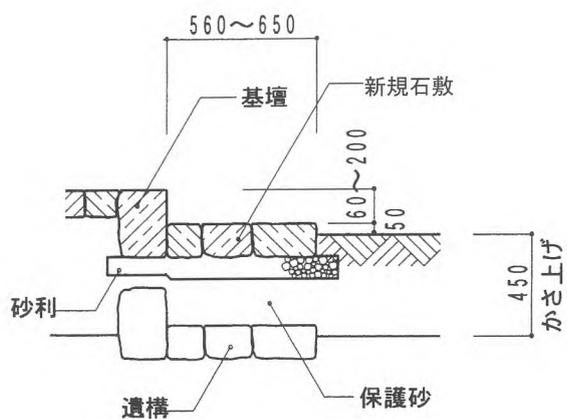
工法…遺構を保護砂で覆い埋め戻した後、石材を積み上げる工法を基本とするが、高さに余裕のない箇所については、遺構をなるべく傷つけないようにそのまま積み上げる。見え掛かりは小叩き仕上げとする。

■北側



北側から

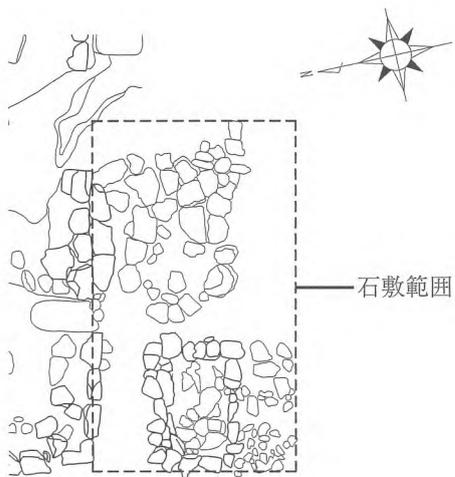




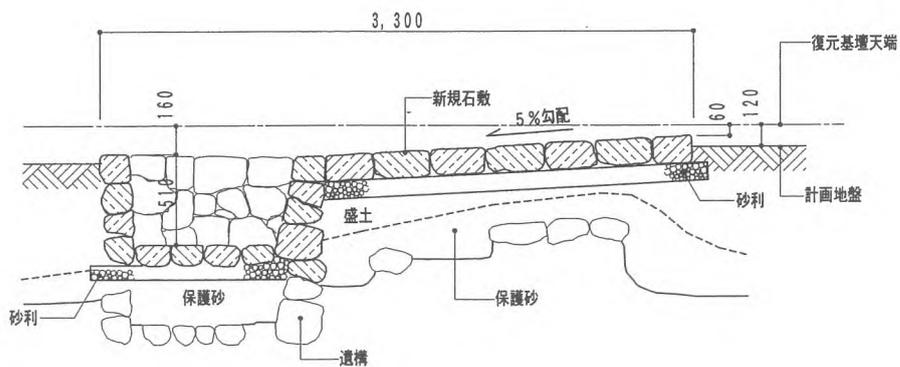
東側から



西側から

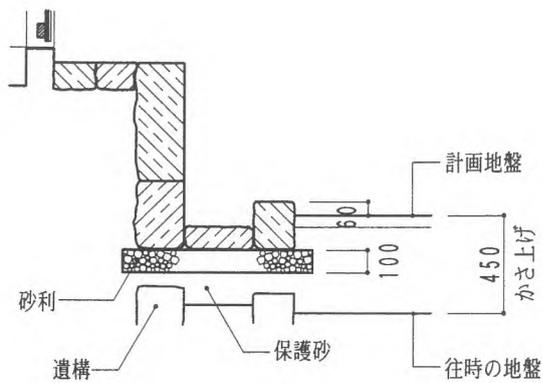


遺構図



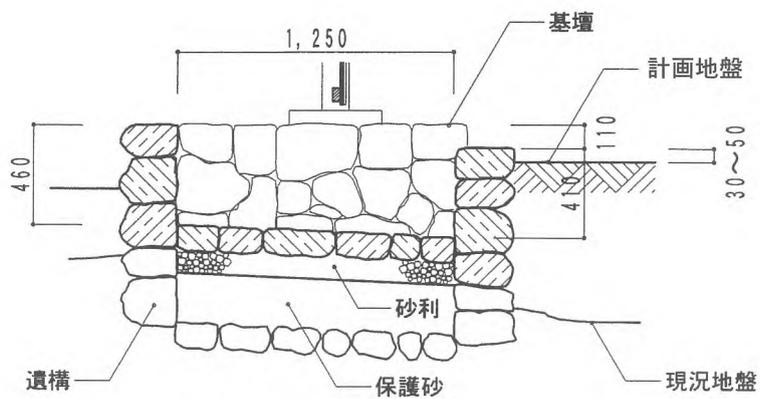
■南側（排水溜枡廻り）  
 この箇所の遺構は、石敷の一部と石敷の下に敷いていたと思われる栗石、溜枡の根石部分が残っており、石敷の範囲については、西側は溜枡の縁、東側と南側は栗石が確認できる範囲と想定した。

■西側



南側から

■便所跡



東側から

ロ・礎石類

様式・遺構の形状・材質を基本とする。礎石間には地覆石を据え付ける。

材料・礎石―琉球石灰岩

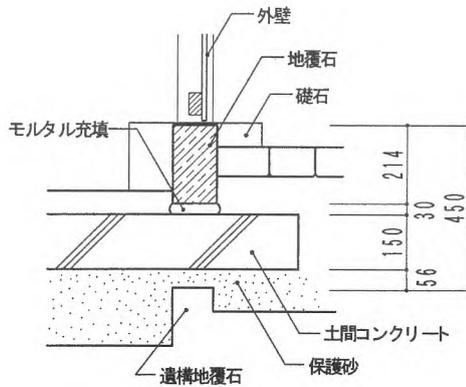
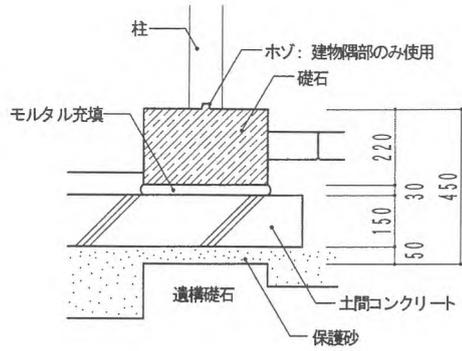
地覆石―ク

寸法・礎石―四二四mm角

地覆石―幅二二mm

工法・コンクリート基礎の上にモルタルにて据え付ける。

見え掛かりは小叩き仕上げとする。



ハ・踏石

様式・西側面は古写真から確認できる形状を基本とし、その他は遺構と間

取りとの関連等を分析して判断できる位置に設置する。

材料・琉球石灰岩

寸法・基壇踏石 西側―横幅・踏面は遺構、高さは古写真から想定する。

北側―踏面は西側踏石と同寸法、横幅は遺構、高さは西

側踏石の比率を基に想定する。

廊下側踏石―西側踏石の横幅・高さは古写真より想定。踏面は一尺

(三〇三mm)と想定する。その他の箇所は西側も同寸

法とする。

工法・基壇上部に据え置き、見え掛かりは小叩き仕上げとする。

③木工

イ・木材樹種

東の御番所の木材樹種については、歴史的な経緯、県内の文化財建造物の復元・修理工事に使用された樹種を整理し、さらに、現在の木材市場等を考慮に入れて決定する必要がある。

■史料から読みとれる樹種

近世の沖縄で建造物に使われる木材は、首里城など公用の建築用材としては、イヌマキ(方言名・チャーギ)が王府の最重要木材であった。

■県内の文化財建造物の復元・修理工事に使用された木材

建築物にはイヌマキ、オキナワウラジロガシ、杉、イジュ、フクギ、モッコクなどが使われているが、柱、桁などの主要材はほとんどの事例がイヌマキを使用している。

■ 県内その他事例の使用樹種

見え掛かり材については主にイヌマキを使用し、野物材等隠れる部分については、杉などを使用している。

■ 東の御番所の木材樹種

県内の文化財建造物の復元及び修理工事の事例などは、見え掛かりや外周部の木材樹種は主にイヌマキ、野物材等隠れる部分については、杉などを使用している。

現在、イヌマキの市場性については、十分に乾燥された県内産の大径木が手に入りやすく、九州産に至ってはその価格が比較的高い状況である。また、民家等の事例では、見え掛かり材及び野物材とも杉材を使用している事例が多い。

以上のことより、東の御番所で使用する木材樹種は左記を基本とする。

- ・ 柱、桁など見え掛かりの主な構造材及び床、壁板については、イヌマキ

- ・ 建具等の造作材については、杉上小節および小節材
- ・ 野物材（小屋裏、床下等）については、杉一等材

ロ・軸組

東の御番所は、中村家や識名園御殿などに見られる沖縄の伝統的木造建築の形式であったと考えられる。角柱に貫を貫通させてくさびで締め、建物に強固にするいわゆる貫構造である。

■ 構造材の断面寸法の検討

各部材の断面寸法を示す直接的資料がないため、古写真を計測し比率を求めて寸法を想定した柱以外は、県内文化財建造物の事例等を基に決定する。

名称	断面寸法 mm (尺)	備考
柱	一一二×一一二 (四寸角)	古写真より設定
貫	三〇×一〇六 (一寸×三寸五分)	事例
軒桁	一一二×一八二 (四寸×六寸)	古写真より設定
桁	一一二×一八二 (四寸×六寸)	事例
梁 (半間)	一一二×二五二 (四寸×五寸)	〃
〃 (一間)	一一二×一八二 (四寸×六寸)	〃
〃 (〃)	一一二×二七二 (四寸×九寸)	荷重が大きい箇所
小屋丸太	一一二×三三三 (四寸×一尺一寸)	末口
小屋束	一一二×一一二 (四寸角)	事例
母屋	〃	〃
小屋貫	二四×一〇五 (〇・八寸×三寸五分)	〃

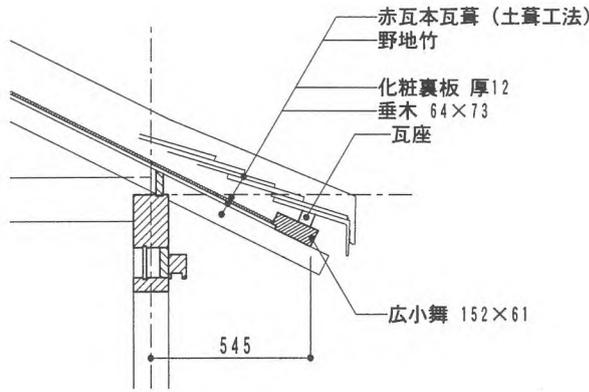
■ 軒廻り

・ 垂木の割付

垂木は角垂木である。割付は古写真より一八七九mmの柱間が七等分となっており、一八七九mm÷七＝二六八・四mmを基準として全体の割付の調整を行う。

・ 軒の出

古写真から垂木と軒桁の位置関係は、極端に軒は出ていないことが分かる。基壇の出が柱心より二尺一寸（六三六mm）であり、類似事例も参考に、軒の出は一尺八寸（五四五mm）と想定する。

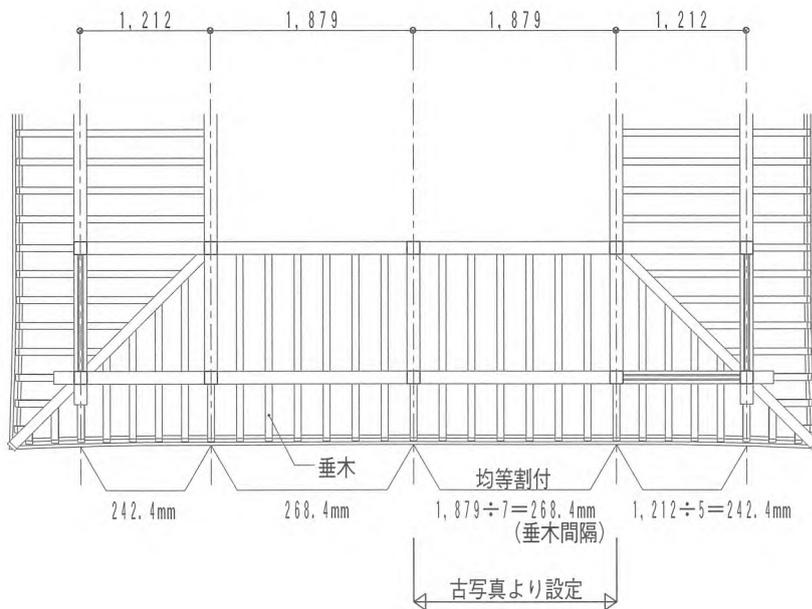


・ 軒反り

古写真から、軒反りは多少ついていたことが分かる。

・ 軒先

古写真より、軒平瓦と垂木の上下の間隔が比較的に狭いことから、裏甲は設けていないと思われる。したがって垂木に広小舞を置き、その上に瓦座を置いて直接軒先瓦を配置する納まりとする。



## 第五節 事業概要

### 第一項 事業に至る経過

かつて、玉陵の北側左右に御番所があったことは史料や古写真から確認されている。平成一二年の発掘調査により、西側は基壇の一部を除き遺構がほとんど残っていない。東の御番所跡におおよその建物輪郭がわかる基壇や礎石の一部が確認され、古写真も保存されているので、旧状の復元が可能であることが確認された。

そこで、発掘調査結果や古写真、聞き取り調査などで得られた情報を整理・分析した結果に基づき、玉陵と一体となった歴史的風致景観の回復を目指し、さらに、玉陵に対する理解を促進すると同時に、琉球王国の独特の文化に対する理解に寄与するための機能を有することを目的として、往時の東の御番所を復元することとした。

### 第二項 事業の経過

所有者である那覇市は、設計監理業務を株式会社国建に委託し、同社から東の御番所復元整備の設計図書を提出させ、これに基づいて現状変更許可申請を行った。

さらに学識経験者や関係機関からなる検討会を発足させ、設計から工事に至るまで、あらゆる角度から検討を行った。

工事は那覇市の直轄工事とし、総事業費九一、九三〇、六五〇円、工事期間七ヶ月の予定で平成一四年八月一六日に着手、平成一五年三月二五日に工事を完了した。

### 第三項 計画概要

工事名… 玉陵東の御番所復元工事（建築）・（設備）  
所在地… 那覇市首里金城町一―三、一―三―二  
敷地面積… 一〇、八九四<sup>2</sup>m<sup>2</sup>  
床面積… 一一八・八九<sup>2</sup>m<sup>2</sup>  
建築面積… 一一八・八九<sup>2</sup>m<sup>2</sup>  
構造・規模… 木造、平屋建

### 第四項 工事組織

各種の申請・報告・入札・契約等の実務は、教育委員会文化財課が中心になって遂行した。設計監理は株式会社国建に委託し、同社は主任技術者を随時現場に派遣しその任に当たさせた。施工は建築と設備に分割した請負工事とし、市財務規則に従った指名競争入札にて決定した。

#### 工事関係者

#### 事業者

那覇市

市長 翁長雄志

教育長 仲田美加子

#### 教育委員会文化財課

課長 金武正紀

主幹兼係長 古塚達朗

技査 大久肇

設計監理

株式会社 国建 (那覇市久茂地一―二―二〇 OTV国和プラザ内)

取締役社長 新城 安雄

主任技術者 平良 啓

技術員 福元 真一郎・山内 貴之

施工請負

建築工事 金秀建設株式会社 (那覇市旭町二七)

取締役社長 安里 幸夫

現場代理人 赤嶺 幸男

技術員 真栄城 勇

設備工事

有限会社 沖興発 (那覇市字上間五二四)

代表取締役 宮城 重徳

協力業者

仮設工事 金秀鋼材(株) (西原町字小那覇二二二二)

代表 久高盛宏

石工事 (株)ガきや興産 (那覇市字国場一―八五―一六)

代表 我喜屋 満

現場管理 知名 正雄・知名 正博・島 達也

木工事・木製建具工事 金城建設 (東風平町字世名城七九二)

代表 金城 稔

大工 金城 浩明・比嘉 安信・金城 善次・玉城 文雄・金城 良

栄・金城 誠・新垣 保

屋根工事 大城屋根左官工業 (那覇市山川町一―三七)

代表 大城 幸祐

葺工 大城 孝仁・城間 盛行・与那原 良成

瓦製作 (有)八幡瓦工場 (与那原町字上与那原二九一―二)

代表 八幡 昇

製作 高里 盛得・福地 清徳

雑工事

防蟻処理 沖繩県白蟻防除事業共同組合 (那覇市与儀二―一四―三)

代表 前花 正一

自動火災報知設備工事 沖繩ホーチキ(株) (浦添市前田一五三―一)

代表 喜瀬 啓二

第五項 事業費

総事業費：九一、九三〇、六五〇円

工期：平成一四年八月一六日から平成一五年三月二五日まで

番屋復元工事 (設計) 業務 四、七二五、〇〇〇円

玉陵東の御番所復元工事 (監理) 業務 三、二五五、〇〇〇円

玉陵東の御番所復元工事 (建築) 七九、〇一五、六五〇円

玉陵東の御番所復元工事 (設備) 四、九三五、〇〇〇円

合計 九一、九三〇、六五〇円

## 第六節 工事の実施

### 第一項 工事事務

#### ① 工事運営の基準

文化財保護法、補助金等に係る予算執行の適正化に関する法律および同法施行令・文化庁規則・その他関係法規を参照して工事を運営した。

#### ② 実施方法

那覇市の直轄工事として実施した。設計監理は株式会社国建に委託した。

#### ③ 着手

イ. 工事着手にあたり現状変更許可申請を文化庁に提出した。

ロ. 工事着手にあたり計画通知書（建築物）を那覇市建築指導課に提出した。

#### ④ 着工準備

イ. 工事地域を設定し、就業規則等工事に必要な諸規則の整備を行った。

ロ. 工事工程とこれに関する支払計画を作成した。

#### ⑤ 帳簿

予算差引簿・受払簿・その他を揃え、詳細かつ正確に記入した。

#### ⑥ 記録作成

イ. 調査書 発掘調査書・仕様調査その他必要な調査書を作成した。

ロ. 写真撮影 工事中に、必要な記録写真を撮影した。

#### ⑦ 竣工

工事完了後は、工事の経過および結果を記載した実績報告書に精算書、実施仕様書、工事工程の判る写真、その他資料を添付して竣工後、速やかに沖縄県教育委員会に提出した。

### 第二項 工事実施仕様

基本方針に基づいて平面図、断面図、各部詳細図および仕様書を作成し、実施にあたってさらに詳細な実施仕様を定め、監督者の指示に従って施工した。

#### (一) 仮設工事

##### ① 概要

イ. 素屋根および建地内側に軒足場を設置した。

ロ. 北側道路路面に工事専用進入ゲート、工事地域北西面に仮囲いを設置した。

ハ. 現場事務所は工事地域に近接した玉陵敷地内に設置した。

##### ② 材料

イ. 素屋根および足場材の主材は左記を標準とした。

ユニット柱……………JIS規格品、鋼製四本組、長二・〇～三・〇m

単管……………JIS規格品、外径四八・六mm、肉厚二・四mm、長さ二・

〇～五・五m（STK51）

同右付属品……………クランプ、ジョイント、フック他

鉄板……………亜鉛引波形鉄板、厚〇・三五mm

合成樹脂板……………波形塩ビ板

歩み板……………厚二・五cm、長三・六m以上の杉板

ロ. 事務所……………平屋建組立ハウス（JIS規格品）

③ 素屋根 建物軒先より六五cm外の前後に各四本のユニット柱をたて、

ベースはコンクリートにボルト締めとし、建地内側は軒先より六〇cm下に軒足場をまわした。屋根は単管溶接トラスを架けて切妻棟とし、母屋割り六〇cmに単管を重ねて亜鉛引鉄板を葺き、要所を塩ビ板葺にして明かり取りとした。また、台風養生として屋根面をワイヤーで押えた。

④ 軒足場 外建地は足場板上にベースプレートを釘止めとし、柱間一・八m程度とし、建物軒先より約六〇cm下に設けた。

⑤ 内部足場 内部は必要に応じて単管足場を設けた。

⑥ 事務所 規模五・四m×九・〇mの平屋建プレハブを設けた。コンクリートブロック基礎とし、内部に床、天井、間仕切を施した。

⑦ 諸設備 敷地に電源を引き込み、現場事務所に電灯・コンセント・スイッチの電気、水道、電話設備を設け、素屋根にも電気設備を備えた。

⑧ 危険防止 工事地域内の要所にドラム缶水槽、消火バケツ、消火器を常備し、防火対策を講じた。

⑨ 周囲仮囲い 波形鉄板高さ三・〇m、鉄鋼H鋼基礎控付けとした。また、北側進入路には高さ一・二mのワイヤーメッシュ囲いと伸縮ゲート、歩道側にはカーブミラー、表示板を設置し歩行者の安全面にも考慮した。

## (二)基礎工事

① 概要 計画地盤高さは、建物周辺との整合性や遺構保護の観点から四五cmのかさ上げを行うこととした。そこで、遺構を保護砂で覆って埋め戻し、鉄筋コンクリートの土間を設置してその上に、旧来と同質同形状の礎石・基礎を設置した。

## ② 地業

保護砂……………厚一〇cm、細目、土気のない山砂

砂利……………流しコーラル、径四五mm以内

床下防湿層……………ポリエチレンフィルム、厚〇・一五mm

土壌処理……………粒材散布、キルビスペシャル(武田薬品工業)

③ 土間コンクリート 設計強度一八〇、スランプ一五、溶融亜鉛めっき鉄筋を配した。

④ 礎石 大きさ四二四mm角、厚二二〇mm、琉球石灰岩切石。旧来と同質同形状のもので所定の高さにモルタル据えとした。また、建物の四隅の礎石には柱のズレ防止として柄を設けた。

⑤ 基礎、石敷等 旧来と同質同形状のものとした。

⑥ 台所土間叩き 赤土に石粉(イシグー)を混ぜ、消石灰と白セメントを少量加えて木ゴテで十分叩き締めた。水は目分量で少量加えた。

⑦ 埋戻し 発掘調査時に発生した残土を埋戻し土とした。

## (三)木工事

① 木材 木材は旧来と同材種、旧形、旧工法を踏襲し、さらに、現在の市場等を考慮したものとして左記を標準とした。なお、イヌマキ材は九州産を使用した。

イ 化粧材 柱、桁、縁框、造作材、壁・天井・床板 イヌマキ上小節材

ロ 野物材 垂木、隅木、広小舞、建具 杉上小節材

ハ 野物材 小屋・床下材、梁材 杉一等材

② 鉄材 見え隠れに使用する釘、金物はステンレス製とし、壁は真鍮製スクリュー釘を使用した。

③ 加工 継手・仕口等は県内の事例により、沖縄の伝統的工法を基本とした。

## ④木部防腐処理

イ 施工 木部全面に防虫を兼ねた防腐剤塗りを行った。

ロ 薬剤 キシラモントラッド(武田薬品工業)を使用した。

ハ 工法 塗布は二回とし、一回の量一㎡(木材表面積)あたり二〇〇ミリリットル以上を刷毛により処理した。

⑤ 工法

名称	柱	土台	縁框	大引	根太	火打土台	貫	軒桁	大梁	繫梁	掛梁	隅木	垂木	広小舞	面戸	瓦座	母屋	小屋束
継手	—	—	—	—	—	—	布継	目違付鎌継	同右	—	—	柄入ソギ継釘打	—	胴付柄差釘打	—	目違継	両目違鎌継	—
仕口	上部桁に平柄差、下部建物入出隅に柄付	柱胴付柄差込栓打	柱に大入箱目違付柄差込栓打	柱胴付箱目違付柄差込栓打	大引に釘打	大入蟻落	柱へ渡り蟻落上クサビ打	隅捻組、隅木落掛り渡	同右	桁に腰掛蟻、柱に柄差落蟻	大梁に腰掛蟻	桁落掛り半渡り腮釘打	釘打	同右	垂木に大入釘打	釘打	隅組手相欠落掛り	脚部角柄、上部平柄
形状・寸法(寸)	面取角柱 四・〇角	四・〇角	同右	三・五角	一・五×二・〇	三・五角	一・〇×三・五	四・〇×六・〇	同右	四・〇×五・〇	—	隅反り、鼻コキ	二・一×二・四	二・〇×二・四	厚〇・八、垂木上端合せ	〇・一×〇・一	四・〇角	同右

名称	棟木	敷居	鴨居	地長押	内法長押	天井長押	天井廻縁	天井棹縁	天井吊木	トコ框	トコ落掛	外壁	外壁目板	羽目板	内壁	廊下床板	畳床板	天井板	化粧裏板
継手	両目違鎌継	—	—	胴付柄差	矩折目違鎌、竿継	同右	—	いすか継	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
仕口	—	大入タテ目違柄入	同右	土台に相欠	柱に襟輪釘留	同右	—	天井廻縁に大入	天井棹縁に送り蟻	箱目違柄入	大入	柱に大入	釘打	柱、框に胴付	傍ヒブクラ矧	木口相決り釘打	胴付	傍ヒブクラ矧	広小舞に大入
形状・寸法(寸)	四・〇×六・〇	成一・五、幅四・〇	同右	成三・〇、出一・二	成四・〇、出一・〇	同右	成二・四	猿顔面取二・〇×二・四	二・〇角	面取〇・三	四・〇角	厚〇・四	厚〇・四、幅一・二	厚〇・四	厚〇・四	厚〇・六	厚〇・五	厚〇・三	厚〇・四



#### 四 屋根工事

① 野地 野地は竹小舞張とし、径一〇mm前後、長さ二・〇m程度で十分に乾燥し防虫・防蟻・防腐処理（浸漬処理）を施した竹を使用した。工法は軒先の広小舞尻より一本ごとやり違いに隙間なく横に並べ、棕紹網で編みつけた。

② 葺土 平瓦下の平土、丸瓦下・棟積みの丸土として使用し、材料は細粒コーラルに消石灰を少量加え十分に混練した。

③ 本瓦 発掘現場から赤瓦が出土している。沖縄では一七〇〇年代以降は赤瓦が主流であり、一七四八年創建の東の御番所はその時代に含まれることから赤瓦とした。また、轆轤を使用した旧式の手造りによる製作とした。なお、この手法は識名園御殿修復等で使用された方法である。

イ 形状・寸法 出土遺物のうち、完形瓦を選定し見本品とした。

平 瓦―胴長、尻幅、厚さ、谷深さ

丸 瓦―胴長、玉縁長、幅、厚さ

平瓦当―垂尖形の牡丹花葉文

丸瓦当―珠文入り牡丹文

なお、瓦当文様については、出土遺物の文様を忠実に再現した。

ロ 原土 採掘後十分にねかせたものとし、有害な可溶性アルカリ分、有機物、粗砂等の物質を含まない良質なものとした。使用に際しては、原土をクラッシュヤー混練機にかけ、水分調整を行い十分に放置したものを使用した。

ニ 製品検査 出来上がった瓦は適宜抽出して、左記の項目による検査を行った。特に吸水率に関しては、同様の旧式造りを採用した事例を参考に、一〇%以下を目指し実験を試みた結果、かなり厳しいことが判った。

・吸水率―JIS A 五二〇八に定める試験方法にて検査した結果、吸水

率は二〜一四%の値を示した。

・寸法、強度―誤差は明示寸法の五%以内とし、焼むら、著しい焼狂い、亀裂、破損等のない優良品を使用し、検査は肉眼・打音等によって行った。

#### ④ 瓦葺

イ 本瓦葺 平瓦は竹野地上に葺土を置き、葺足一〇cm程度で葺上げて三枚重ねとし、軒先は軒平瓦の上に面を揃えて二の平瓦をのせた。また、軒先瓦間には銅釘を横に押しあて、ホルマル軟銅線を用いて瓦座と緊結した。丸瓦は玉縁あたりに点置した葺土にのせ、玉縁に重ねて葺登る。

ロ 棟瓦積 隅棟は平瓦を葺足一七cm内外に二段重ね、葺土を置いて丸瓦を伏せた。大棟も同様に、平瓦の伏せ重ねを葺土で二段に熨斗積した。

ハ 漆喰塗 丸瓦の目地、平瓦との取り合わせ、軒丸および各棟端の小口を塗り固めた。棟端の形式（方言名・チャラー）、丸瓦の目地幅は在来に倣い、漆喰は下・中・上塗を金鏝で仕上げた。漆喰の調合は割れ防止のため白セメントを少量加え、左記を標準とした。（体積比）

下塗―漆喰四、砂三、白セメント一

中塗―漆喰四、砂二、白セメント一

上塗―漆喰四、砂一、白セメント〇・三

#### (五) 雑工事

① 建具 種別については聞き取り調査から得られた情報を基に、類似事例を参考とした。

#### イ 材料

木材（框、棧、板）……スギ上小節材、框戸の框のみイヌマキ上小節材

釘類（板戸など）……真鍮製

紙類（明り障子）……内山和紙

#### ロ 工法

・ 框 戸

縦 框―敷・鴨居決り

横 框―同右。縦框に平柄差打抜割楔締

戸 板―ヒブクラ矧・接着剤使用、框に大入れ

開閉他―引違い

・ 帯 戸

框・板―框戸と同様、戸板は横棧に釘止

横 棧―縦框に片寄平柄差打抜割楔締

開閉他―引違い

・ 板 戸 (雨戸)

周 框―縦框に平柄差打抜割楔締

横 棧―同右。四本入り (上棧込)

戸 板―突付矧目板入れ、周框に大入れ、下框に欠込釘止、上棧に張

上げ中棧共釘止

開閉他―引違い、片引き

・ 腰付障子

縦 框―上・下溝決り

横框・中残―縦框に平柄差打抜割楔締

組 子―仕口合欠、周框に片大入れ、縦三本、横十本

腰 板―縦張り、ヒブクラ矧、周框・中棧に大入れ

開閉他―引違い

## ② 畳 工 事

イ 材 料

畳 表……沖縄イグサ表 (沖縄産ビーク)

畳 床……JIS五九〇一、二種特級、重量二八kg/枚以上、裏ごもはわ

ら製

縫 糸……ビロン糸、JISL二五〇一

畳 縁……上質純綿製、黒縁

## ③ 舗 装

かさ上げに伴って発生した建物西側に位置するスロープの仕上げについては、往時の仕上げに近い色調・材質とした。

イ 材 料 骨材粒径φ一・〇〜九・五mmの透水性石灰岩舗装とした。

ロ 工 法 路盤を十分に敷き固め、厚四〇mmの舗装材を金ゴテで十分に均し固めた

## (内)設備工事

### ① 電気設備

イ 材 料 材料は全て日本工業規格に合格したものをを用いた。

ロ 配線工事 電気および火災報知は新たに引き込み、既設のガイダンス

施設から玉陵南側を迂回させた露出配管とし、建物付近より埋設した。要

所にはハンドホールを設け、床下はHIVE管、屋内壁はメタルモールで

配管した。留め金具とも建物に調和した塗装を行った。

ハ 器 具 分電盤等は板間に取り付け、照明およびコンセントは木造の

雰囲気配慮した器具とした。

ニ 自動火災報知設備工事 小部屋には作動式スポット型熱感知器 (二種)

を、その他の部屋・小屋裏には差動式分布型熱感知器 (空気管) を取り付

けて、板間の受信盤へ接続し、ガイダンス施設で感知できるようにした。

ホ 避雷設備工事 大棟と隅棟に避雷銅帯、軒先に避雷銅線をそれぞれ支持金物にて丸瓦に取り付けた。導線は外壁沿いに取り付けた保護管を通して、建物南西・南東側二箇所へ接地した。

② 給排水設備

イ 給水設備工事 水道は電気設備と同様のルートで新たに引き込み、台所土間に水栓柱を立て給水を行った。

竣工



1. 竣工 西方より見る



2. 竣工 北西側より見る

竣工



3. 竣工 北東側より見る



4. 竣工 南側より見る

竣工



5. 竣工 一番座 大床



6. 竣工 台所・広敷



7. 竣工 台所土間



8. 竣工 廊下 (西側より見る)



9. 竣工 廊下 (東側より見る)

仮設工事



14. 遺方（東側より）



10. 工事安全祈願祭



15. 素屋根建設（北西側より）



11. 工事着手前（北東側より）



16. 素屋根完成（東側より）



12. 仮囲い



17. 現場事務所



13. 切り株除去（基壇部分）



22. 土間鉄筋配置 (北東側より)



18. 遺構保護砂敷き



23. 土間コンクリート打設後 (南西側より)



19. 遺構保護砂敷き (礎石部)



24. 礎石表面加工 (大里村の石材加工所にて)



20. 土壌処理剤散布 (東側より)



25. 礎石据付 (北東側より)



21. 土間型枠設置 (北西側より)

石工事



30. ミジタミ石積み



26. 遺構積み直し (西面基壇)



31. ミンタナ石敷き



27. 基壇石敷き (南東角)



32. 側溝石敷き (参詣道スロープ北側)



28. 倒れ防止アンカーボルト (基壇部分)



33. 踏石支石設置 (西面側溝)



29. 礫石設置 (北面)

木工事



38. 防蟻処理剤塗布 (同右)



34. 木材検品 (東風平町の木材加工所にて)



39. 含水率測定 (同上)



35. 原寸検査：墨打ち (同上)



40. 木材現場搬入 (南東側より)



36. カンナ掛け (同上)



41. 建方開始 (西側より開始)



37. 小屋仮組み (同上)

木工事



46. 垂木取付



42. 大梁取付



47. 化粧裏板張り (北面)



43. 小屋組 (北東側より)



48. 床組



44. 棟上式 (棟木に紫微鑿駕)



49. 鴨居取付



45. 垂木取付 (東面)

木工事



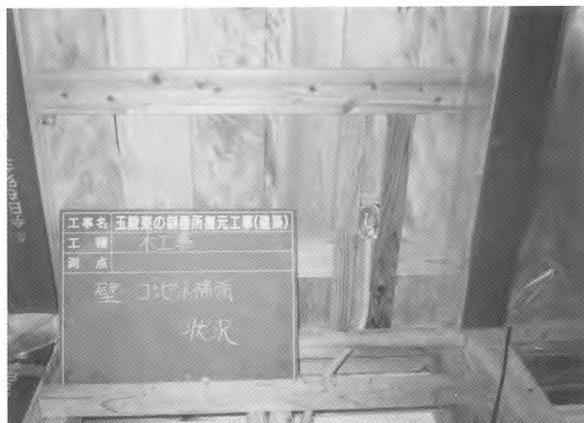
54. 床板設置



50. 外壁取付



55. 棹縁取付



51. 内壁埋込コンセント補強



56. 天井板設置



52. 内壁取付



57. 床の間造作(筆返し)



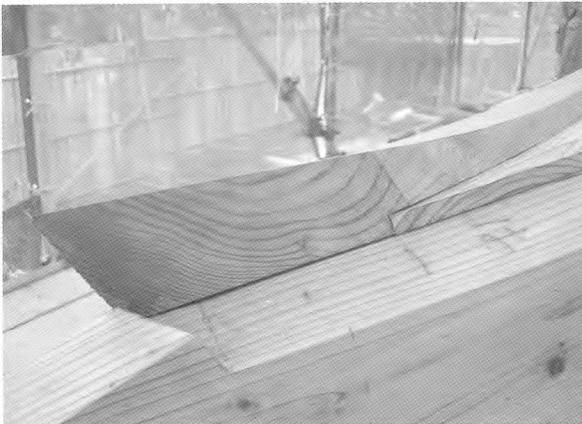
53. 雨戸袋設置



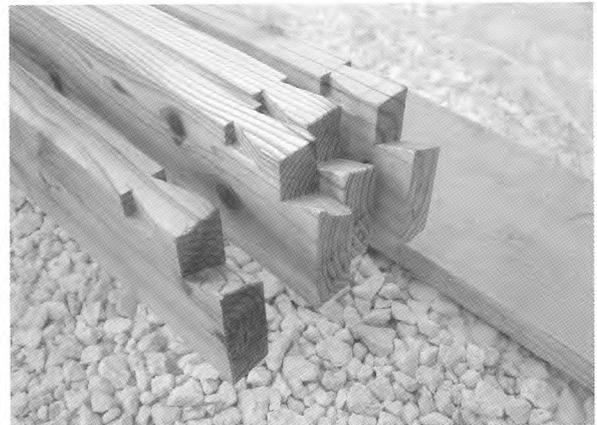
62. 軒桁・隅木



58. 土台 (柱胴付柄差込栓打)



63. 広小舞・化粧裏板



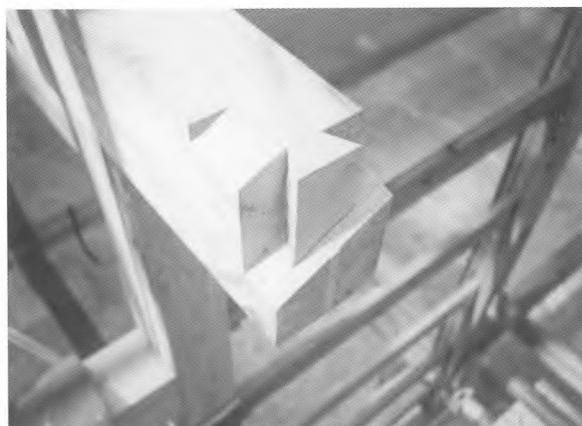
59. 貫 (蟻掛)



64. 広小舞 (隅部: クサビ打)



60. 柱と貫の納まり



65. 破風板受 (軒桁)



61. 桁 (鎌継)、梁 (蟻掛)

屋根工事（瓦製作）



70. 平瓦（粘土巻き付け）



66. 遺物（軒先瓦）



71. 丸瓦（粘土成形）



67. 瓦当文様試作



72. 軒丸瓦（瓦当接合）



68. 原土保管状況



73. 乾燥（桶抜き取り後）



69. 粘土を板状に切り取る

屋根工事（瓦設置）



78. 谷部（平瓦下部に銅板敷）



74. 野地竹設置



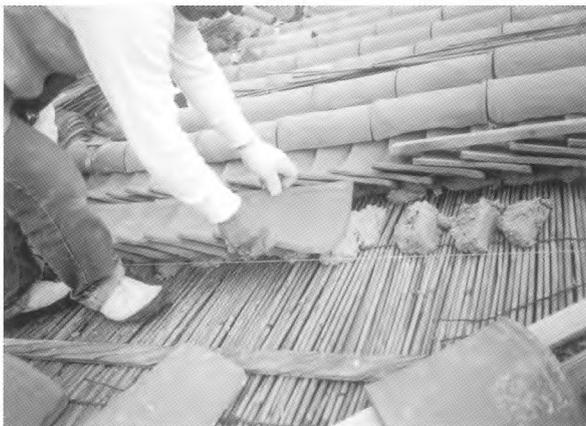
79. 隅棟（碎瓦と葺土を詰め、その上に平瓦を重ねる）



75. 軒先瓦葺き（瓦座には亜鉛釘に銅線を巻き付け）



80. 漆喰塗（中塗）



76. 平瓦葺き（三枚重ね）



81. 瓦座処理（軒平瓦と瓦座の隙間・瓦座表面を漆喰で仕上げる）



77. 丸瓦葺き（定規にて通りを出す）

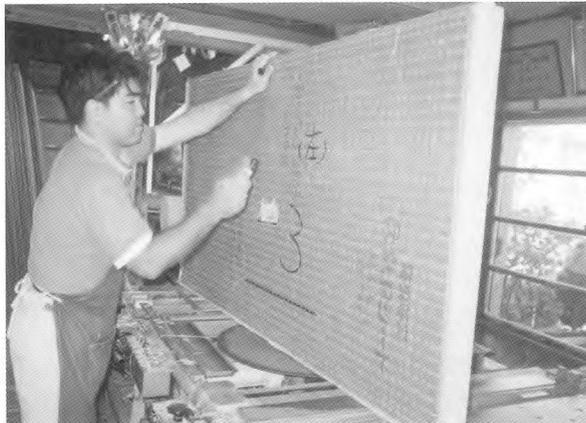
その他工事



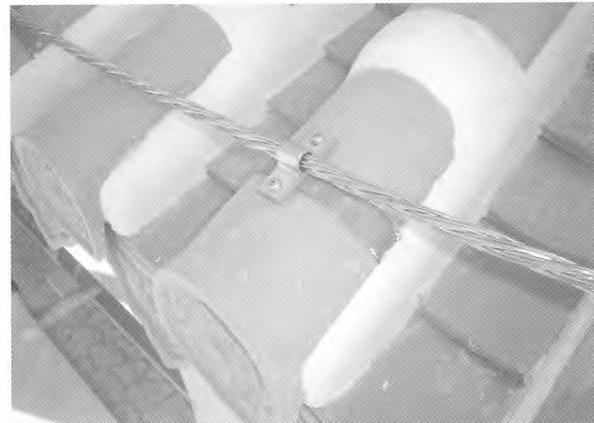
85. 建具製作



82. 設備幹線（玉陵石牆南側）



86. 畳製作



83. 避雷銅線（軒丸瓦に固定）



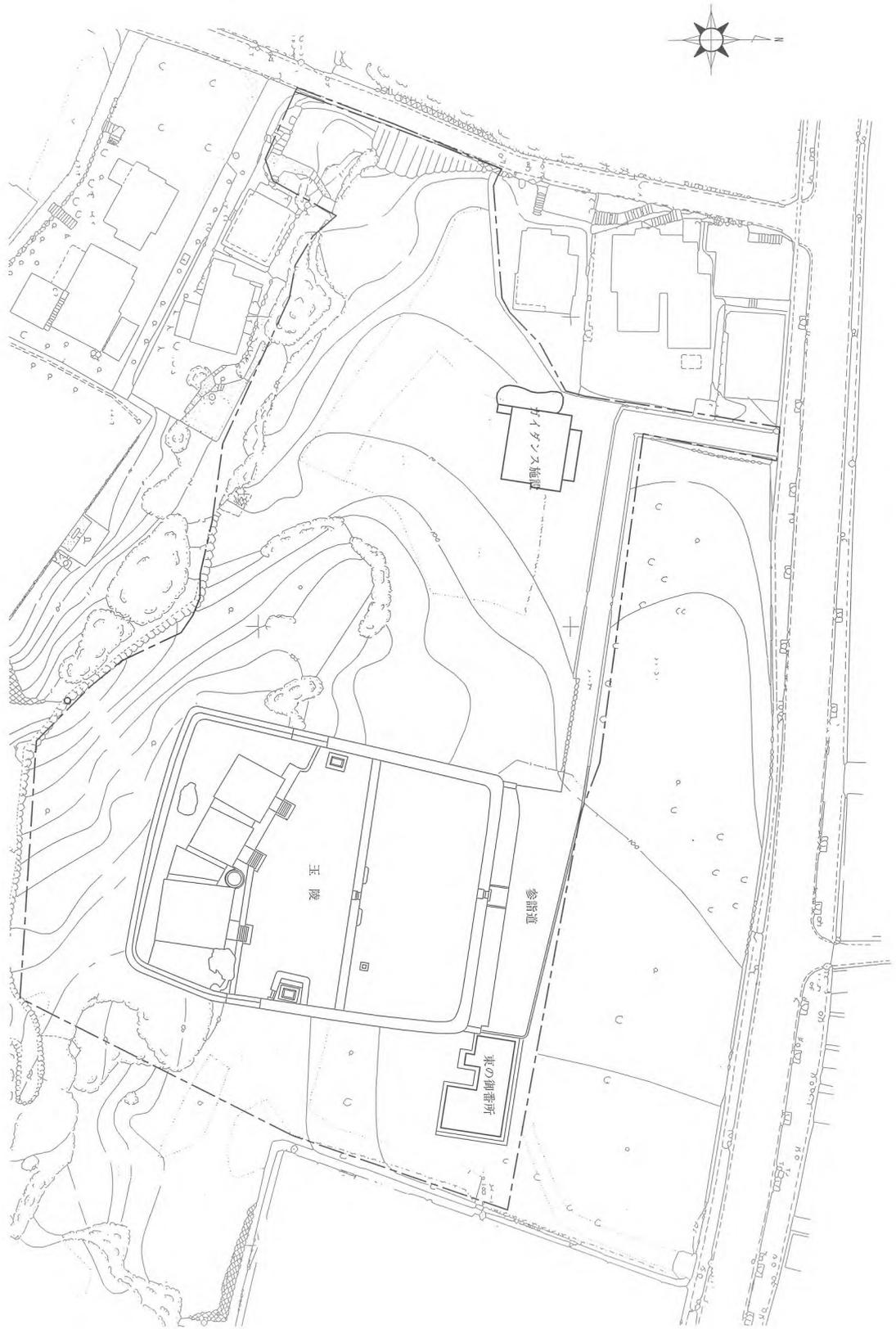
87. 土間叩き（台所）



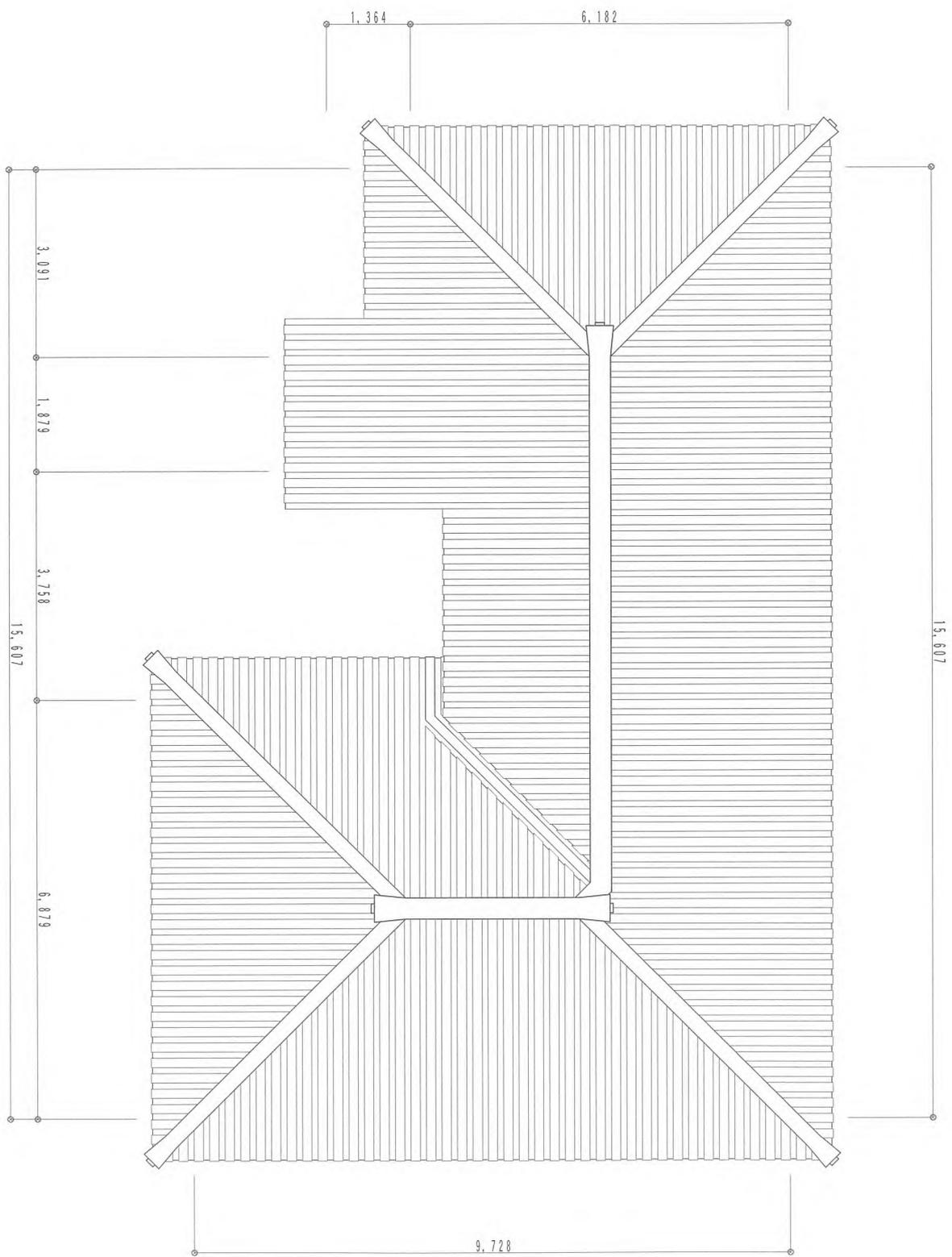
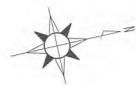
88. 透水性舗装（参詣道スロープ）



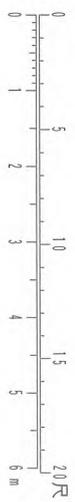
84. 左：電灯盤、中：総合盤、上：感知器収納箱

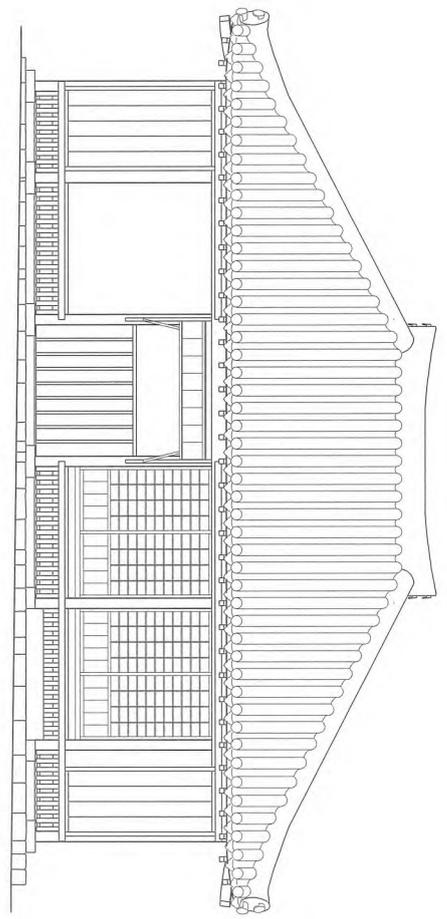




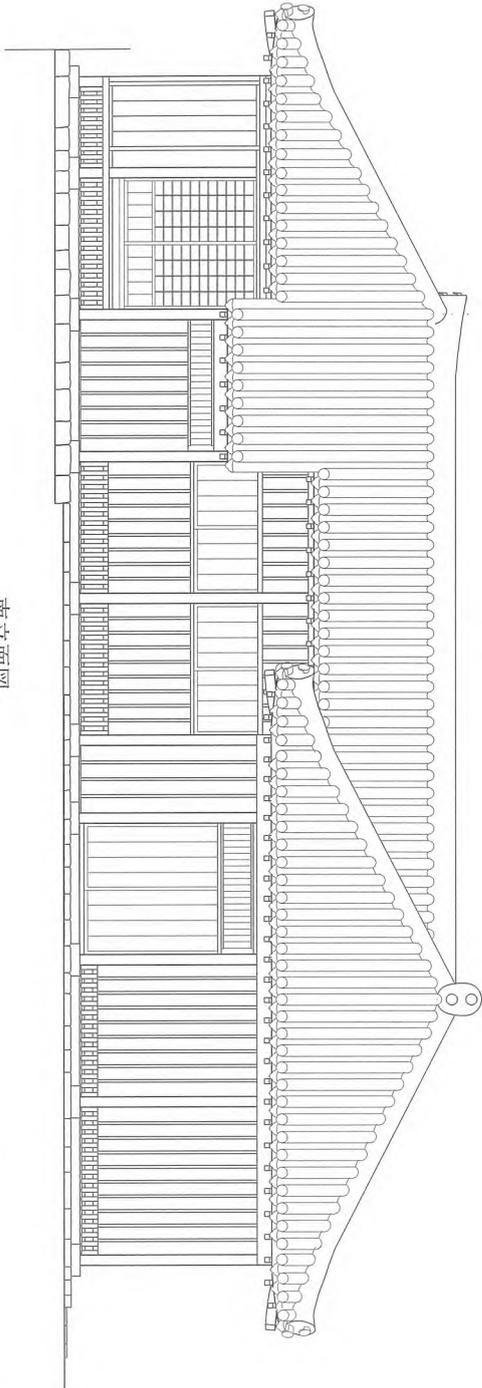


3 屋根伏図

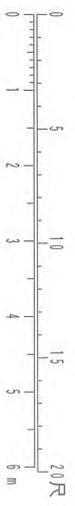


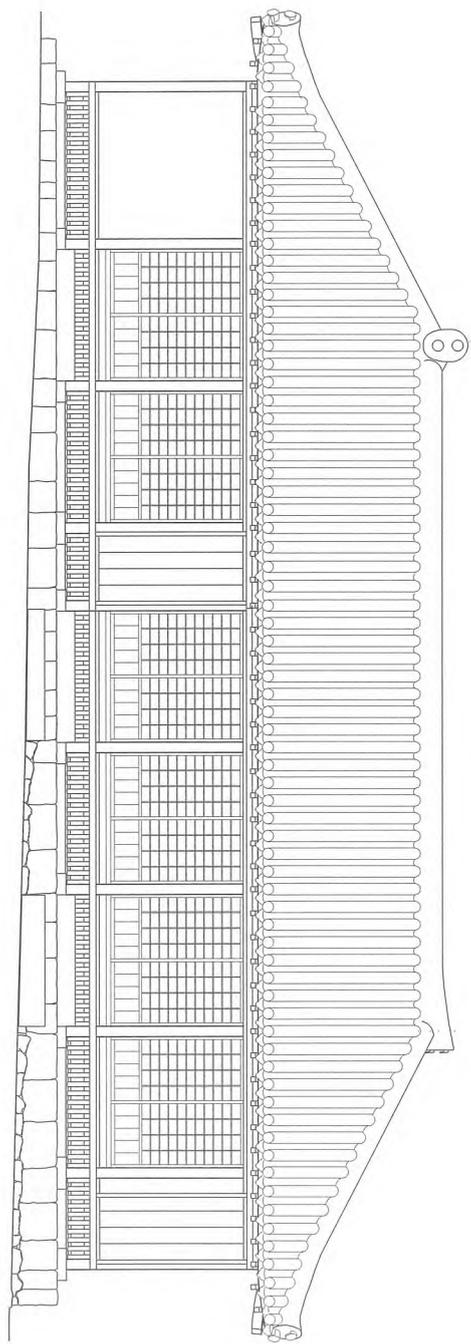


東立面图



南立面图

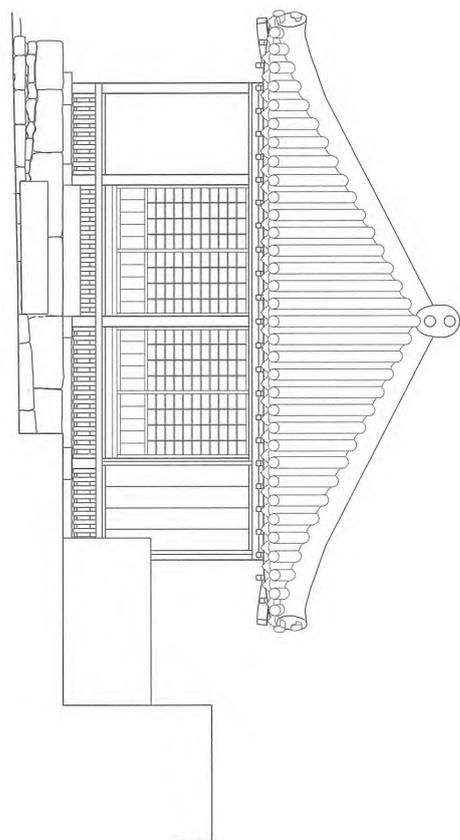




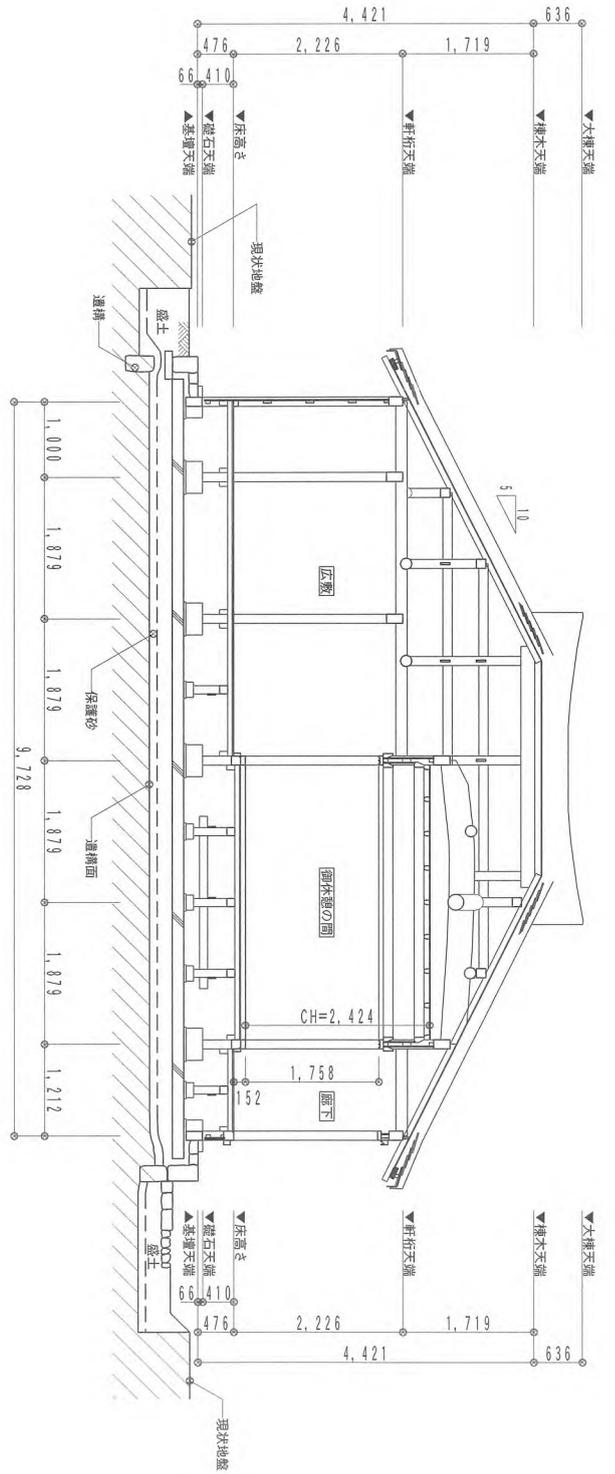
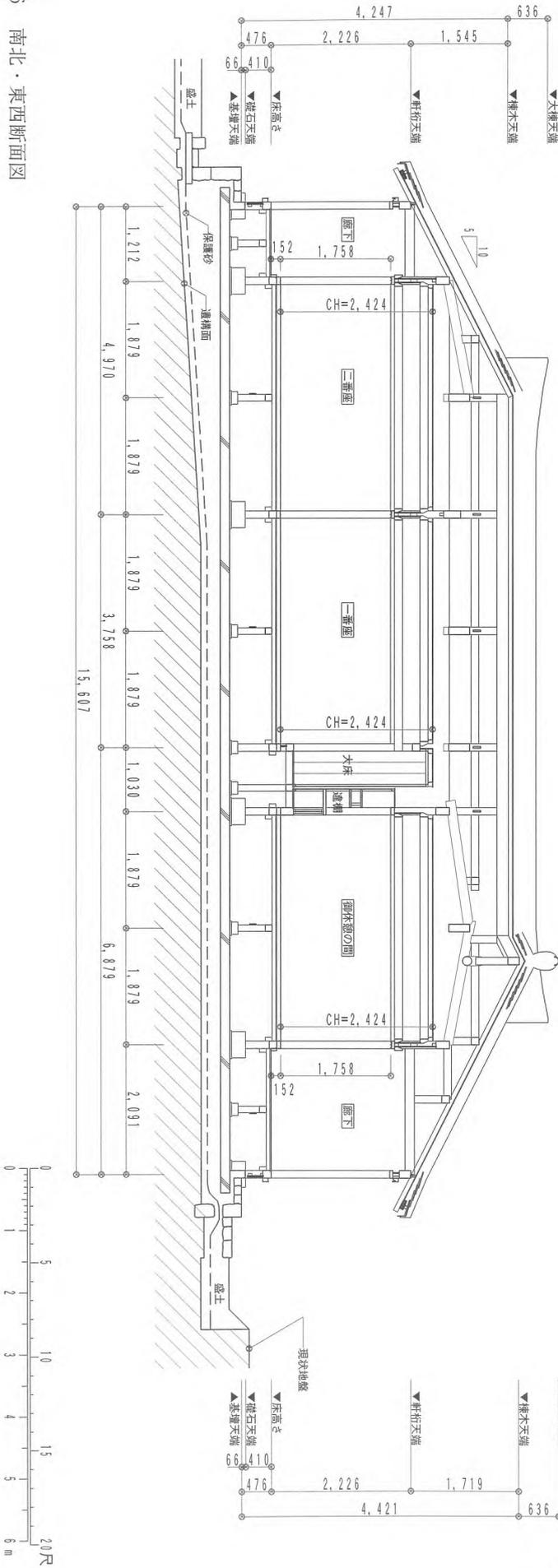
北立面图



西立面图



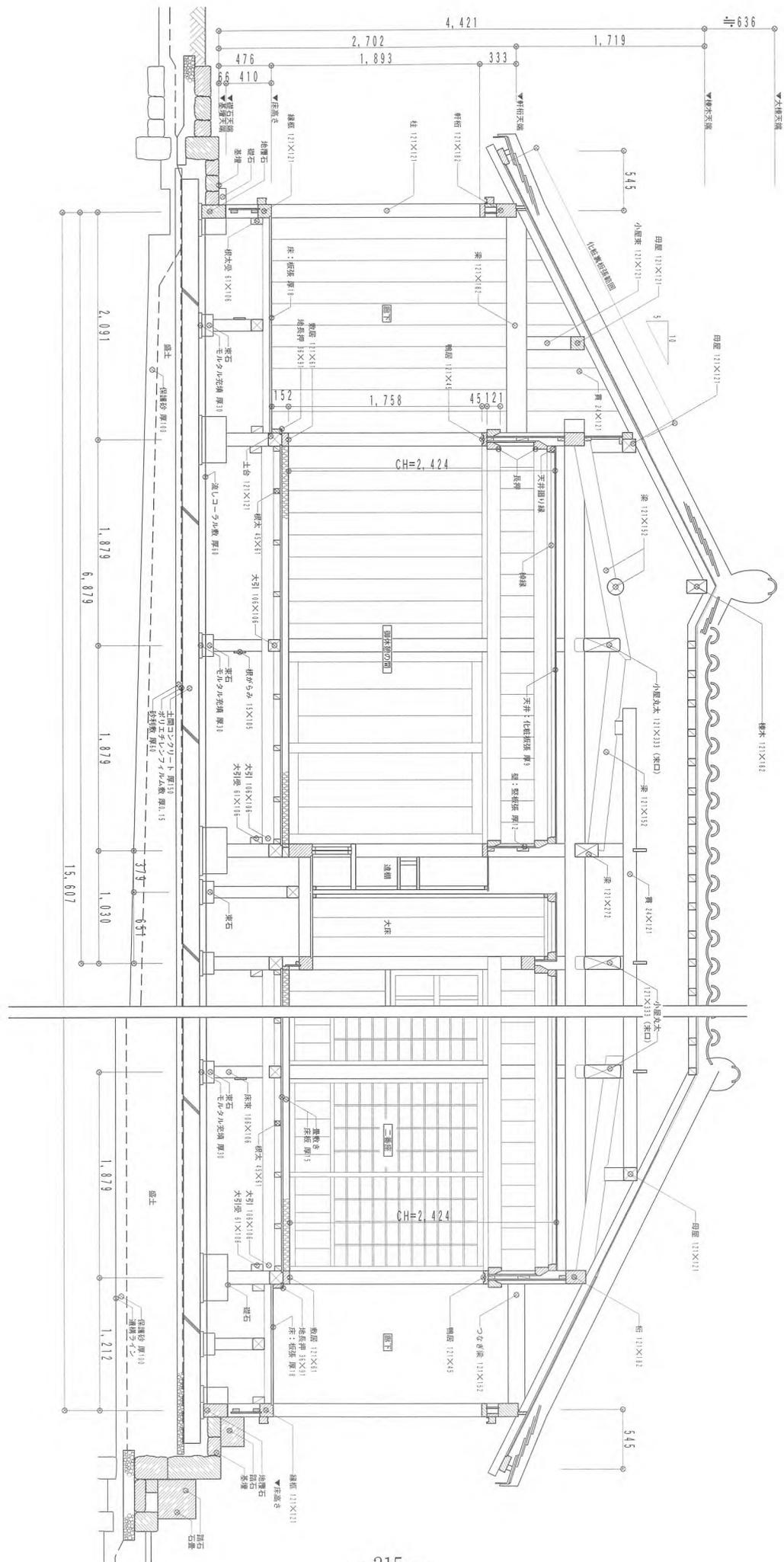
6 南北・東西断面図





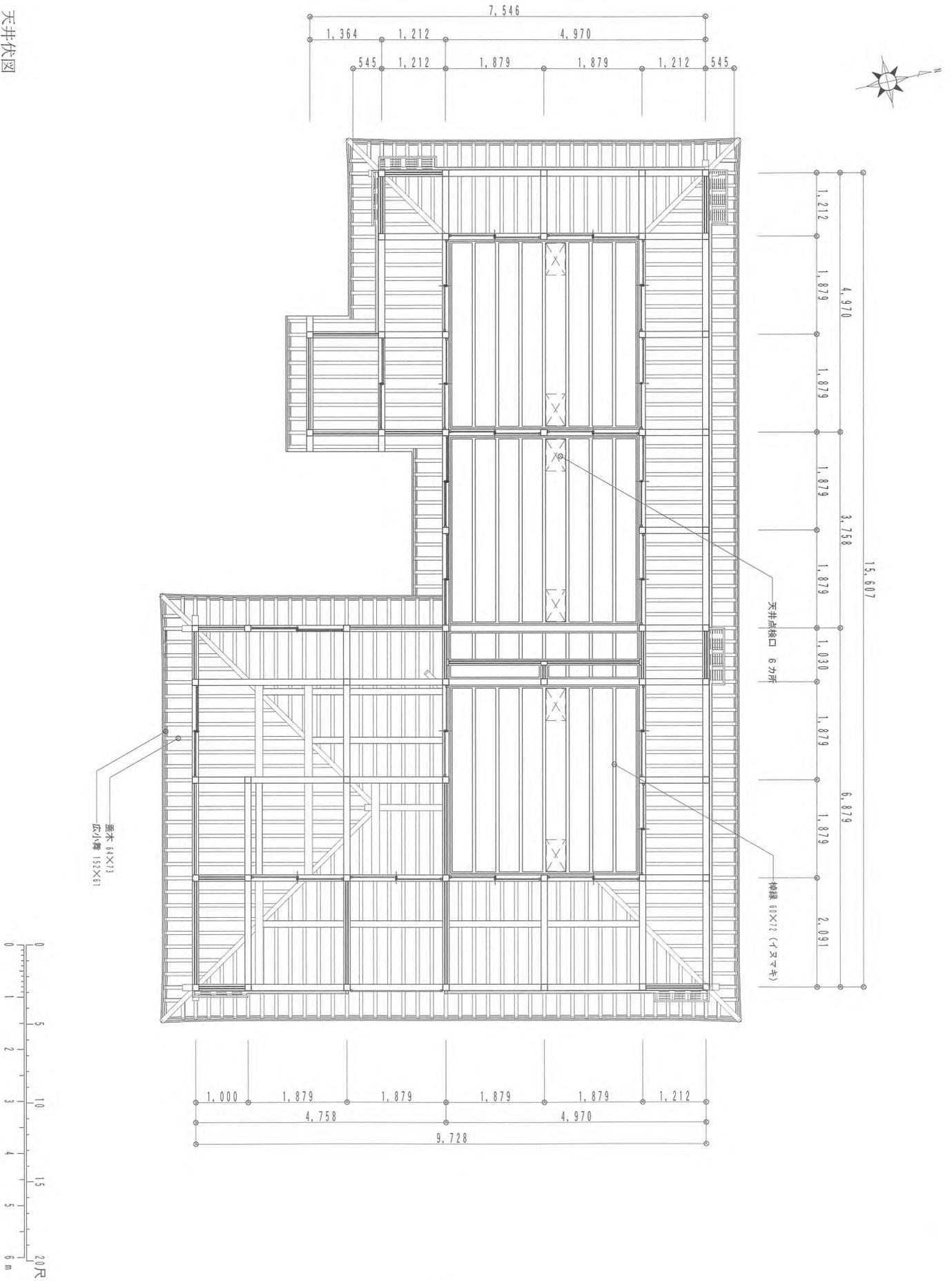


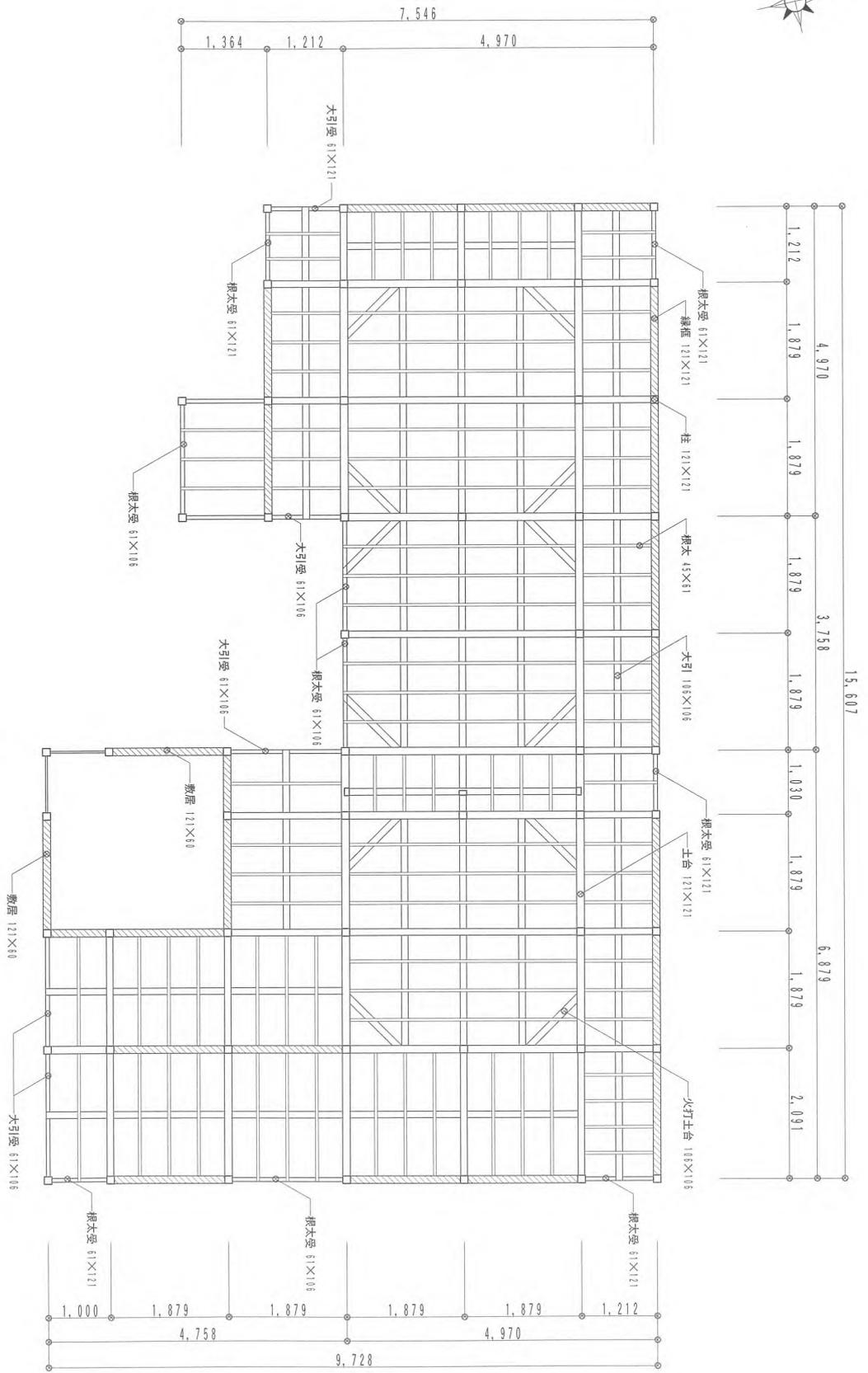
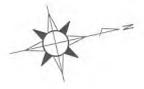
9 断面詳細図 (御休憩の間・二番座)



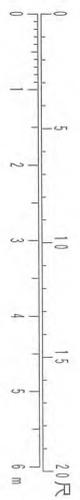


1 1 天井伏図



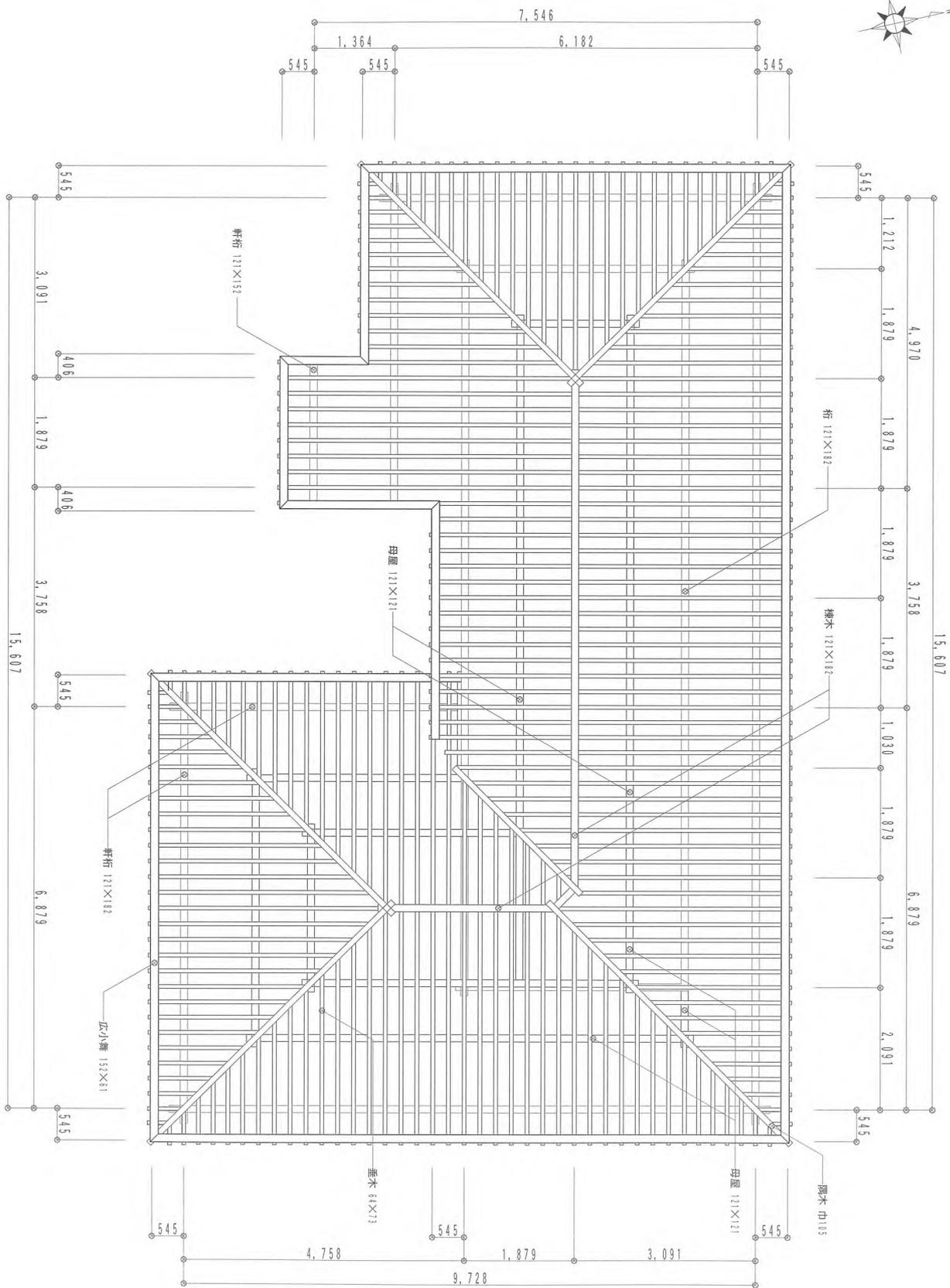


凡例  
 〰〰〰 — イヌギキ材  
 〰〰〰 — その他 杉 等材

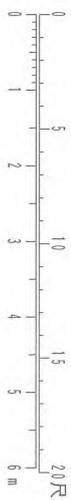


1 2 床伏図

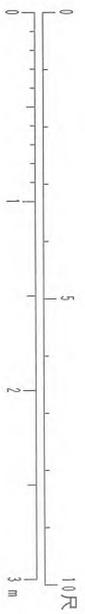
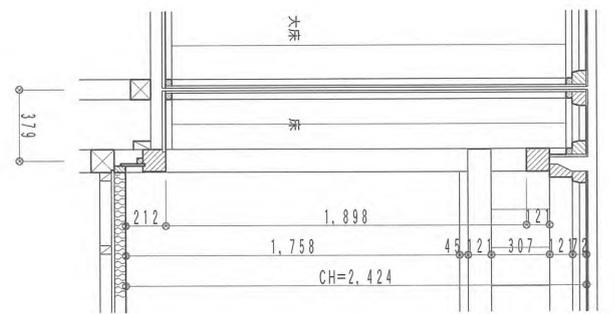
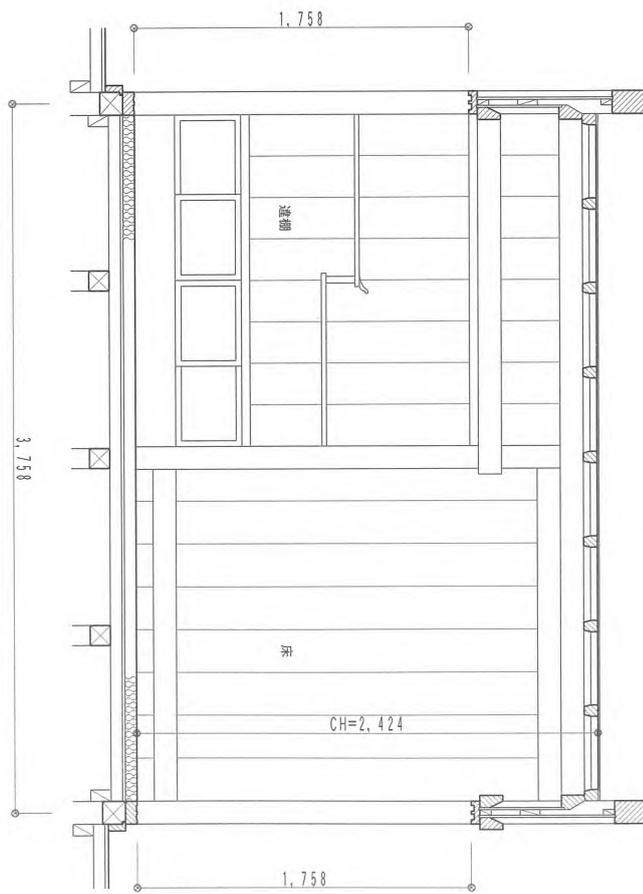
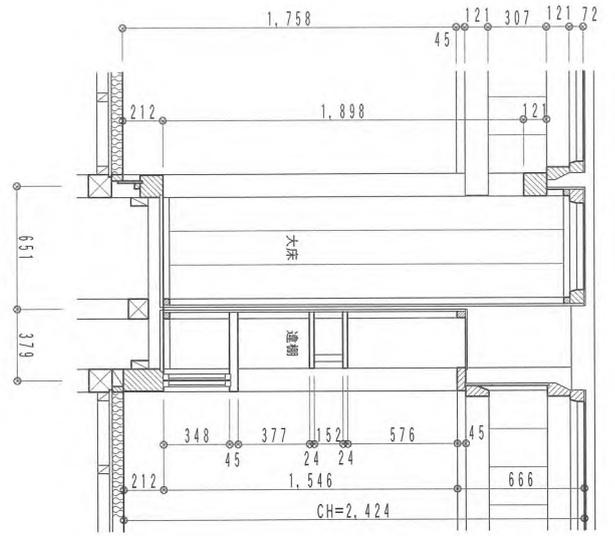
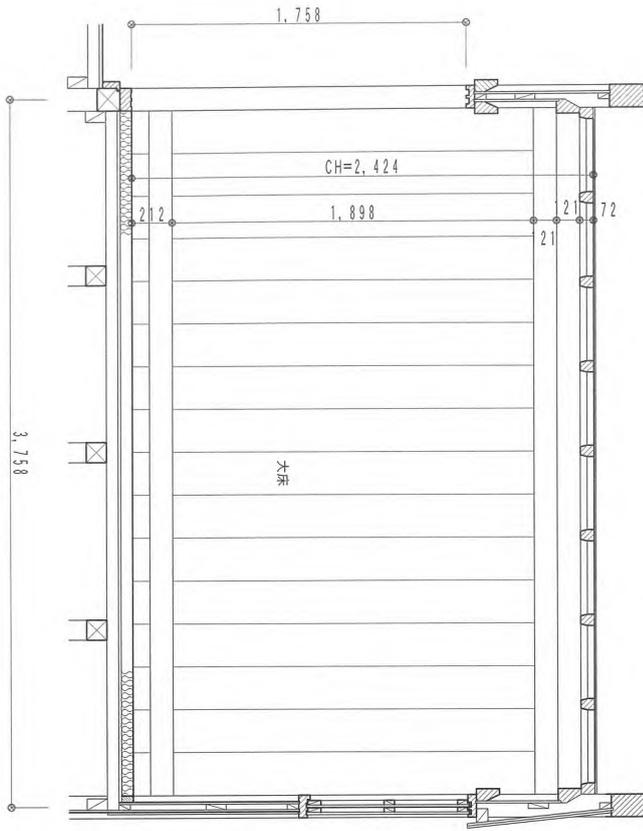




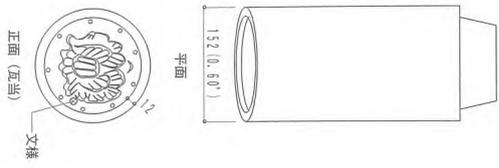
1 4 小屋伏図



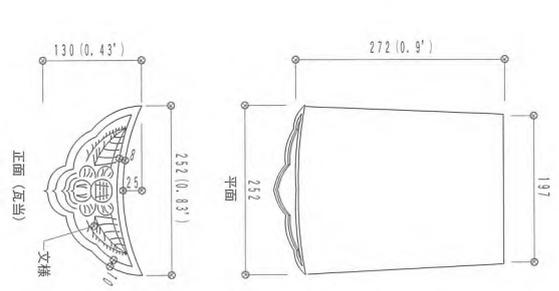
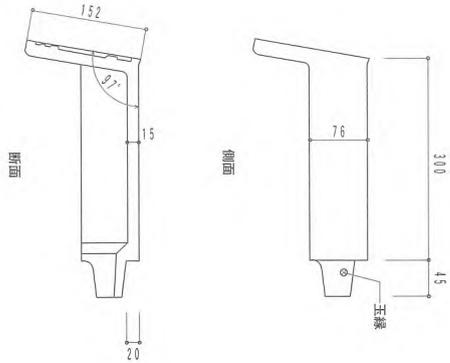
1.5 床の間詳細図



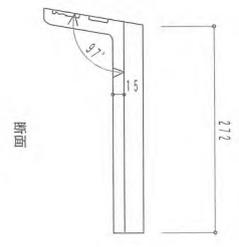
1 6 瓦寸法



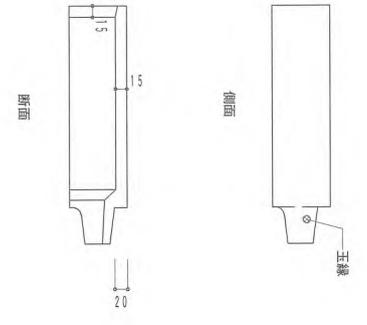
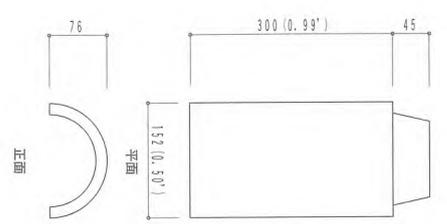
軒丸瓦



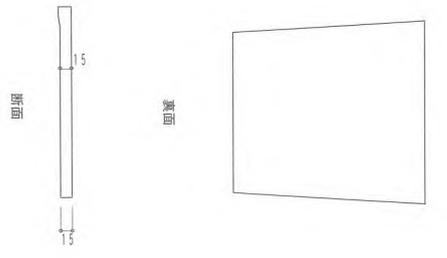
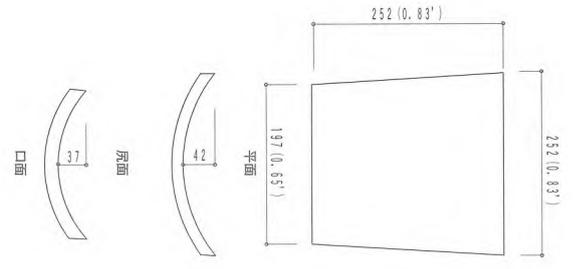
軒平瓦

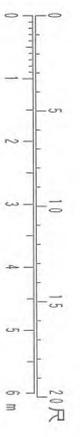
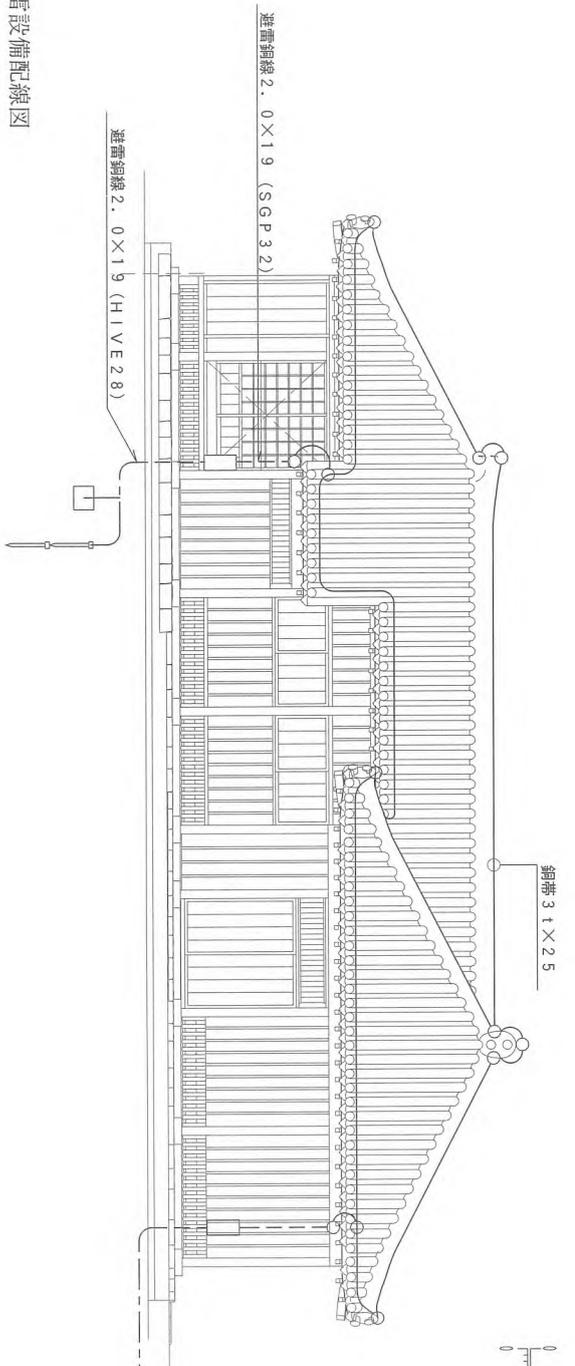
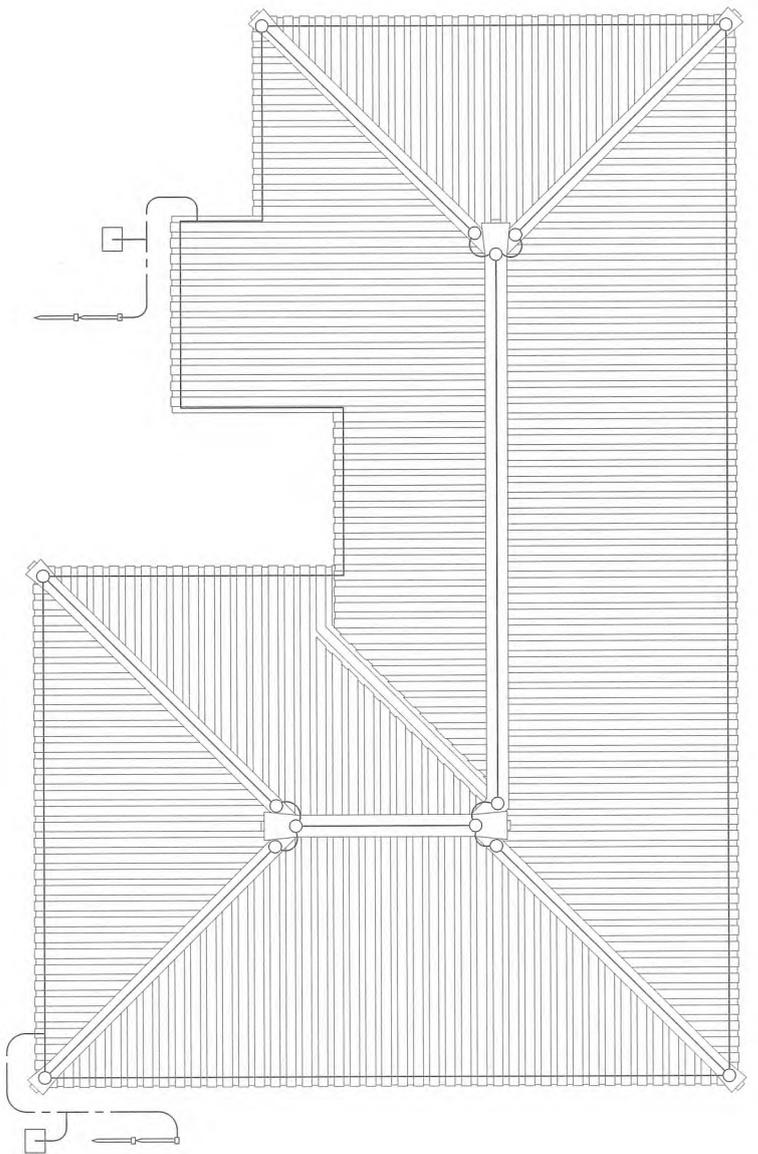


丸瓦



平瓦





17 避雷設備配線圖

## 第七章 参詣道復元工事

### 第一節 事業経過の概要

#### 第一項 事業に至る経過

平成一二年から始めた玉陵史跡等活用特別事業により、発掘及び史料調査等が行われ、石牆の修復やガイダンス施設である奉円館が開館された。そして、平成一五年三月に東の御番所の復元とその周辺整備が完了した。

平成一三年度に実施された参詣道の発掘調査により、東の御番所側から参詣道沿いに西へ延びる石組排水溝が、一部欠損・破損しているもの、ほぼ完全な状態で確認された。その後、来園者の便宜を図るため一部保護砂等にて遺構を埋め戻し、東の御番所の整備を待つて、平成一五年八月に参詣道の復元整備(玉陵史跡等総合整備活用推進事業)に着手した。

#### 第二項 事業の経過

所有者である那覇市は、設計監理業務を株式会社国建に委託し、同社から参詣道整備の設計図書を提出させ、これに基づいて現状変更許可申請を行った。

工事は那覇市の直轄工事とし、総事業費五、〇〇〇、五〇〇円、工事期間三ヶ月の予定で平成一五年八月二十九日に着手した。

#### 第三項 工事組織

各種の申請・報告・入札・契約等の実務は、教育委員会文化財課が中心になっ

て遂行した。設計監理は株式会社国建に委託し、同社は主任技術者を随時現場に派遣しその任に当たさせた。施工は請負工事とし、市財務規則に従った指名競争入札にて決定した。

工事関係者  
事業者

那覇市

市長 翁長雄志

教育長 仲田美加子

教育委員会文化財課

課長 古塚達朗

係長 大久肇

主任技師 鳥袋勝

設計監理

株式会社 国建(那覇市久茂地一―二―二〇 OTV国和プラザ内)

代表取締役 新城安雄

主任技術者 平良啓

技術員 福元真一郎

施工請負

有限会社 球陽ガーデン(那覇市宇栄原三―三―五)

代表取締役 平良国浩

現場代理人 上原邦彦

協力業者

石工事 (株)武山建設(玉城村字百名一―四七)

代表 武村隆

舗装工事 (宥根 神 (那覇市首里久場川町二二二八―二)

代 表 小 嶺 良 一

1 m<sup>3</sup>当たりの配合表

#### 第四項 事業費

総事業費…五、〇〇〇、五〇〇円

工 期…平成一五年八月二十九日から平成一五年一月二六日まで

玉陵参詣道整備工事 (監理) 業務 三二五、五〇〇円

玉陵参詣道整備工事 四、六七五、〇〇〇円

合 計 五、〇〇〇、五〇〇円

### 第二節 工事実施仕様

#### (一) 通 則

##### ① 総 則

記載外の事項または疑問を生じた場合はすべて係員の指示に従い施工した。

なお、実施にあたってはさらに詳細な実施仕様を定めて施工した。

##### ② 材 料 検 収

一切の材料は全て検査員が検査を行い、合格したものを使用した。

#### (二) 舗装工事

##### ① 計画 玉陵第一門付近から奉円館前面に至る範囲。なお、奉円館から西の

御番所付近までは既に舗装が施されていたが、破損箇所が多く、また雨天時

のスペリ防止の観点から全面撤去を行い、新たな舗装を行った。

##### ② 材料 透水性石灰岩舗装 (製品名…ラーバンロック)

使用材料	重量 (kg/m <sup>3</sup> )
白バラス φ2~9.9mm	9 2 4
白セメント	2 0 5
土壌硬化剤	2 1
水	8 2

##### ③ 工法 路盤材としてクラッシュチャーランを五〇一〇cm設けた上に、厚さ四・

〇cmの舗装材を金鏝にて敷き均す。

#### (三) 石工事

##### ① 計画

東の御番所を水上とし、参詣道に沿って繋がっている石組排水溝が確認された。この排水溝は幅三〇cmほどの敷石が設けられた形状で、一部欠

損したもの、破損したものの、倒れているもの等各種各様の状況であった。そ

れらのうち健全なものそのまま再使用し、それ以外の箇所は状況に応じて補

足を行った。また、西の御番所跡北側には、参詣道を横断する排水溝の蓋石

が確認できた。しかし、それらは割れや欠損が著しいため、全ての蓋石を新

材に取り替えた。

##### ② 材料 補足石材は原則として旧来と同質同形状の琉球石灰岩とした。

##### ③ 工法 欠損箇所は隣接する遺構の形状・仕上げを見本とした新材で補足し

た。破損箇所は見え隠れ部分に石材用接着剤 (二液性のエポキシ樹脂) を使

用して新材を補足した。明らかに倒れているもの及びずれていると判断でき

る遺構に関しては、底面を十分に敷き固めた後、隣接遺構に準じて復旧を行った。

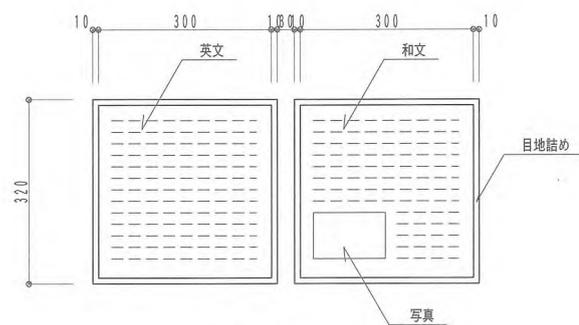
(四) 植栽工事

- ① 種類 リュウキュウマツ（樹高三・〇m、軒周〇・二一m、枝張一・五m）二本、二脚鳥居
- ② 工法 東の御番所南側に配置。客土配合および土壌改良配合は沖縄県基準に基づいて実施した。

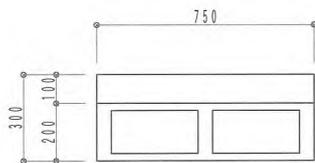
(五) 説明板設置

- ① 計画 東の御番所、西の御番所の二箇所配置し、その施設の説明を日本語と英訳文の各一枚毎に陶板に焼き付けた。
- ② 材料 本体の琉球石灰岩はビシャン仕上げとした。
- ③ 工法 厚一〇cmのコンクリート基礎の上に、本体をモルタルにて据え置き固定した。また、三〇cm角の陶板の厚みに準じて欠き込み、コーキング材にて目地詰めを行った上陶板を固定した。

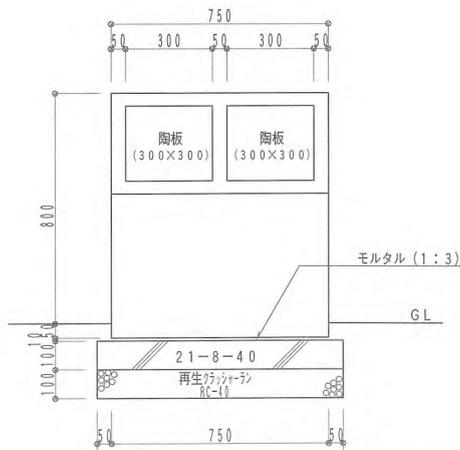
陶板詳細図



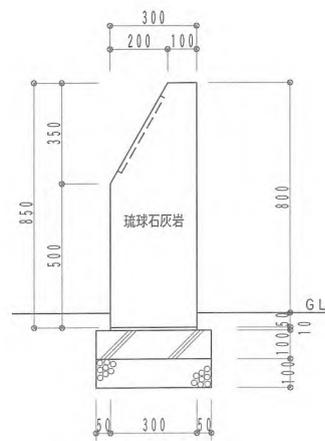
平面図



正面図



側面図



説明板詳細図



1. 竣工 奉円館前より東方を見る



2. 竣工 西の御番所跡前より東方を見る



7. 暗渠（西の御番所跡前）



3. 石組排水溝（右手）



8. 暗渠蓋除去後（西の御番所跡前）



4. 石組排水溝（西の御番所跡前より）



9. 石組排水溝（破損箇所）



5. 石組排水溝（欠損箇所）



10. 石組排水溝（倒れ箇所）



6. 石組排水溝（欠損箇所）

石工事



15. 排水溝設置 (接着剤補強)



11. 石材検査



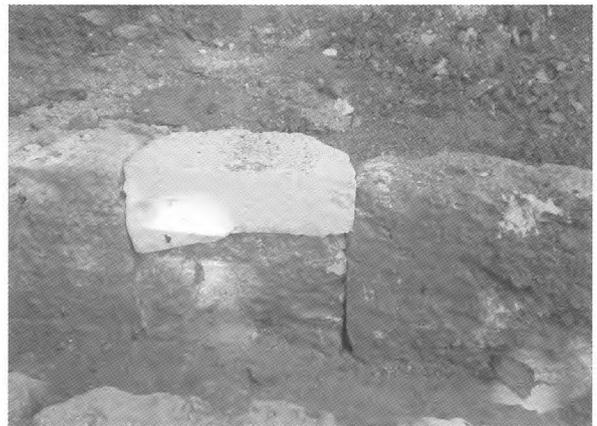
16. 排水溝設置 (欠損箇所 控え)



12. 排水溝設置 (欠損箇所)



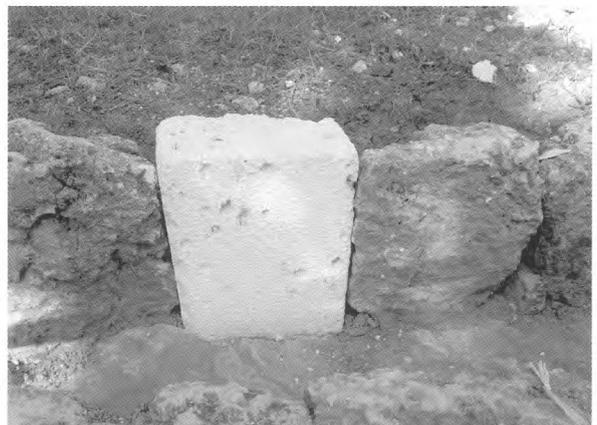
17. 石敷 (西の御番所跡前)



13. 排水溝設置 (破損箇所)



18. 暗渠蓋設置



14. 排水溝設置 (欠損箇所)

舗装工事



23. 舗装状況（東の御番所付近）



19. 既設舗装撤去前（西の御番所跡前より西方）



24. 舗装状況（第一門前）



20. 舗装着手前（西の御番所跡前より東方）



25. 舗装完了（奉円館前）



21. 既設舗装撤去後、仮設通路設置（奉円館前）



26. 養生期間中の仮設通路（奉円館前）



22. 舗装材配合状況

植栽工事・説明板設置



31. リュウキュウマツ植込



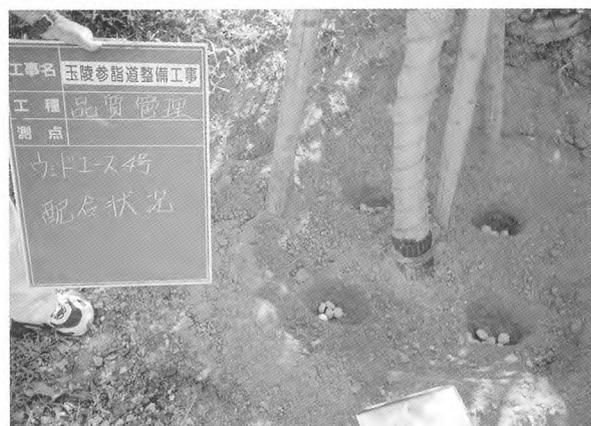
27. 説明板基礎設置（コンクリート打設）



32. 根付



28. 説明板設置



33. 肥料埋込



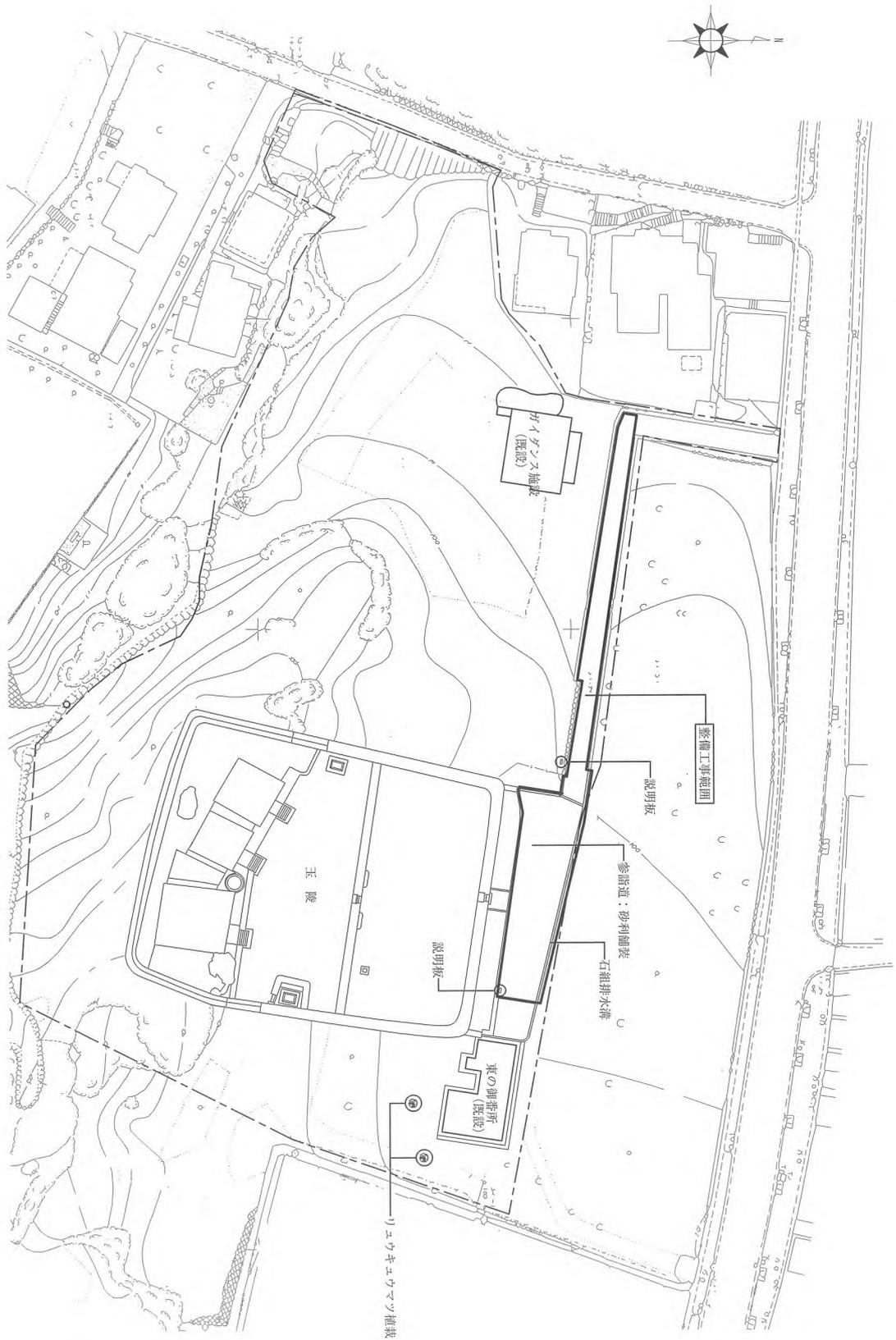
29. 陶板部欠き込み



34. 設置完了



30. 説明板設置完了







平成一六年三月

重要文化財玉陵整備事業報告書

編集 株式会社 国 建

沖繩県那覇市久茂地二丁目二番二〇号  
電話 ○九八(八六二)一一〇六

発行 那覇市教育委員会

沖繩県那覇市樋川二丁目八番八号  
電話 ○九八(八五三)五七七六

印刷  
製本

株式会社 東洋企画印刷  
沖繩県那覇市古波蔵四丁目一番一号  
電話 ○九八(八三二)七四〇四